

令和5年第1回

高山村議会3月定例会会議録

令和5年3月2日 開会

令和5年3月17日 閉会

(16日間)

高山村議会事務局

令和5年第1回高山村議会

3月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘要	備考
第1日	3月2日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託 ・予算審査特別委員会の設置	・議会活性化特別委員会 ・予算審査特別委員会
第2日	3日	金		・休会（議案調査）	
第3日	4日	土		・休会	
第4日	5日	日		・休会	
第5日	6日	月		・休会	
第6日	7日	火	午前10時	本会議（一般質問）	・議会報特別委員会
第7日	8日	水	午前10時	本会議（一般質問）	・議会運営委員会
第8日	9日	木	午前9時	予算審査特別委員会（総務課） 〃（議会事務局） 〃（監査委員書記）	(防災会議室 2階)
			午後1時	〃（住民税務課） 〃（会計室）	
第9日	10日	金	午前9時30分	〃（健康福祉課）	
			午後1時	〃（産業振興課）	
第10日	11日	土		休会（議案調査）	
第11日	12日	日		休会	
第12日	13日	月	午前9時	予算審査特別委員会（建設水道課） 〃（定住支援室）	(防災会議室 2階)
			午後1時	予算審査特別委員会（教育委員会） 〃（人権推進室）	

第13日	14日	火	午前10時	予算審査特別委員会（総括質疑）	（議場）
			午前11時	総務文教常任委員会	（防災会議室2階）
			午後1時	福祉産建常任委員会	・全員協議会
第14日	15日	水		休会（議案調整）	AM8:30 中学校卒業式
第15日	16日	木		休会	AM9:00 小学校卒業式
第16日	17日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・追加議案 説明・質疑・討論・採決	・議会運営委員会

令和5年第1回高山村議会3月定例会会議録（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）

高山村告示第1号

令和5年3月2日、高山村議会3月定例会を高山村役場に招集する。

令和5年2月9日

高山村長 内 山 信 行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第3号 長野広域連合における財産の処分について
- 日程第8 議案第4号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 村税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 高山村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 辺地に係る総合整備計画について
- 日程第16 議案第12号 高山村道路線の認定について
- 日程第17 議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算

- 日程第18 議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算
日程第19 議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算
日程第20 議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算
日程第21 議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
日程第22 議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算
日程第23 議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算
日程第24 議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算
日程第25 議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算
-

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号
 - 5 議案第1号～議案第21号
-

出席議員(12名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員 |
| 9番 松 本 茂 議員 | 10番 山 寄 秀 治 議員 |
| 11番 柴 田 弘 男 議員 | 12番 西 原 澄 夫 議員 |
-

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 村 長 内 山 信 行 | 副 村 長 藤 沢 敏 和 |
| 教 育 長 澁 谷 茂 夫 | 総 務 課 長 宮 川 裕 明 |
| 住民税務課長
(会計管理者) 西 原 一 美 | 健康福祉課長 堀 一 生 |
| 産業振興課長 小 淵 義 彦 | 建設水道課長
(定住支援室長) 荒 井 孝 浩 |

教育次長 山崎久志
(人権推進室長)

事務局出席職員

事務局長 山崎賢一 書記 槇田和子

午前10時03分 開会

○議長(西原澄夫議員)

ただいまから、令和5年度第1回高山村議会3月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

———内山村長。

○村長(内山信行)

おはようございます。高山村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年高山村議会3月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。日頃皆様方には、議会活動を通じまして村政発展のために御尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

まず初めに、2月6日にトルコ南部からシリア北部にかけて発生した、マグニチュード7.8の地震により多くの建物が倒壊し、倒壊した建物の下敷きや厳しい寒さの影響などで、トルコ、シリア両国合わせて5万人を超える多くの皆様が亡くなられ、甚大な被害となりました。

この地震による災害救助のため、日本を含め世界各国による懸命な救助活動が行われていますが、20日以上経過した現在も救助活動は困難を極めておりますが、一日も早い救助並びに復旧・復興を願うものであります。

また、この地震により亡くなられました多くの皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました、両国にお見舞いを申し上げます。

さて、昨年2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻し、全世界に大きな衝撃を与えてから1年が経過しましたが、以前としてウクライナへの攻撃は止まず、激化するばかりで終息の見通しは全く不透明であります。

ロシア軍によるウクライナ侵攻から1年を前にした23日、国連総会はロシア軍のウクライナからの撤退を求める決議案を採択しましたが、各国による国際協調力を強化し、一刻も早い軍事侵攻の停止を図ってほしいものと願うばかりであります。

このように激変する世界情勢の中、新型コロナウイルス感染症による感染者が国内で初めて確認

されてから3年余りが経過した1月27日、政府は新型コロナの感染症法の位置づけを、これまでの「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することを決定しました。

令和2年の1月の大流行から3年、ワクチンの普及やウイルスの弱体化、新薬の開発が進んでおり、一部の制限はありますが、イベント・行事・旅行など、経済活動が可能となりました。

このため、本村におきましては、高齢者や高齢者施設等には十分配慮しながら、その上に立って、イベントや行事等を含めた経済活動を可能な限り実施し、活力ある村政運営を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、一昨日の2月28日、令和5年度国の当初予算案は衆議院を通過し、憲法の規定で年度内成立が確実となりましたが、一般会計の総額は114兆3,812億円で、令和4年度当初予算から6兆7,848億円増え、11年連続して最大を更新しました。高齢化に伴う社会保障費の伸びに加え、防衛費の増などによるもので、財政健全化は一段と厳しくなったと報道されております。

したがって、引き続き地方におきましても厳しい財政運営が迫られるものと思われませんが、新年度を迎えるに当たり、改めて「めざす未来は豊かな高山村とそこに暮らす村民の幸せ」を目指して、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位並びに村民の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案は、当初予算案など、全部で22件であります。十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番 滝澤 聖議員、4番 梨本 進議員及び5番 沖島祥介議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月17日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(西原澄夫議員)

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告します。

また、本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、11月、12月及び1月分の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	福 祉 産 建 常 任 委 員 会

日程第4 承認第1号

}

日程第25 議案第21号

○議長(西原澄夫議員)

日程第4 承認第1号 専決予算の承認を求めることについて(令和4年度高山村一般会計補正予算(第6号))から、日程第25 議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算までの22件

を一括議題とします。

本案についての提案理由説明を求めます。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

令和5年度一般会計予算案を始めとする各議案の御審議をいただくに当たり、私の村政運営に向けての所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、政府は、本年5月8日から現在の「2類相当」から「5類」に引き下げることと決定しております。このため、「5類」への移行後は、患者が幅広い医療機関で受診できるよう医療提供体制の見直しを図るとともに、医療費の取扱いについては、患者に急激な負担が生じないように、期限を定めて公費負担を継続していくこととしております。

このため、新たな変異株出現などの懸念から、慎重な行為が相次ぐものの一方では、感染拡大の影響で抑えられてきた社会活動や人の流れにコロナ禍前のような活発さに戻ってほしいと期待する声も多く、受け止め方は様々であります。ようやく終息の見通しとなり、明るい兆しが見えてきております。本村におきましては、村民の皆様が一日も早く明るい日常生活に戻るよう徐々にイベント等を再開しながら、活力ある村政運営を行ってまいりたいと考えております。

一方、依然として長引く原油価格や物価の高騰等は、これまでのコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた住民の皆さんの生活や観光業等を始めとする経済活動に、今なお重大な影響を与えております。

このため、村におきましては、水道基本料金の減免等、きめ細かな施策を着実に実施する中で、希望に満ちた生活が送れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

こうした中で、私は人づくりを柱に据えて、「豊かな高山村とそこに暮らす村民の幸せ」を目指し、職員とともに現場主義に徹し、50年先、100年先を見据えて村づくりにあたる中で、人口減少問題に取り組むとともに、農業・商工業・観光振興等により、活力ある村づくりを進めているところであります。

特に、厳しい行財政運営が迫られる中ではありますが、「第六次高山村総合計画」に沿って、事業を円滑に推進してまいったところであります。

中でも、コロナ禍で大きな影響等を受けた商工・観光事業者を支援するため、商工会のプレミアム付き商品券発行事業を拡大して支援したほか、宿泊事業を営まれる皆さんの多額な固定経費を緩和し、歴史ある温泉地の事業継続を図るため、温泉使用料の減免等を実施させていただいたほか、第77期本因坊戦第7番勝負を、山田温泉に誘致し、全国に対し知名度の向上を図りました。

一方、コロナ禍において、原油価格や物価高騰等に直面する全村民に対し、1人2万円を給付する「物価高騰等対策支援金給付事業」や、18歳以下の児童の保護者世帯に対する「子育て世帯電力等価格高騰重点支援交付金事業」、さらには、65歳以上のみの世帯に対し、灯油券を給付する「高齢者等原油高騰対策事業」などを実施し、真に村民の皆様に寄り添った行政運営に努めてまいったところでもあります。

また、消防・防災体制の強化を図るため、須坂市消防署高山分署の消防ポンプ車を更新するとともに、消防団員の報償費等の見直しにより、消防団員の処遇改善を図ってまいりました。

加えて、効果的・効率的な事務事業を行うため、役場組織の再編や、住民票等のコンビニ交付システムの導入などにより、住民サービスの向上を図ってまいりました。

そのような中で、新年度は、懸案でありました「にぎわいの場構想」の一つとして、山田牧場の施設整備に着手し、村内を訪れる観光客の皆さんの滞在時間を増やしてまいりたいと考えております。

また、自然災害などあらゆる災害に強い「安全・安心な村づくり」を最重要課題に位置づけ、子育て支援策の充実による「幸せな村」を始め、村民の皆様が誇れる、そして訪れるお客様に満足していただける「誰からも愛される村」、また、安定した果樹産業や村内の商工業事業者等への支援を強化した「各産業が充実した村」や、お客様でにぎわう「活力ある元気な村」を5つの柱として、積極的な村政運営に取り組んでまいり所存であります。

さらに、国が推進するデジタル化を進めるため、村のDX推進計画を早急に策定し、マイナンバーカードを利用したオンライン化など、住民の皆様に対し、きめ細かなサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以下、主な施策につきまして順次その概要を申し上げます。

まず初めに、「活力とにぎわいのある産業のむら」について申し上げます。

本村の基幹産業であります農業につきましては、「高山村産りんご」としてブランド化されておりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、樹園地の面積が減少し、生産量の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、農業委員会やJAなどと連携を図り、農地中間管理機構事業等を活用し、認定農業者や認定新規就農者など、経営の規模拡大を目指す、担い手農家の皆さんへの農地集積を図るとともに、「りんご」、「ぶどう」等の優良系の苗木の更新や、棚資材の導入等を支援し、生産量の確保に努めてまいります。

また、新規就農を目指す皆さんを村外から積極的に受け入れるため、ウェブや対面による就農相談会の開催を始め、農業体験の実施、加えて、新規就農者の農業技術や営農初期の農機具整備等への支援など、経営負担の軽減を図りながら、新規就農者の確保に努めてまいります。

また、熊やイノシシなどの有害獣から農作業や人命を守るため、地域の皆さんによる恒久電気柵等の維持管理が大きな負担となってきましたことから、電気柵維持管理交付金による支援を継続するほか、電気柵周辺の樹木の伐採等の緩衝帯整備を進め、地域の皆さんの負担軽減を図りながら適正な維持管理に努めてまいります。

将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりにつきましては、平成25年から10年余りの長きにわたり実施してまいりました県営中山間総合整備事業が、中山水路や地力増進施設の改修により、令和5年度をもって事業完了となりますことから、今後、さらなる農業生産基盤や生産・販売施設等の一体的な整備が推進できるよう、新たな県営事業の導入に向けて、地域要望等の調整に着手してまいります。

畜産産業につきましては、分娩前の牛を監視できるICTを活用したシステム導入に対し支援を行って、畜主の負担軽減を図ってまいります。

林業振興では、森林景観の保全の観点から、被害の拡大が懸念されております「松くい虫の防除対策」について、国・県の補助金を活用しながら重点的に駆除を実施してまいります。

さらに、森林環境譲与税を財源とする森林景観整備として、台風等風倒木による停電を防ぐため、県道沿いの支障木等を伐採するとともに、私有林の間伐を促進するため、間伐や植栽等に係る経費の一部を助成してまいります。

商工業の振興につきましては、コロナ禍で大きな影響等を受けた商工・観光事業者の皆様を支援するため、商工会のプレミアム付き商品券発行事業を、引き続き拡大して支援するとともに、県の「中小企業振興資金」等の融資に伴う利子補給や、信用保証協会保証料の負担などを支援してまいります。

観光振興につきましては、村内各地にあります村固有の資源を活用し、私の公約であります「にぎわいの場構想」を実現するため、山田牧場に、休憩所等の「にぎわいの場」の施設整備に着手してまいります。

また、本年5月末に開催予定の「将棋の第81期名人戦」の、村内開催を支援してまいりますほか、テレビ番組の制作や鉄道会社と連携した観光PR活動を実施するなどして、本村の知名度アップとともに誘客につなげてまいります。

次に、「笑顔あふれる健康・福祉のむら」について申し上げます。

我が国の人口は、平成17年に減少局面に入り、少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であります。

子どもは、社会の希望であり、地域の宝であります。

村の将来を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子どもたちが健やかに育つことのできる社会の実現を目指して、引き続き、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまでのライフステージに応じた、総合的な少子化対策と、子育て支援に取り組んでまいります。

また、少子化の一因と言われております未婚化や晩婚化につきましては、「長野県婚活支援センター」と連携する中で、結婚相談事業を実施するほか、社会福祉協議会や商工会等の皆さんとも婚活イベントを開催する等、出会いの場の拡大に努めてまいります。

さらに、結婚を機に村内に定住される皆さんには、結婚祝金を支給するほか、住宅建設及び賃貸、引っ越し費用を補助するなど、結婚に対する経済的不安の解消とともに、人口の流出防止と定住を促進してまいります。

子育て支援につきましては、引き続き、出産祝金の支給や、不妊治療費を助成するほか、新たに、全ての妊婦、子育て世帯が、より安心して出産・子育てができるよう出産・子育て応援交付金事業を実施するほか、3歳未満児の乳幼児を持つ家庭に対し、乳幼児1人につき、年間2万4,000円を限度として、おむつ購入費を助成するなど、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、家庭で保育を行っている保護者が、都合により保育することができない場合は、保護者に代わって登録した保育提供者が保育を行う「ファミリーサポートセンター」の充実に努め、子育て世帯を支援してまいります。

保育園につきましては、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、たかやま保育園の受入体制を整えるとともに、3歳未満児の発達段階に応じて、きめ細かな安全で安心な離乳食の提供に努めてまいります。

また、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯に属する、3歳未満児の幼児教育保育無償化の対象児童の副食費を、引き続き全額公費負担し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

高齢者施策につきましては、民生児童委員協議会を始めとする関係の皆さんと連携を図りながら、独り暮らし高齢者の皆さんに対する安否確認の見守り活動を充実するとともに、高齢者のごみ出しを支援する「高山村ふれあい収集事業」などによって、高齢者の皆さんが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

障がい者施策につきましては、社会福祉協議会や、須高地域総合支援センターと連携を図りながら、障がい者を地域で支え合い、あらゆる活動に参画いただけるよう自立を支援させていただくとともに、須高三市町村で設置した「須高地域成年後見支援センター」を拠点とする相談体制の充実を図り、制度の利用促進を図ってまいります。

健康づくり・医療につきましては、健康増進のための相談・教育・指導の充実を図りながら、本村の健康の課題解決に向けた健康づくり活動を推進するとともに、医療費の抑制に努めてまいります。

また、定期的な健康診査や各種健診等の受診を勧奨し、疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、近隣自治体や医療機関とも連携し、安心して医療を受けることができる体制の維持・強化に努めてまいります。

次に、「豊かな自然と共生する安全・快適なむら」について申し上げます。

「高山村景観条例」や「高山村地球にやさしい環境基本条例」、「日本で最も美しい村」連合や、「志賀高原ユネスコエコパーク」の理念に沿って、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、世界「首長誓約」を実践するため、「エネルギーの地産地消」や、「温室効果ガスの大幅削減」、「気候変動などへの対応」の取組を展開し、「気候エネルギー自治」の確立に努めてまいります。

また、「住宅用蓄電池システムの設置」に係る支援を継続して行うほか、さらなる再生可能エネルギーの活用に努めるため、村の主要避難所の一つである保健福祉総合センターに、太陽光発電設備及び蓄電池設備等の整備を進めてまいります。

さらに、地力増進施設に併設して、クリーンセンターを建設し、適正な不燃ごみの分別に取り組むなど、衛生環境の充実に努めてまいります。

生活基盤の根幹であります、道路交通網の整備につきましては、幹線道路網整備計画や橋梁長寿命化修繕計画に沿って、引き続き、国の補助金等を活用しながら、安全性を重視した生活道路の確保に努めてまいります。

また、通学路の歩道整備としましては、村道紫中山線に接続する「村道荒井原紫2号線」の工事に着手し、児童・生徒等の安全な歩行空間の確保を図ってまいりますほか、冬期間における道路の安全確保を図るため、大型除雪機械や凍結防止剤散布車等の更新により、除雪体制の一層の充実に努めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、新たに、村が空き家を借り受け、改修した後に、移住者等に貸し出す「空き家活用賃貸住宅事業」を新設するほか、45歳以下の若者が、親との同居を機に住宅の購入等に係る費用を助成する「若者住宅建設促進事業」により、人口増加と世代間の支え合いを推進してまいります。

また、増加傾向にある空き家対策として、新たに、地域おこし協力隊員を募集し、空き家バンクの登録を推し進めるほか、空き家の購入等に係る費用を助成するとともに、個別相談会を開催するなどして、個々の問題や意向把握に努め、空き家の適正管理と利活用を促進します。

公園の整備及び充実ににつきましては、YOU游ランドを始め、福祉公園など設置した遊具の安全点検を行うとともに、適正な維持管理に努め、公園を利用される皆様の満足度の向上を図ってまいります。

上下水道につきましては、水道水の安定供給と、下水道の適正処理のため、施設の計画的な整備により、長寿命化を図るとともに、電力等の価格高騰に伴う支援を実施してまいります。

また、農業集落排水事業や、下水道事業特別会計につきましては、国の強い要請に基づき、令和6年度に公営企業会計へ移行するため、会計システムの移行業務を進めてまいります。

治山・治水対策につきましては、防災・減災対策として、緊急自然災害防止対策事業債等を活用しながら、引き続き、千本松地区の農業用排水路の整備を行うとともに、新たに、駒場地区の排水対策工事に着手し、大雨等による災害の発生予防と拡大防止に努めてまいります。

安心で快適に暮らせるための公共交通の確保につきましては、利用される皆様の声を聞きながら、より利用しやすい持続可能なシステムの構築を図るため、令和6年からスタートする「第2期地域公共交通計画」の策定に着手してまいります。

村民生活の安全・安心の確保につきましては、今なお地震や、大雨による土砂災害、火山噴火などの大規模な自然災害が、全国各地で発生しておりますことから、本村におきましても「令和元年東日本台風」の検証結果を踏まえ、今後の集中豪雨や地震等による自然災害に備えるとともに、自主防災組織の皆さんと実践的な防災訓練を通して、引き続き、危機管理・防災意識の醸成に努めてまいります。

また、常備消防における救急及び消防力の強化は大変重要なことから、老朽化した高山分署の救急車を更新してまいります。

さらに、地域における消防力の向上と、地域の安全・安心を守る消防団員の活動を支援するため、老朽化した小型動力ポンプ2台を更新するとともに、ホースや器具箱等も順次、更新し、消防・防災体制の強化を図ってまいります。

次に、「一人ひとりが輝く教育、文化・スポーツのむら」について申し上げます。

村では、教育委員会との相互連携を図り、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置した「総合教育会議」や「教育大綱」に沿って、教育行政の推進に努めてまいります。

保育園・学校教育につきましては、子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばしながら次代を担う人材として成長できるよう、保育園から中学校まで一貫した教育体系の整備充実により、学力の向上を図るとともに、保育園・学校・家庭・地域が一体となって「信州型自然保育」の充実に努めるほか、福祉サービス第三者評価事業を実施し、よりよい保育運営に努めてまいります。

小学校では、平成30年度に刊行いたしました、小学3・4年生の社会科等で使用している「副読本」により、村のすばらしい自然や文化・産業などを学び、ふるさと高山村に愛着を持つことができるよう活用を図っておりますが、年々、社会情勢等が変化する中で、令和6年度の改訂に向けて準備を進めてまいります。

一方、中学校では、引き続き、数学や英語の少人数学級編成のための学習支援員を配置し、生徒の学力の向上を図るほか、小中学校に心の悩みを抱えた児童生徒の相談や、不登校ぎみな児童生徒を支援するため、支援員を配置するなど、基本的な生活習慣や、学習習慣の向上に取り組んでまいります。

また、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、教育現場において効果的にICTの活用が図られるよう授業の進め方に応じて、デジタル教科書や学習用教材を導入するなど、時代に対応できる人材の育成に向けた学校教育を、積極的に推進してまいります。

さらに、小中学校入学時の入学祝金やテストの経費、総合的な学習の時間等に係るバスの運行経

費や、緊急連絡システムの経費などを、引き続き公費負担するとともに、学校給食費につきましては、給食材料費の物価高騰等に伴い、1食当たり21円値上がりしておりますが、村では、値上がり分も含めた1食当たり161円、児童生徒1人当たり年間3万2,200円を公費負担するほか、非課税世帯の児童生徒の給食費を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、学校給食の質の確保と充実に努めてまいります。

一方、高校生に対しましては、奨学金の貸与を始め、村内の定期路線バスを利用する高校生を対象に、定期券購入費の70パーセントを助成し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、バス利用者の促進を図ってまいります。

生涯学習・文化の向上・スポーツの推進につきましては、村民の皆様一人一人が心豊かに生きがいを持って生活を送っていただける環境づくりが、極めて大切であると考えております。

このため、学びの場・憩いの場として、現代の生活スタイルを取り入れた公民館ホールや図書館機能の充実を図るとともに、地域の特性や人材を活用した特色ある講座を開催しながら、村内の文化活動団体の組織及び活動の活性化を支援してまいります。

また、新年度は、隔年で実施しております「体育祭」の開催年に当たりますことから、地域の連帯感の高揚を図り、人とのつながりを再認識していただくためにも、開催方法などを工夫しながら、体育祭を開催するほか、「高山村体育協会」や「高山村総合型スポーツクラブ」などの関係団体と連携を図りながら、スポーツをとoshたコミュニティ社会づくりや健康づくりに努めてまいります。

次に、「ともに創る参画と協働のむら」について申し上げます。

村民の皆様とともに策定いたしました「第六次高山村総合計画」に基づき、その将来像であります「ずっと住みたい また訪れたい いいね信州高山」の村づくりに向けて全力を傾注するとともに、後期5か年計画の策定を進めてまいります。

現在、国では地方創生を最重要課題に掲げ、人口減少克服と地域の活性化に向けた対策が進められております。

本村におきましては、国が定めた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、第2期高山村総合戦略の推進により、関係人口の創出や拡大、子育て支援や、定住・移住促進事業等の施策を通じて、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化に努めているところであります。

そうした中、行財政運営につきましては、地方交付税などが不透明で増額が見込めない中で、「自立して持続可能な魅力ある村づくり」を実現するため、税などの収納率の向上や、住民との協働による村づくりを一層推進しながら、積極的に行財政改革を進めてまいります。

また、本村の特産品等を返礼品とする「ふるさと納税」につきましては、品目の拡充等を図り、高山村をさらに応援していただけるよう努めてまいります。

最後に村政運営に当たりましては、村民の皆様との協働による村づくりを推進するため、「ブロック行政懇談会」や、「出前いろり端会議」、「気軽に村長室」や「きらめきポスト」等を通じて、

村民の皆様のご意見等をお聞きするとともに、広報紙や行政無線、ホームページなど、広報広聴の充実に努めてまいります。

村民の皆様におかれましては、可能な範囲で村づくりに参画していただきますよう、御理解と、御協力をお願い申し上げます。

今後とも、本村発展のために、職員とともに一層の情熱を傾け、村民の皆様のための村政運営に努めてまいる所存であります。

議員各位を始め、村民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、村政の運営方針といたします。

なお、提案いたしました議案のうち、条例等につきましては、副村長から、予算につきましては、総務課長よりそれぞれ説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

私からは、承認第1号から議案第12号までの13件について、一括して御説明を申し上げます。

承認第1号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号））について申し上げます。

本案は、降雪量の増加に伴い、除雪事業に要する経費を追加するため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、当初予算からの累計額を50億2,553万6,000円としたものであります。

議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について申し上げます。

本案は、本年3月31日付で、「佐久平環境衛生組合」が解散し、脱退するとともに、本年4月1日付で、「南佐久環境衛生組合」が「佐久環境衛生組合」に名称変更することに伴い、規約を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第2号 長野広域連合規約の変更について申し上げます。

本案は、本年4月1日付で「特別養護老人ホーム久米路荘」及び「信州新町デイサービスセンター」を、社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するため、連合長より協議があったので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第3号 長野広域連合における財産の処分について申し上げます。

本案は、本年4月1日付で「特別養護老人ホーム久米路荘」及び「信州新町デイサービスセンター」を、社会福祉法人に移管することに伴い、久米路荘の建物や物品類及び信州新町デイサービスセンターの物品類を移管先法人へ譲渡するため、連合長より協議があったので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和3年5月19日に公布され、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、この法律の条項を引用している本条例において、号ずれが生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 村税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年2月1日に公布され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたこと及び長野県が目指す保険料水準の統一に向けて、課税区分の応能割に属する資産割を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、令和4年6月22日に公布され、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたこと、及び民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月16日に公布され、児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和4年11月30日に公布され、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定が追加されたこと及び民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月16日に公布され、児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第7号と同様に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和4年11月30日に公布され、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定が追加されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が、令和3年6月2日に公布され、地球温暖化対策の定義が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布され、出産育児一時金の支給額が、令和5年4月1日から、産科医療補償制度の加算金1万2,000円を含め、全国一律に、これまでの42万円から50万円に引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものがあります。

議案第11号 辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

本案は、奥山田地区の辺地に係る総合整備計画が、令和5年3月31日をもって満了するため、新たに、令和5年4月1日からスタートする5か年計画を策定したいので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第12号 高山村道路線の認定について申し上げます。

本案は、主要地方道豊野南志賀公園線の改良に伴い、接続する村道路線の認定が必要となることから、「道路法」の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、条例案等13件について一括して御説明申し上げましたが、十分に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

ただいまから、議場内換気のため、10分間休憩します。会議は午前11時10分に再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の続きの説明を求めます。

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

それでは、私から議案第13号から議案第21号までの9件について、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、45億1,900万円で、前年度の当初予算と比較して7.9%の増であります。

歳入の主なもの、村税では、個人住民税で、所得割の増収を見込んだほか、法人村民税で、設備投資などによる償却資産の増収などを考慮して、4.6%増の7億863万4,000円といたしました。

地方譲与税では、森林環境譲与税の増額を見込み0.9%増の5,428万6,000円を計上いたしました。

地方消費税交付金では、地方財政見通し及び社会保障財源分の増額を見込み、17.2%増の1億

3,600万円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政見通し等を踏まえ、1.1%増の18億2,400万円といたしました。

使用料及び手数料では、YOU游ランドや温泉施設などの前年度実績利用者数等を勘案し、2.6%減の7,224万5,000円といたしました。

国庫支出金につきましては、道路改良事業に伴う防災・安全社会資本整備交付金などが減額となったものの、保健福祉総合センターにおいて、再生可能エネルギー設備を整備するための二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の増額に伴い44.2%増の4億3,603万6,000円といたしました。

県支出金につきましては、前年度に実施いたしました参議院議員選挙及び県知事選挙に伴う選挙費委託金の減などにより、0.1%減の2億2,249万4,000円といたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増額を見込み215.1%増の1億400万1,000円といたしましたほか、繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に充当するための財政調整基金の減などにより、10.8%減の2億8,382万5,000円といたしました。

諸収入につきましては、営農支援センターの積立金収入などの減に伴い、4.1%減の1億3,016万円といたしました。

村債につきましては、不動川改修工事の完了に伴い緊急自然災害防止事業債が減となったものの、保健福祉総合センターにおいて、再生可能エネルギー設備を整備するための防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増額に伴い、29.2%増の4億3,030万円といたしました。

次に、歳出につきましては、各款ごとに主なものを申し上げます。

まず、総務費におきましては、総務管理費の一般管理費で、公共施設の図面・設計図書などをデータ化するための公文書電子化や職員健康診査など、委託料に957万6,000円計上、文書広報費で、「広報たかやま」や行事カレンダーなど、印刷製本費に810万円計上、財政管理費では、地方公会計財務4表作成に係る地方公会計業務委託料に198万円計上、財産管理費で、村が管理する公園の遊具点検のための調査委託料に24万5,000円、役場庁舎の老朽化した受変電設備更新工事請負費など、工事請負費に674万円計上、新たに新設した公共施設改良費では、避難所及び救護所を兼ねている高山村保健福祉総合センターに、太陽光発電設備や蓄電池設備等を整備する公共施設再エネ設備等整備事業として3億5,630万円を計上いたしました。

企画費で、第六次総合計画後期基本計画策定委託料550万円、太陽光発電や住宅用蓄電池システム設置に係る地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金300万円、高山村ふるさと景観育成寄附金事業に5,312万6,000円計上、情報化推進費で、ケーブルテレビ「たかやまチャンネル」の開設20周年特別番組制作費など、番組制作委託料に924万円計上、諸費で、自治区施設整備等補助金に166万7,000円計上、基金費で、ふるさと納税寄附金を積み立てるため、ふるさと創生基金積立金に1億円、村営住宅等の適正な管理等を図っていくため、高山村営住宅等基金積立金に888万

9,000円を計上、徴税費の賦課徴収費では、地方税の納付書をQRコードに対応するためのシステム改修費や、森林環境税創設対応システム改修費など電算委託料に549万6,000円計上、戸籍住民基本台帳費では、コンビニ交付サービスの導入に伴いシステム保守料など、電算委託料に593万7,000円、戸籍システム使用保守委託料として591万円を計上、選挙費では、任期満了に伴う県議会議員選挙費に624万6,000円を計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉費の社会福祉総務費で、須高地域成年後見支援センター業務委託料239万6,000円、定住促進結婚祝金に100万円計上、高齢者福祉費で、高齢者等公共交通ICカード利用者負担金109万3,000円、老人福祉施設措置費1,091万4,000円、寝たきり高齢者等家庭介護手当364万8,000円、シニアクラブの加入者促進を支援するため、シニアクラブ育成事業に142万円計上、障がい者福祉費で、障がい者医療費特別給付金1,954万5,000円、重度心身障がい者家庭介護手当144万円、人工透析等患者見舞金185万円、障がい者自立支援給付費2億2,324万円、地域生活支援事業給付費に421万5,000円計上、社会福祉施設費で、高齢者福祉センターの指定管理料950万円、デイサービスセンターの受変電設備を改修するため施設改修工事請負費に521万6,000円、ふれあい号奥山田牧線及び支線交通運行委託料や、地域間幹線系統路線運行補助金など、公共交通事業に6,257万9,000円計上、地域包括支援センター費で、介護予防サービス計画作成委託料に、292万7,000円計上、保健福祉費で、後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金に8,294万9,000円、国民健康保険特別会計繰出金に4,583万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に2,452万3,000円を計上いたしました。

児童福祉費の児童福祉総務費で、高校3年生相当の18歳までの医療費負担を軽減する、乳幼児等医療費特別給付金に1,328万9,000円計上、児童手当費で、児童手当8,306万円、新たに3歳未満の乳幼児に対しおむつ購入費を助成する乳幼児おむつ購入助成金に192万円、出産祝金89万円、3歳未満児の乳幼児を日中、家庭で育児する保護者の皆さんを対象に、村内で利用できる商品券を支給する家庭育児給付金に100万円計上、保育所運営費で、村外の保育所へ通園する園児の保育所運営委託料307万2,000円、私立幼稚園等へ通園する園児の幼保無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金に222万円計上、児童福祉施設費で、給食材料費に1,087万円、児童クラブ事業に1,725万7,000円計上、子育て支援センター費で、子育て支援センター事業など、1,158万2,000円計上、子育て世代包括支援センター費で、子育て世代包括支援センター事業など305万6,000円を計上いたしました。

災害救助費では、災害備蓄品など災害救助一般経費に182万4,000円を計上、人権推進費では、いきいきフォーラムの開催など、男女共同参画推進事業に28万2,000円を計上いたしました。

衛生費では、保健衛生費の保健衛生総務費で、地域医療福祉ネットワーク推進事業負担金101万5,000円、保健補導員会補助金に30万円、難病患者等見舞金に35万円を計上、予防費で、肺がん検診などのほか、後期高齢者の基本健康診査など、健康診査事業に1,911万8,000円、乳幼児の定期予

防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種など、感染症予防事業に1,534万1,000円、水中運動などヘルスアップ事業に53万1,000円計上、母子衛生費で、新たに実施する新生児聴覚検査を含む妊婦一般健康診査委託料327万9,000円、妊婦期から子育て世帯への相談支援の充実と経済的支援を行う「出産・子育て応援交付金」として250万円計上、公園費で、YOU游ランド雪と光の祭典補助金200万円、福祉公園事業で、のり面丸太足場などの修繕費に126万6,000円計上、診療所費で、診療所特別会計繰出金に3,150万円計上、環境衛生費で「首長誓約」持続可能な村づくり事業委託料50万1,000円、高山村ふれあい収集事業委託料49万5,000円、長野広域連合負担金1,854万9,000円、須高行政事務組合負担金1,793万3,000円、狂犬病予防事業に52万4,000円、防犯対策事業に48万5,000円計上、浄化槽費で、合併処理浄化槽設置補助金147万6,000円を計上いたしました。

清掃費の清掃総務費で、廃棄物収集所設置補助金に28万円計上、塵芥処理費で、クリーンセンターストックヤードを建設するため、施設整備工事請負費に1,500万円、一般廃棄物収集委託料に1,929万2,000円、一般廃棄物処理委託料に1,190万5,000円、可燃ごみ処理費負担金に957万9,000円を計上いたしました。

上水道費の上水道施設費で、物価高騰に伴い、公共施設を除く全世帯等の第2期から第4期分の水道料基本料金を減免するための繰出金など、上水道事業会計繰出金に2,771万9,000円を計上いたしました。

労働費では、労働諸費で、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金に100万円、協調融資預託金に500万円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業費の農業振興費で、優良農地の保全を図るため、日本型直接支払制度多面的機能支払事業に、1,412万2,000円、有害鳥獣駆除対策の強化を図るため、鳥獣被害防止用機器の購入や電気柵維持管理交付金など「自ら守ろう農作物」推進事業に766万円、日本型直接支払制度中山間地域等直接支払事業に、2,055万5,000円、新規就農者への支援など、担い手育成事業に1,727万3,000円、最先端農業実証実験など、ICTを活用したスマート農業促進事業に384万8,000円、新規就農を目指す皆さんを対象に、農作業体験の受入れを行う就農促進事業に、133万1,000円、老朽化したコンバインの更新など、地域営農支援事業に1,356万5,000円計上、畜産業費で、山田牧場放牧推進事業補助金や、公共牧場利用促進事業補助金、新たに牛の分娩前の監視を行う機器購入費を支援する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金など、畜産業一般経費に630万2,000円計上、園芸振興費で、りんご、ぶどう及びワインぶどうの苗木等購入に係る補助金や、農家の収入減少を補填する収入保険への加入補助金など、園芸振興事業に817万3,000円、遊休荒廃農地対策事業に、184万5,000円計上、農地費で、将来を見据えた農業の基盤づくりのため、県営中山間総合整備事業に1,867万3,000円、千本松地区の排水路新設工事など農道水路等維持管理事業に5,938万2,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金に、4,102万7,000円計上、地力増進施設費で、老朽化したベルトコンベヤーなどの修繕費など地力増進施設事業に864万7,000円を計上いたしました。

林業費の地籍調査費で、奥山田4区の地籍調査など、地籍調査事業に1,354万2,000円計上、林業振興費で村有地の搬出間伐や作業道開設など森林造成事業委託料1,354万円、恒久電気柵の緩衝帯整備委託料440万円、松くい虫の森林病虫害防除対策事業に2,211万6,000円、森林研究・整備機構受託事業委託料に1,177万円計上、林道費で、維持管理工事請負費など、林道維持管理事業に450万円を計上いたしました。

商工費では、商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症や物価高等により、落ち込んだ村内経済活性化のため、プレミアム率等を拡大した商工会のプレミアム付き商品券発行事業へ支援するとともに、制度資金借入に対する利子補給や県信用保証協会保証料のほか、村内での創業を目指す起業家への創業支援事業補助金や、商工会婚活事業補助金及び金融機関預託金など、商工業振興事業に6,526万5,000円計上、観光費で、全国に向けたPR番組を制作する映像制作委託料に99万円、鉄道会社と連携した宣伝広報業務など広域連携情報発信事業委託料165万円、観光協会補助金341万円、桜まつり補助金371万1,000円、将棋名人戦などのイベント開催補助金170万円、山田牧場冬季誘客支援事業補助金300万円、蕨温泉ふれあいの湯の施設管理委託料や公衆浴場清掃委託料など、蕨温泉ふれあいの湯事業に3,158万2,000円、山田温泉大湯事業に1,407万9,000円、信州高山アンチエイジングの里スパ・ワインセンター事業に566万円、本村に「にぎわいの場」を創出するため、山田牧場にハイキングコースや休憩所を整備する施設整備工事請負費など、にぎわいの場創出事業に3,329万9,000円計上、地域おこし協力隊支援事業補助金など、地域おこし協力隊（観光振興）事業に309万2,000円を計上し、消費者行政推進費で、迷惑電話防止機器購入補助金10万円を計上いたしました。

土木費では、土木管理費の土木総務費で、なかしお旧土捨て場の周辺環境整備工事請負費120万9,000円、県の急傾斜地崩壊対策事業工事負担金に1,600万円を計上いたしました。

道路橋梁費の道路橋梁総務費で、道路台帳整備委託料335万5,000円、防犯街路灯設置工事請負費467万円を計上、道路維持費で、安全・安心な道路交通の確保を図るため、道路修繕事業に、4,541万2,000円、冬期間における良好な道路環境を維持するため、大型除雪機械購入費など除雪事業に7,059万4,000円、協働の村づくりを進める道路おてんま支援事業に367万円計上、道路新設改良費で、村道荒井原紫2号線歩道整備工事、牧区第2河原橋や赤和区中央橋、三郷区清水橋の橋梁修繕工事のほか、七味温泉線の道路改良工事など、道路新設改良事業に1億4,060万円を計上いたしました。

下水道費で、下水道事業特別会計繰出金に1億584万6,000円計上、住宅費で、村営住宅の長寿命化修繕計画に基づき、給湯器を更新するなど修繕費に169万2,000円、高山村就農おためし住宅事業に62万2,000円、住宅の耐震診断やブロック塀除却事業など、住宅耐震化事業に127万5,000円、空き家の利活用を促進するため、新たに村が空き家を借り上げ、リフォームして貸し出しするための空き家改修工事請負費や、空き家活用推進事業助成金、空き家バンク成約奨励金など、空き家対策

事業に1,634万9,000円計上、また、新たに空き家バンク登録家屋の掘り起こしや、移住者支援等に関する地域おこし協力隊1名の人件費243万9,000円を計上、村づくり推進費で、景観形成事業補助金126万7,000円、移住・定住を推進するため、若者住宅建設促進事業助成金270万円を計上いたしました。

消防費では、常備消防費で、高山分署の救急車更新を含む広域消防事務委託料に1億5,850万9,000円計上、非常備消防費で、消防団員の報酬や出動報酬のほか、分団交付金など非常備消防一般経費に3,483万6,000円計上、消防施設費で、消防用備品購入など消防施設一般経費に725万6,000円、防火水槽を修繕する消防施設等整備事業に440万円計上、災害対策費で、地区防災計画防災マップの作成など印刷製本費のほか、村内指定避難所のうち8か所に設置してある防災コンテナの照明設備に関する防災資機材等備蓄施設工事請負費など、災害対策一般経費に962万6,000円を計上いたしました。

教育費では、教育総務費の教育委員会費で、小中学校外国語授業のためのALTを配置するなど、語学指導等を行う外国青年招致事業に764万9,000円、築28年が経過し老朽化が著しい教職員住宅をリフォームするなど、教職員住宅管理経費に1,281万4,000円を計上いたしました。

小学校費の学校管理費で、郷土を学ぶための副読本の改訂作業に携わっていただく編さん委員の報酬費や、GIGAスクール構想に基づき、教育のICT化のための教員用パソコン等のリース料、デジタル教科書ライセンス料や、ICT授業支援員を配置するためのICT業務委託料、小学校入学祝金など、小学校管理一般経費に4,180万7,000円計上、きめ細かな学習のための学習支援員や理科専科講師、さらに障がいを持つ子どものための看護師配置や不登校児童対策としてカウンセラー等の配置など会計年度任用職員人件費に2,548万6,000円計上、教育振興費で、定期テスト及び総合テスト購入代として消耗品費125万7,000円、遠距離通学児童のための自動車借上料に138万2,000円を計上いたしました。

中学校費の学校管理費では、小学校費と同様に、GIGAスクール構想に基づき、教育のICT化のための生徒用デジタル教科書ライセンス料や、ICT授業支援員を配置するためのICT業務委託料などのほか、校舎長寿命化修繕工事・非常用電源設備設置工事に係る建築設計委託料や中学校入学祝金など、中学校管理一般経費に4,218万9,000円計上、きめ細かな学習のための学習支援員及び不登校児童対策として、カウンセラー等の配置、部活動支援員など、会計年度任用職員人件費に1,310万2,000円計上、教育振興費で、小学校費と同様に、定期テストの印刷製本費122万1,000円のほか、遠距離通学生徒のための自動車借上料に60万円を計上いたしました。

社会教育費の公民館費で、館内非常誘導灯の修繕費や文化協会補助金など、公民館一般経費に604万4,000円、二十歳のつどいや青少年健全育成推進大会開催など、生涯学習推進事業に340万6,000円計上、文化財保護費で、一茶館の施設及び設備の長寿命化に向けた調査など、一茶ゆかりの里一般経費で822万8,000円、一茶ゆかりの里俳句大会のイベントなど、一茶ゆかりの里企画展経

費に、174万7,000円計上、人権教育推進費で、人権教育総合推進地域事業による人権教育の推進や、人権教育指導員の配置など、634万2,000円を計上いたしました。

保健体育費の保健体育総務費で、体育協会や総合型スポーツクラブへの活動の支援など、保健体育総務一般経費に670万4,000円、5年ぶりの村民体育祭経費に179万7,000円を計上、体育施設費で、体育施設の維持管理費と須高広域プール負担金など、体育施設一般経費で1,208万9,000円を計上いたしました。

給食施設費で、施設の維持管理に伴う、給食施設一般経費に1,490万5,000円、安全・安心な地元食材を活用した、おいしい給食を提供するため、給食材料費に3,059万2,000円を計上、高等学校費で、高校生定期券補助金150万円を計上いたしました。

続きまして、議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、8億3,610万7,000円で前年度当初予算比2.5%の減であります。

歳出の主なものは、保険給付費に6億1,336万3,000円、国民健康保険事業費納付金に2億212万8,000円を計上し、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、7,572万3,000円で、前年度当初予算比1.1%の増であります。

歳出の主なものは、総務費の施設管理費で5,491万8,000円、医業費に1,171万5,000円を計上し、歳入では、診療収入、繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、7億6,739万4,000円で、前年度当初予算比1.8%の増であります。歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費など保険給付費に7億3,049万円、地域支援事業費に2,794万7,000円を計上し、歳入では、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、9,765万円で、前年度当初予算比10.3%の増であります。

歳出の主なものは、総務費に107万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に9,647万2,000円を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、3,690万6,000円で、前年度当初予算比8.2%の減であります。

歳出の主なものは、森林スポーツ公園の温泉や、山田温泉及び奥山田温泉の安定した給湯事業を行うための源泉管理等維持管理に要する経費など、温泉給湯事業費に3,543万2,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、8,238万7,000円で、前年度当初予算比5.2%の減であります。歳出の主なものは、処理施設の維持管理など、農業集落排水事業費に4,185万2,000円、公債費に3,988万6,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金、村債など、所要額を計上いたしました。

議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は、2億321万2,000円で、前年度当初予算比17.9%減であります。歳出の主なものは、下水道費で、処理施設の維持管理経費のほか、公営企業会計に移行するための財務会計移行業務委託料など3,499万6,000円、千曲川流域下水道下流処理区維持管理負担金など、流域下水道事業費に4,341万1,000円、公債費1億2,387万3,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金、村債など、所要額を計上いたしました。

議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算について申し上げます。

この業務の予定量は、給水戸数は、2,750戸、年間総給水量は78万4,750^m₃、1日平均給水量は2,150^m₃であります。

収益的収入及び収益的支出の予定額は、水道事業収益は1億1,906万9,000円で、水道事業費用は1億1,661万4,000円であります。

また、資本的収入は、9,011万4,000円、資本的支出は、1億2,368万6,000円で、主なものは、資本的支出において、久保水中間配水管布設工事や、久保下、荒井原の減圧弁更新工事などの建設改良費に8,489万4,000円を計上いたしました。

以上、一般会計及び特別会計等9件について御説明申し上げましたが、十分に御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第1号 専決予算の承認を求めることについて(令和4年度高山村一般会計補正予算(第6号))を採決します。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、承認することに決定しました。

これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第2号 長野広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第3号 長野広域連合における財産の処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号から議案第10号までの7件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号から議案第10号までの7件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第4号から議案第10号までの7件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案付託表

議	案	付託委員会
議案第4号	高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総務文教 常任委員会
議案第5号	村税条例の一部を改正する条例	
議案第6号	高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案第7号	高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案第8号	高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案第9号	高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例	
議案第10号	高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例	

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第4号から議案第10号までの7件については、会議規則第45条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第4号から議案第10号までの7件については、3月14日までに審査を終了するよう、期限を

つけることに決定しました。

お諮りします。

議案第11号及び議案第12号については、後日審議にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第11号及び議案第12号については、後日審議することに決定しました。

これから、議案第13号から議案第21号までの9件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、11人の委員で構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本件については、11人の委員で構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和5年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

令和5年度予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

「令和5年度予算審査特別委員会」構成名簿

職 名	氏 名
委 員	久保田 雄 吉
〃	勝 山 正 弘
〃	滝 澤 聖
〃	梨 本 進
〃	沖 島 祥 介
〃	高 井 央 葉
〃	黒 岩 清 道
〃	湯 本 辰 雄
〃	松 本 茂
〃	山 寄 秀 治
〃	柴 田 弘 男

議 案 付 託 表

議 案	付 託 委 員 会
議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算	令和5年度 予 算 審 査 特 別 委 員 会
議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算	
議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算	
議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算	
議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算	
議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算	
議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算	
議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算	
議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算	

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま令和5年度予算審査特別委員会に付託しました議案第13号から議案第21号までの9件については、会議規則第45条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第13号から議案第21号までの9件については、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

委員会条例第7条の規定によって、令和5年度予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、本日の会議終了後、本議場において行ってください。互選に関する職務は、年長の委員久保田雄吉議員とします。

なお、委員会終了次第、委員長及び副委員長の互選の結果を報告お願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日、3月3日から6日までの4日間は休会とします。来る7日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時56分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月2日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 滝澤 聖

署名議員 梨本 進

署名議員 沖島祥介

令和5年第1回高山村議会3月定例会一般質問目次

令和5年3月7日（火曜日）

2番	勝山正弘議員	32
	主要地方道須坂中野線の未開通問題について	
	防犯灯の設置、維持管理について	
6番	高井央葉議員	39
	加工施設、加工品研究を	
	自治体公式LINEの導入を	
5番	沖島祥介議員	46
	ふるさと納税制度について	
	本村における少子化対策について	
	役場職員採用について	
3番	滝澤 聖議員	59
	チャオル周辺施設の夜間照明の運用改善を	
	住宅地周辺の森林伐採による環境改善の実施状況は	
9番	松本 茂議員	63
	移住・定住の促進のための住宅・宅地の整備	
	地域情報発信拠点の整備について	
7番	黒岩清道議員	70
	人口減少と高山村の未来像について	

令和5年第1回高山村議会3月定例会会議録（第2号）

令和5年3月7日（火曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

2番 勝 山 正 弘 議員

6番 高 井 央 葉 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

3番 滝 澤 聖 議員

9番 松 本 茂 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝 澤 聖 議員

4番 梨 本 進 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

6番 高 井 央 葉 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

9番 松 本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 澁 谷 茂 夫

総 務 課 長 宮 川 裕 明

住民税務課長
（会計管理者） 西 原 一 美

健康福祉課長 堀 一 生

産業振興課長 小 渕 義 彦

建設水道課長
（定住支援室長） 荒 井 孝 浩

教 育 次 長
（人権推進室長） 山 崎 久 志

事務局出席職員

事務局長 山 寄 賢 一 書 記 槇 田 和 子

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

令和5年度予算審査特別委員会の委員長から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告があり、別紙のとおり構成名簿をお手元に配りましたので、報告します。

「令和5年度予算審査特別委員会」構成名簿

職 名	氏 名
委 員 長	黒 岩 清 道
副 委 員 長	梨 本 進
委 員	久保田 雄 吉
〃	勝 山 正 弘
〃	滝 澤 聖
〃	沖 島 祥 介
〃	高 井 央 葉
〃	湯 本 辰 雄
〃	松 本 茂
〃	山 寄 秀 治
〃	柴 田 弘 男

○議 長（西原澄夫議員）

コロナウイルス感染症対策により、1時間を目安に換気及び質問席、答弁席の消毒のため休憩を取り、議事進行したいと思います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

勝山正弘です。通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。

質問事項1、主要地方道須坂中野線の未開通問題について。

令和3年12月の定例会一般質問で、須坂中野線の重要性及び未開通部分の全線開通時における期待できる効果を確認させていただきました。村としては期待できる効果として、救急医療の支援や大規模災害時における代替道路の確保を始め、物流の効率化や投資、生産の誘発、人的・観光交流の活性化や雇用の創出、人口と税収の増加のほか、通勤・通学圏の拡大や公共交通サービスの充実により、住みやすさの向上が図れることなど、様々な効果が期待できると考えているとの回答をいただきました。

現在、本路線は道路拡幅、歩道、消雪道路等の整備・維持をいただいておりますが、前述のとおり、相当の効果が期待できると思われるため、早期全線開通が必要で、それに伴う重要性の周知を村民にしていかなければなりません。昭和41年以降、56年間、期成同盟会で県に要望書を提出していますが、具体的な回答がなく、県道の未開通問題に関して前進していないことが問題です。

よって、質問1、村としては同盟会の要望活動のほか、あらゆる機会を捉えて村民の皆様にも本路線の重要性などについて御理解いただけるよう啓発をしまいたいと表明されていますが、実施されていないように思われます。いかがでしょうか。

2番目、全線開通しない限り、特に中山地区での観光施設やマルシェなど設置構想といったものが困難になると思われます。開通に向けてトンネル工事費用が巨額で不可能であれば、トンネルを行わない方法（ループ等）を検討してみたらと思われますが、検討できないかどうか、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

主要地方道須坂中野線の未開通問題についてお答えいたします。

私道を除く公道は、道路法によって、高速道路国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、それぞれの道路には道路管理者が設置されており、このうち都道府県道の管理はその路線が存

在する都道府県で管理を行うことと規定されております。

そこで、議員お尋ねの長野県が管理している主要地方道須坂中野線は高山村三郷地区の千石ため池付近から中野市間山峠までの約2.9kmの区間は県道として道路認定から現在に至るまで道路整備がなされておりません。このため、県道の整備促進を目的に交通不能区間を有する高山村と中野市の沿線集落の地元区を始め、関係団体や高山村及び中野市で構成する主要地方道須坂中野線改良期成同盟会を組織し、毎年総会を開催しているほか、長野県や県議会に対し、要望活動などを通じて交通不能区間の解消に向けて取り組んでいるところであります。

そこで、初めに、本路線の重要性に関する村民の皆様への啓発についてでございますが、本村と中野市のうち、交通不能区間に隣接する三郷区と間山区では平成12年に間山峠トンネル貫通期成同盟会を設立し、毎年のように現地踏査や情報交換会を開催するなどして機運を高める活動を行ってまいりましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流が中止となっておりますが、今年はこれまでのように現地踏査や交流の場を設けて、機運を高めていきたいとお聞きしております。

一方、村では期成同盟会総会などを通じて関係区へ周知しているほか、中野市の関係者や道路管理者の須坂建設事務所の意見等をお聞きしながら、本村が加入しております他の5つの期成同盟会とのバランスも考慮しながら、村民の皆さんに関心を持っていただけるような方策を検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、トンネルに代わり、ループ等の検討ができないかとお尋ねですが、一昨年12月の一般質問の際、須坂建設事務所に本路線の整備についてお聞きしたところ、トンネル及びその前後の取付け道路を含めた全体事業費は当時の試算で50億から60億円程度になる旨の回答をいただいております。

さらに、須坂建設事務所では事業規模が大きくなることから県全体を見た場合、緊急性等を勘案すると当面事業化は困難であり、また、長野県総合5か年計画における調査の実施等を検討する道路の主な箇所への位置づけが現在されていない旨の回答をいただいております。

そのようなことから、議員御提案のトンネルに代わるループ等の方式につきましては、本同盟会の会長であります中野市や期成同盟会の皆さん、関係機関や関係団体の皆さんと慎重に協議をしなければならぬものと考えております。

したがって、村といたしましては、観光振興や地域振興を図る上で交通不能区間を始め、本路線が整備されることは北信地域にとっても地域活性化につながる有益な広域観光ルートであることや災害時における広域連絡道路として重要な幹線道路になるものと考えておりますので、引き続き、県や県議会へ粘り強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

今、私のほうで質問させていただいたのをもう少し端的に言いますと、村民の皆様に周知をさせるということを表明されていながら、その行動がされていなかったということなので、なぜされなかったのかというのをお聞きしたいんですが。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

議員さんおっしゃられるとおり、村民の機運の盛り上がりというものが事業を進める上では大切であるというふうな認識をしておるところでございます。

そういう中で、周知につきましては先ほども申し上げましたが、関係する地域の皆様には区長さんなり、役員さんなりを通じて説明なりしているところでございますが、村民の皆さん全体に向けての周知というのは行ってこなかったというのは議員さんおっしゃられるとおりかと思えます。

今後は、その機運の高まり、これを醸成するためにいろいろな場面、機会を持ちまして周知を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問ですが、今の須坂中野線の開通が重要と、その考えられる効果を含め、なぜ、村民に伝えるとっておきながら実施しなかったかということなんですが、前回、同盟会の要望活動のほか、あらゆる機会を捉えて村民の皆様にも本路線の重要性を理解していただくように啓発していくと、これ、言われているんですよ、書面でも残っていますが。だけれども、やっていないということは非常に場当たりの回答であって、村民に対して村民を無視した態度という形で、場合によっては無責任と言わざるを得ないと思います。同盟会の関係者及び区長たちだけにしか伝わっていないというのは今までどおりなんですね。だから、そのほかにあらゆる機会を捉えてということ言われている以上、少しでも前進して行っていただきたいということでもあります。

今、課長の申されたとおり、今後協議しなければならぬと考えているのはいいんですが、それをさらに、じゃ、今年は何をする、来年は何をするというのを1つずつプラスアルファでやっていかないと、先に進まないような気がしてならないんですね。ぜひそこら辺お願いしたいと思います。

それで、先ほどの2番目のどうしたら開通できるかをもっと真剣に模索していかないとまずいと考えて、トンネルがどうしても駄目な場合、ほかの手段、これを考えてもらいたいということなんですが、これについては具体的に考えられてはいないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

トンネル以外の方法についてのお尋ねかと思いますが、今回はループ等を使って、そんな方法もどうだという御提案をいただきまして、ありがたいというふうには思っております。

それで、今後につきましては先ほども申しましたが、この期成同盟会自体は中野市と高山村で構成をしておりますので、村だけで決めるわけにもいきませんので、中野市とも協議をしながら、県に提案をしていくようなことを検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

どうしたら開通できるかをもっと真剣に模索していかないとまずいと私は考えていますが、にぎわいの場の構想を拡大し、開通を条件に中山地区で道の駅といった施設を設置し、高山村の活性化した拠点になればと考えているんですが、道路のインフラ整備は道の駅の設置と非常に大きな関係があり、重要だと思われま。

先月、群馬県の高山村に行ってきましたが、群馬県の高山村は人口3,196人、これは2023年1月1日現在、当村の半分以下です。群馬の高山村中山には現在では総工費100億以上かかると言われている県立ぐんま天文台が設置されています。これは県立ですので、村は光環境条例を策定し、協力を行い、土地は県に貸与され、職員は県から常駐で運営を行っています。また、全く当村の中山と同じなんですが、高山村中山盆地といった道の駅も高台に設置され、地元食材や手作り菓子、加工食品並びに平日でも盛況の様子でした。NHKの昼放送の「いいいじゅー!!」、こちらのほうでも30代の女性が自給自足ライフで、充実したよいイメージで紹介されていました。

そこで、当村でも道の駅を考えたのですが、それにはせめて12mぐらいに拡張された主要幹線道路が必要と思われま。開通に向けて、トンネル以外の方法も含め早期開通を陳情し、県にきちんとした要望書に対しての回答書を取り付けていただきたいと思いま。この回答書を取り付けていただいているのでしょうか。ちょっとそれもお聞きしたいと思いま。

○議 長（西原澄夫議員）

勝山正弘議員に申し上げます。

既に4回目になりましたが。会議規則第54条ただし書の規定によって、特に発言を許しま。

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

確認書を取り付けているかという御質問でございます。

要望活動の中では、要望書を提出しながら、その後、懇談をさせていただいている状況ござい

ます。その中で、当然即答は得られないわけでごさいます、その後検討はされているという認識は持っているところでごさいます、議員さん御指摘のように、その回答を書面でというものについては頂いていないというのが現状でごさいます。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

村長の令和5年の村政運営方針で、50年先、100年先を見据えて村づくりに当たると表明されました。それにはやはり、前回の村側の回答どおり、村民への周知をきちんと行い、理解していただき、県に開通を実施するように進めていただきたいと思います。

もう一度繰り返しますが、開通できれば村の表明どおり、救急医療の支援や大規模災害時における代替道路の確保を始め、物流の効率化や投資、生産の誘発、人的・観光交流の活性化や雇用の創出、人口と税収の増加のほかに、通勤・通学圏の拡大や公共交通サービスの充実により住みやすさの向上が図れるということで、今当村が抱えている問題がほとんど解決できると思われます。特に、令和5年度は期成同盟会の会長が中野市長から高山村長に引き継がれるわけで、ぜひ、内山村長の活躍を期待したいと思います。

次、2番目の質問でごさいます。

防犯灯の設置、維持管理について。

防犯灯は、夜間における村民の安全及び犯罪被害者の本来未然防止を図るために設置されています。維持管理は地区の地元自治会と協力して進めていると思われます。街路灯は夜間の交通の安全と円滑化のため、交通量の多い幹線道路や交差点などに設置され、道路上の通行者や障害物の有無などを確認できるように、車道側を向いていると思われます。維持管理は県や村といった道路管理者が行っていると思われます。

高山村の電灯も従来の蛍光灯からLED化に改善されてきています。維持コストとメンテナンスによるメリットからLED化になってきていると思われますが、村民の安全な生活を守るための設置や防犯のためのパトロールは検証できているのでしょうか。

そこで、質問ですが、1番、高山村の防犯灯、街路灯の現在の設置状況はどうか、2番、隣接している区と区を結ぶ道路や境界は区民も注意が行き届かない場所のため、村が危険箇所として検証、把握できているかどうか、3番目、現状での設置で安全上も十分と言えるのか、今後の安全対策について御返答願います。

○議長（西原澄夫議員）

———荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

防犯灯の設置、維持管理についてお答えいたします。

防犯灯につきましては、夜間における犯罪の発生を防止し、防犯灯等の整備を促進することを主たる目的とする防犯灯等整備対策要綱が昭和36年に閣議決定され、以後、全国的に防犯灯が設置されてきました。同要綱では、地方公共団体は防犯灯等を設置する者に対し、その設置費用の一部を補助することや維持管理に要する費用は努めて負担することを規定しております。このようなことから全国的に自治会などが防犯灯の設置者となって、設置及び維持管理をしてきており、市町村がその設置及び維持管理に対して補助を行い、今日に至っております。

本村では、毎年、各地区からの設置、交換等の要望により、緊急性などを考慮して、村と地区で分担しながら防犯灯の維持管理を行っております。

そこで、村の防犯灯、街路灯の現在の設置状況についてのお尋ねであります。まず初めに、村内にある街灯のうち、村が管理している防犯灯は224基、道路照明灯は24基あり、県が管理している道路照明灯は70基設置されておりますが、各地区で維持管理している防犯灯は村では把握しておりません。

このような中で、村が管理する防犯灯や道路照明灯につきましては、消費電力削減による管理コストの削減を図るため、道路工事などに合わせ水銀灯やナトリウム灯から順次LED化し、同様に各地区で管理する防犯灯につきましても、環境負荷の低減に向けての支援を実施しているところであります。

次に、地区を結ぶ道路の危険箇所の検証や把握についてのお尋ねであります。現在、防犯灯などの整備につきましては、地区と地区をつなぐ交通量の多い幹線道路は村が整備し、一方、地区内の生活道路についてはそれぞれの自治区で整備することとなっております。さらに通学路につきましては、毎年、村と小中学校PTAの皆さんや須坂建設事務所、須坂警察署や村教育委員会などで組織する高山村通学路交通安全推進協議会において、要望のあった危険箇所などの現地調査や対策内容をお聞きし、検証や把握に努めているところであります。

次に、現在の設置状況で安全上は十分か、また、今後の安全対策についてのお尋ねであります。防犯灯は地域の犯罪を抑止する機能だけでなく、地域で一定の負担をすることで自らの地域を守るという住民の安全に対する意識を高め、地域の連帯を醸成することにも重要な役割を果たしていることから、地域内で生活し、実情をよく把握している住民の皆さんなどが見守り活動を通じて防犯灯の設置や維持管理を担っていただくことが大変重要であると考えております。そのようなことから、村と地区で連携しながら、夜間、不特定多数の人が通行する生活道路において、防犯上不安のある場所の把握に努め、犯罪を起こしにくい環境づくりのため、防犯灯などの整備を進めているところであります。

村といたしましては、引き続き、犯罪や交通事故のない安全・安心な村づくりを推進するためにも子どもを守る安心の家や須高ホワイト・エンジェルス隊高山支部などで実施している小中学校の

下校時に合わせて青色回転灯の設置された車両による防犯パトロールにより対策強化を図るなど、高山村防犯協会、高山村通学路交通安全推進協議会や警察署などと連携を図りながら、防犯灯の整備を含めた防犯対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

今、回答をいただきました1番の管理状態、これについては確認できました。

2番目の地区と地区、これについては村、それ以外はそれぞれの住民のほうのところということなんですが、やはりどうしても区と区の境界の村道は住民の注意が不足がちと思われます。

荒井原ふれあいセンター前から特別養護老人ホームの朝日高井ホームを通り、堀之内地区に抜ける村道ですが、これは現在、中学生たちの実際事実上の通学路になっています。ただ、これはおそらく中学校から県道のバス路線を南下して堀之内方面へ行く場合、非常に遠回りになるため、同じ村道の中でも直角三角形の斜辺に当たるショートカットという形で使われていると思います。この間には街灯がないんですね。照明灯、防犯等、これがないので、真っ暗な状態であります。これも先ほどパトロールを行っていただいているということなんですが、実際、通学路にも使われている道路、村道でもあるため、ぜひ防犯上も含め必要と思われますので、設置のほうを確認していただいて、お願いしたいと思います。

それと、3番目の安全面について……

○議長（西原澄夫議員）

勝山議員に申し上げます。

再質問なのか、再々質問なのか、質問する前に申入れください。

それから、質問は原則3回までということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○2番（勝山正弘議員）

再質問ということでお願いしたいんですが、そこら辺を周知していただいて、パトロールをしているかどうかというところをお聞かせいただいた上で、ぜひ検討していただきたいと思います。

その安全面で、以前、ほかの議員からも防犯カメラ、こちらのほうの設置検討を要望としてあったかと思われませんが、コスト的に非常に厳しいといった回答であったと思われま。専門の人間を配置すること、カメラ等の機材も高価ということではありますが、現在のところ、A、B、C、D、EでE社ですけれども、E社製のカメラ付防犯灯が活躍しています。LED灯と防犯カメラを一体化して、照射エリアと撮影エリアを一致させる設計になっています。LED灯自体が夜間のカメラ光源にもなっています。中部電力より、防犯灯と同じように電柱にバンドで取付けを認めていただいております。これはリアルタイム監視を目的としておらず、定点カメラで24時間ひたすら画像を

撮り続ける単機能のもので、SDカードで保存されます。

全ての防犯灯を切り替えるのではなく、道路のほか、駐車場、公園等、必要と思われるところのみ設置すればよいかと思うんですが、カメラ付防犯灯、これの認識はございますか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

御質問は、カメラ付防犯灯の関係のみでよろしいでしょうか。

カメラ付の防犯灯があるというのは、正直認識しておりませんでした。議員から御提案をいただきましたカメラ付という部分については価格的にどんなものなのか、そのあたりは調査をさせていただいた上で、有効であるということになりましたら検討をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

—————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

ぜひ、安全・安心な村づくりを最重要課題にしているという点で、これは私の調べた中では安価ということで、1基当たり10万円以下で、管理上もSDカードの保存で、月1回の交換だけということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

質問のほうは以上であります。ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で勝山正弘議員の質問を終わります。

—————6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

通告に従いまして質問いたします。

1問目に、加工施設、加工品研究をについてお尋ねします。

高山村は、果樹を中心とした農業が盛んで、果樹を使った加工品の需要、また、それをつくるための加工施設の需要が以前から多く寄せられています。一方で、一言に加工品、加工施設といっても何をどのように加工するか、それによってどんな設備が必要か、そして食品ですので、安全性の試験、それから商品化まで多くの課題があり、一筋縄でいくものではないため、それに対して研究していく必要があります、それについて考えるチームをつくって取り組んではどうかと考え、伺います。

1つ目に、加工施設、特産品開発等について、現在、村ではどのように考えていますでしょうか。

2つ目に、加工施設について、それを希望している農家の方、加工施設をやることを考えている

方、また、現在は農業などをしていない方でも加工施設等について興味をお持ちの方々など、広く集まって情報交換、共有をしながら、村民協働の中で考えることが有用だと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、加工品の企画から試作、分析、評価、商品化、販路開拓まで一貫した支援を行っている長野市にある「長野県工業技術総合センター・しあわせ信州食品開発センター」を利用することで、加工品について試作研究をしていけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

4つ目に、加工施設研究とともに農産物を増やすという観点から、荒廃農地の利用についても同時に考えるなど荒廃農地利用、さらには鳥獣害対策についても考え、地域力を上げていくなど総合的に考えていけるとと思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————小淵産業振興課長。

○産業振興課長（小淵義彦）

加工施設、加工研究についてお答えいたします。

現在、村内で農産物加工に取り組んでいる主な団体等につきましては、JAながの須高リンゴ部会高山支部が村内で生産されたりんごを使ったジャムやジュースなどを委託製造して、共選所で販売されておりますほか、ふるさとセンター山田では大豆を栽培してみそ造りや旬の特産品として、根曲竹の瓶詰等の製造販売に取り組んでおられます。

また、ワイン用ぶどう栽培・醸造・販売を一貫して行うワイナリーではワイン特区を活用して、村内に6か所の小規模ワイナリーが集積するワイン産地が形成されておりますほか、ワインぶどうとホップをブレンドしたクラフトビールの醸造所も設立されております。

また、村内産の農産物で特産品を開発したいという意欲のある小規模農家などには商品開発やパッケージ、広告宣伝などの費用を村の特産品開発支援事業補助金を活用しながら、加工など6次産業化の取組を行っていただいております。

そこで、まず初めに加工施設や特産品開発等に関する村の考え方についてであります。ただいま申し上げましたように、これまで村では高山村産の農産物や地域資源を活用して、新たな付加価値を生み出す6次産業化への取組や農家所得の向上と産地づくりなど、地域産業の活性化を図るために生産・加工・販売に係る施設整備に対して支援を行っており、今後も意欲ある皆さんに寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

次に、加工施設を希望される農家や興味をお持ちの方などとの情報交換と共有による村民協働の中で考えることについてであります。議員お話しのように、村といたしましては、農産物等の加工施設は何をどのように加工するのか、それによってどんな設備が必要なのか、さらに商品化に向けての試験や安全性が確認されて初めて販売できるものでありますことから、大変コストや時間が

かかるものと思っております。このため、農産物等の加工に取り組もうとする個人や団体の考え方によっては加工施設の設備が異なりますので、同じ目的に向かって取り組む皆さんで情報交換等を行っていただくことにより、その中でリーダーが生まれ、組織化などが期待できると思われまので、まずはそのような情報交換ができる場の設定に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、長野県工業技術センター内の「しあわせ信州食品開発センター」の利活用についてであります。この施設は食品産業振興に係る県機関を始め、長野県産業支援機構等の県内関係機関や学術研究機関が連携して、企画から販路拡大まで商品開発の一貫支援を行って、県内食品産業の高付加価値商品の開発や農業者等の6次産業化を支援する目的で設置されております。このため、村といたしましては、この施設が研究機関のみならず、具体的なアドバイスもいただける大変有益な機関でありますことから、これまで農産物等の加工による商品開発に意欲のある農業者等の皆さんには周知させていただいておりますが、今後はより多くの皆さんに活用していただけるよう、幅広く情報提供してまいりたいと考えております。

次に、加工施設研究とともに荒廃農地の利用や鳥獣害対策を踏まえた農産物による地域力の向上を総合的に考えることについてであります。先ほども申し上げましたとおり、村内には農産物を加工して、付加価値を高めたいと考えている意欲的な方がいらっしゃると思われまますが、その皆さんの意向や合意形成によって加工施設の設備が変わってきますので、何をどう考え、どのように実現できそうなのかなど、皆さんの方向性を見いだせるようなきっかけづくりとなる場を提供する必要があると考えております。

また、議員お話しのように、村の課題であります耕作放棄地対策や有害鳥獣対策を踏まえますと、農産物加工施設のみならず、例えば、地域資源を活用してジビエを加工する食肉加工施設や木材加工施設などを整備することにより、本村の農業振興と地域活性化につながり、大変有益なものになると考えております。そのためにも、まずは多くの皆さんと情報交換ができる場を設けられるよう、関係の皆様と協議をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問します。

例えば、お隣の須坂市でチャレンジショップといった形で、加工品、このときはケーキ、お菓子だったかと思えますけれども、期間限定でつくって販売できるという施設が駅前のb o t aの中にあって、期間限定で出店されていた方が2月に市内の別の場所にお店をオープンしたというようなことがありました。こういったことを農産物加工でもできるような仕組みづくりについてもみんなで考えて、研究していけたらいいかなと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

もう一つ、地方創生ということでいろんな補助金が出る中で、加工品をつくることを目的とした

補助金が結構出ている、どこの自治体でも多くやられているかと思います。

ただ、買手があってこそその品物ということで、何をつくりたいか、何ができるかということももちろん大切なんですけれども、やはり何が売れるかというようなことをきちんと考えていけるような道筋が必要ではないかと考えます。そういった部分ではなかなか行政ではその辺はできないことかと思えますし、やはり民間と一緒にあって、営業までを考えていくことが重要ではないかと思えます。

経済あつての財政ということで、経済をしっかりさせていくという部分で、持続可能な経済成長に向けて官民連携による施策は大切だと考えますが、官民連携についてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

ただいま、再質問の関係で2問あったかと思えます。

最初にお話しのチャレンジショップというようなことでお話しございました。

まさに、意欲ある方々にとって、大変いい場所になるかと思えます。また、お客様の意向を見る中でも情報を得られるいい場になるのかと思えます。

そういうことをやりたいと思う皆さんにとっても、先ほど申し上げました村のほうでも機会を捉えて、皆さんにお考えいただこうと、そういう場の中で、その皆さん方の意向によって、1人の個人の考えではないと思うんですが、連携される場合があればチャレンジショップも含めた中で進めることも可能になるのかなと、こんなふうに思えます。

2つ目の関係であります、確かにどのようなものが売れるのか、買手の方々のことの部分もやはり把握しながらというような形の中で、官民連携というようなこともお考えだということが必要ではないかというお話でございますが、まさに、これまで取り組んでいる中のワインぶどうの関係についてもワイナリーというような建設をする中においても、官民連携の中で進めてきた事業でございます。そういった部分もでございます。それにつきましても、こういった意欲ある皆さん方と相談する中で、そういう連携が図れる部分があるのかどうか、それも含めて探ってまいりたいと、こんなふうには考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

先ほど、課長もおっしゃられたように、既にそれぞれの民間で加工品を独自につくられて、販売されている方もたくさんいらっしゃいますし、これからもやっていこうと計画されている方も現在もいらっしゃるかと思えます。それでも加工施設という声がたくさん聞かれるというのはやはり農

家の方からの要望があったり、つくりたい方が多いのかなと思っております。やはり、皆さんお仕事をされている中で、また、こういった不景気の中で一步踏み出せないというようなことも確かではないかなと思います。

現在は、支援金とか補助金とか、意欲ある人にお金を補助するからやってくださいという形の支援が多いのかなと思いますけれども、きっかけがあって、その先に、じゃ、補助金を使ってやってみようというところまで進んでいけるような施策をしていただけたらと思います。横のつながりや情報共有も大切だと思いますので、そういった場をつくっていただき、村が並走していくよというような支援の中で産業が生まれたり、アイデアが生まれたりしていく基盤になっていくと思いますので、前向きに検討していただくという答弁に期待して、1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2問目は、自治体公式LINEの導入をということでお尋ねします。

現在、村の広報活動として、広報紙、行政無線、村のホームページやSNSの発信など、様々行っているところかと思いますが、若い世代から御高齢の世代まで、スマホやタブレットなどが多く普及してきたことに伴って、自治体公式LINEを導入している自治体が増えてきております。高山村でも導入してはどうか、村の考え方について伺います。

1つ目に、先ほどから申し上げますように、現在、村では広報紙、行政無線、ホームページ、また、SNSとしてフェイスブックなどを使った情報発信を行っていて、それはそれぞれ利点もあり、それぞれ必要であるとは思いますが、個人や家庭で常時使っている端末に直接届く公式LINEは情報をより身近に感じられたり、確認が容易になったりすることが考えられるため、導入することにより、より村の情報が村民に伝わりやすくなると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、最近ではSNSカウンセリングといって、スマホがあれば誰でも利用ができ、テキストでのやり取りでのカウンセリングなので、対面でのカウンセリングや電話相談よりも利用のハードルが低く、限られた時間の中でも相談員としっかりコミュニケーションが取れるということで、相談者の心を軽くするための心理カウンセリングとしての効果も認められてきているというものがあり、そういったものの需要も増してきているとのことで、LINEを活用したメンタルケアを実施する自治体も増えているとお聞きしました。特に高山村は村民同士がとても近く、それはそれでとてもいいことではあるのですが、困ったとき、苦しいとき、つらいときの相談はなかなか行きづらいといった声も聞かれますので、こういったLINEを活用することにより、より相談しやすい環境づくりが可能と考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、導入に当たってはスマホ、タブレットの講座を村の若い人の力を借りながら開催することで、世代間交流の機会も増えていくと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

自治体公式LINEの導入についてお答えいたします。

近年、防災や各種行政に関する情報をより多くの住民へ確実に伝えるため、従来からある防災行政無線のほか、ホームページやメール配信、SNSなどの複数のコミュニケーションツールを用いて情報伝達の多重化を図る自治体が増えていると言われております。特にスマートフォンやタブレット端末の普及が進むこの数年は住民への様々な情報の発信や行政サービスの提供手段として、フェイスブックやツイッター、LINEなどのSNSを活用して自治体からの自動配信、いわゆるプッシュ型の情報伝達手段を導入する自治体も増えていると言われております。

中でも、2022年12月時点で、国内で約9,400万人が利用していると言われていた国内最大規模のコミュニケーションツールとして普及しているLINEを運用するLINE株式会社が2019年5月から、地方公共団体向けに無償提供している「LINE公式アカウント・地方公共団体プラン」はLINEが老若男女を問わず慣れ親しまれていることなどから、LINEのトーク機能を活用したプッシュ型の情報伝達手段として導入する自治体が増えているとお聞きしております。

そこで、自治体公式LINEの導入についての御提案であります。現在、村では情報伝達手段として、広報紙、防災行政無線、ホームページ、フェイスブックを活用しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在の情報伝達手段だけでは利用者が自ら情報を得るために能動的な操作や行動を行う必要があり、特に防災行政無線は自宅にいないと放送を聞くことができないなどの課題がございます。

こうしたことから、今後、直接個人のスマートフォンなどの端末にプッシュ型の情報発信が可能となるよう、「LINE公式アカウント・地方公共団体プラン」を含め、情報伝達手段の導入について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、LINEを活用したSNSカウンセリングの導入についてであります。長野県ではいじめ対策や未成年者の自殺防止に向けて従来から行っている電話相談に加え、悩みを抱える生徒たちが気軽に相談できる体制を確立するため、LINEのチャット機能を利用した「LINE相談事業」を実施しております。このようにLINEなどのSNSを活用した相談サービスは個人が所有するスマートフォンなどから気軽に相談できる仕組みであることから、村においても相談しやすい環境づくりのためにも重要であると認識しております。

しかしながら、SNSを活用した相談サービスを提供するためには相談件数の増加や従来にもましてきめ細かな対応が求められることが予想されるため、職員体制を整える必要があることなどから、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、村内にいる若い人の力を借りたスマートフォン・タブレット講座等の開催についてであります。近年、スマートフォンやタブレット端末の普及により、地域社会のデジタル化が急速に進み、自治体においても様々な行政手続のオンライン化が求められております。このため、今後、高

齢者等を対象としたスマートフォン・タブレット講座等の開催の必要性が増してくるものと思われますことから、村内者の人材活用も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

したがって、村といたしましては、令和5年度に自治体DX推進計画を策定することとしておりますことから、今回御提案いただきました「LINE公式アカウント・地方公共団体プラン」の導入も含め、この計画の中で関係の皆様とともに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をいたします。

前向きに検討していただけると捉えました。大変ありがたいことかと思えます。

公式LINEの導入を検討していただけるということで、導入された際にはまた防災等についても活用をしていただけると思うんですけれども、その発展にはなりますが、ハザードマップのデジタル化なども取り入れている自治体が増えてきていると聞きました。紙ベースで見られることももちろん大事ですし、すぐ手に取れるというところはいいことかと思えます。ですが、いつ起こるか分からない災害が出先で起こることも考えられて、そういうときに、今の人は必ずスマートフォンを持っていますので、持ち歩いているスマートフォンでその情報が見られるということ、また、情報の改定が容易であるということ、利点も多いかと思えます。また、そのさらに発展として、観光マップのデジタル化ということも高山村は特に広く観光名所が点在することがありまして、使い勝手のよいマップがつけられるのではないかなと考えられます。

いろいろな技術が日々開発されていますので、高山村にとって有益なものを積極的に取り入れていただいて、村民の皆さんにとって一層住みやすく、また、本村を訪れる皆さんにとって滞在して楽しみやすくなるように考えていただきたいと思うのですが、ハザードマップのデジタル化、観光マップのデジタル化などを取り入れていただくといったことは、これも考えていただけますでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

御提案いろいろいただきまして、誠にありがとうございます。

いずれにしましても、令和5年度で来年度実際にDX推進計画を策定いたします。この中で、いかに住民サービスを図っていくために何が必要なのか、そういった面を十分に検討させていただきながら、今御提案いただきましたハザードマップのデジタル化、観光マップのデジタル化、そういったものを含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

令和2年12月に、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。様々な技術がどんどん開発される中で、誰一人取り残さない高山村であるためにも現在もいろいろ検討していただいているところかと思いますが、積極的に取り入れていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

換気のため、会議は午前11時10分から再開します。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、通告に従い一般質問3件お願いいたします。

まず、1番目、ふるさと納税制度についてお尋ねします。

本村におけるふるさと納税制度の寄附額は、令和3年度4,100万円に対し、今年度は12月末現在9,100万円で、令和3年度の4,100万円を倍増しており、大変喜ばしいこととございます。また、担当部署の方々の努力に対して敬意を払いたと思います。御苦労さまでした。

しかしながら、お隣の須坂市では1月末現在で30億円を達成しております。そこで過日、須坂市役所政策推進課に、なぜ、これほどまでに、ふるさと納税額が増えたのかのお話を伺ってきました。後ほどその内容も含め、質問いたします。

本村が本気で取り組んだのが遅かったせいもありますが、まだまだ伸びる要素は十分にあると考えます。せめてお隣の須坂市の30億円の1割の3億円ぐらいを目標として定めた場合、どのような取組及び体制で臨むのかをお尋ねいたします。寄附額3億円になれば、返礼品で3割の9,000万円の経済効果が生まれます。商工会が発行するプレミアム商品券に匹敵する金額です。プレミアム商品券発行に当たっては村で2,000万円の補助金の予定をしておりますが、ふるさと納税は補助金な

くしてもこれだけの品物が動くので、非常に経済効果が大きい事業と考えられます。そのうち2割が配送費、サイト分の手数料となっても寄附額3億円とすれば、その半分の1億5,000万円の自主財源が生まれます。自主財源の少ない本村においては貴重な財源確保の事業かと思います。ぜひ3億円ぐらいの目標を上げて取り組んでほしいと思います。

質問として、1、まず、近隣市町村と比べて本村がどう思っているのか。

2番目、今後取り組むべき返礼品商品はどのようなものがよいと考えているのか。

3番目、リピーター率はどれくらいか。

4番目、返礼品と一緒に本村の魅力と返礼品一覧などを載せたパンフレットを送ることが有効と思うが、いかがでしょうか。

5番目、いろいろな分野のポータルサイトの掲載を増やすことが大事と聞くが、いかがでしょうか。ちなみに本村のポータルサイトは2で、須坂市は12あります。

6番目、SNSを活用した情報発信は拡散効果が非常にあり有効と聞きますが、いかがでしょうか。

7番目、現在の返礼品は単品ばかりですが、詰め合わせセットも必要かと思います。いかがでしょうか。また、詰め合わせを行う場の提供により、新たな雇用機会が生まれるのではないのでしょうか。

8番目、企業版ふるさと納税もそろそろ周知していったはどうでしょうか。企業版ふるさと納税制度の寄附額は1回当たり10万円以上ですが、企業としては最大9割が損金算入でき、高山村の地方創生の応援ができるというメリットがあり、企業にとっても宣伝効果もあるかと思います。推進してはいかがでしょうか。

9番目、以前の一般質問でも提案しましたが、返礼品目当ての層だけでなく、本村の最大の魅力である自然を愛する方々に雷滝の周辺整備の基金というクラウドファンディング型をぜひ取り入れてもらいたいと考えます。以前の質問のときには、五大桜、高井橋、山田牧場など4つを挙げてお話ししましたが、まずは1つずつ達成していければいいのかなと考え、まず日本では珍しい滝の裏側から滝を見られる裏見の滝として有名な雷滝の周辺整備の基金を提案したいと思います。この基金が達成され、周辺整備が終了すれば、必ずや全国の多くの雷滝ファンが村へ来てもらえるものと確信します。いかがでしょうか。

10番目、最後になりますが、以上の様々な件をこなすには専従の職員体制が必要だと思います。いかがでしょうか。ちなみに須坂市は5名体制で、専従者4名と聞いております。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

ふるさと納税制度についてお答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや自分の意思で応援したい自治体を選び、寄附することで所得税や住民税の税額控除が受けられる制度として、平成20年に創設されました。

こうした中、本村におきましては、制度創設時に景観の保全や育成を基礎とする寄附金の受付を開始し、その後、平成29年10月からは返礼品を伴うふるさと納税の受付を開始し、寄附金額を増やすために、これまで返礼品の種類や品数を増やすなど、様々な方策を講じてきたところでございます。

そこで、まず初めに、令和4年度の収入金額と近隣市町村との寄附金の比較についてであります。本村のふるさと納税による寄附金額につきましては、返礼品を伴うふるさと納税の受付を開始した平成29年度が1,572万円でありましたが、今年度につきましては、令和5年2月末時点で9,186万5,000円と約6倍にまで増えてきております。

一方、令和3年度における本村を含む長野地域振興局管内の9市町村の状況を見ますと、寄附額の最も多い市町村は須坂市で23億7,000万円余り、次いで長野市の11億5,000万円余り、小布施町は3番目に多い7億5,000万円余りとなっており、1億円を超えているのは6つの市と町で、本村は管内で7番目という状況でございます。

次に、今後取り組むべき返礼品についてであります。本村は言うまでもなく、りんごやぶどうを始めとした果物の産地でありますことから、まずは新鮮なりんごやぶどうの返礼品の品数を増やすことが重要と考え、これまで農家の皆様に対して返礼品の出品についての説明会などを開催し、出品者の増加などを図ってきたところであります。さらに近年、全国的にも評価が高いと言われております高山村産ワインにつきましても、返礼品として出品していただくよう生産者の皆様と協議を行っているところでございます。

次に、リピーター率についてであります。リピーター率につきましては、ふるさと納税受付等の委託事業者から得られるデータを加工する必要がありますことから、現時点におきましては分析できておりませんが、今後、できるだけ早い時期に公表できるよう、分析作業を行ってまいりたいと考えております。

次に、パンフレットについてであります。本村の観光スポットや返礼品を掲載したパンフレットを作成して全国に配布することは寄附額を増やすための有効な手段であると考えておりますが、現在、村では返礼品を徐々に増やしている状況であり、返礼品が増える都度、パンフレットを見直す必要が生じることから、現時点においてパンフレットは作成しておりません。

しかしながら、パンフレットやチラシなどの紙媒体での広報につきましては、研究する余地が十分にあると考えておりますので、今後、事業者の皆さんを含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、ポータルサイトを増やすことについてであります。議員御指摘のとおり、ふるさと納税

による寄附金額を増やすためには多くの方に高山村の魅力や返礼品等を知っていただく必要があります。このため、村では当初、さとふるのサイトのみを活用しておりましたが、令和3年10月からは楽天のサイトも掲載を始めたところでございます。

このように、今後も掲載サイトを増やすべく検討を進めてまいります。サイトを増やすことによって返礼品の在庫管理や寄附受付証明書発行などの事務手続が煩雑となり、適正な事務執行に支障が出るおそれがあることなどから、掲載サイトの追加につきましては、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、SNSを活用した情報発信についてであります。さとふるによる寄附金収入が多い自治体を見ますと、情報発信の手段としてSNSを積極的に活用しておりますことから、今後、本村におきましても、この活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、返礼品として詰め合わせセットの必要性と、これにより生まれる新たな雇用についてであります。返礼品を伴うさとふるの趣旨の一つに地域の魅力を多くの方に伝えることが挙げられており、本村の特産品をジャンルを超えて詰め合わせにして返礼品にすることは大変有効な手段と考えておりますことから、現在、村では事業者の皆様へ働きかけを行っておりますので、今後新たに雇用が伴う返礼品開発を行っていただける事業者が出てくることを大いに期待するものであります。

次に、企業版さとふるの周知についてであります。本村における企業版さとふるの周知につきましては、平成29年度から令和元年度までの3か年にわたり、2社から合計1,989万円の御寄附を頂き、主に農業振興施策に活用させていただいております。このような企業版さとふるによる寄附を受けるためには地域課題を解決する具体的な事業を検討しつつ、企業が社会貢献策としてのメリットがあることをPRする必要がありますことから、村だけでなく、地域住民や村内事業者にも参画していただくことが必要であります。このため、村といたしましては、村が抱える課題の解決策を見いだす中で、その財源を確保するための企業版さとふるの活用も検討してまいりたいと考えております。

次に、クラウドファンディング型による寄附についてであります。先ほども申し上げましたとおり、村が抱える課題の解決策を見いだす中で、その財源確保のために必要な手段としてクラウドファンディング型による寄附も一つであると思っております。

したがって、寄附金を活用して雷滝を整備し、訪れる観光客を増やすことは有効な手段と考えますが、最も大切なことは訪れていただいた方にいかに村内で長時間滞在していただき、消費していただくことが必要でありますことから、この点も関係者の皆さんと十分に協議する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、専従職員の必要性についてであります。現在、さとふるを担当している職員は他の業務と兼務しており、議員御指摘のとおり、今後寄附額を大幅に増やしていくためには返礼品の種

類や品数、さらには掲載サイトを増やすなどの一連の業務に専門的に従事する体制が必要であるものと考えております。そのためにはまず人材を確保することが必要となりますことから、今後、地域おこし協力隊や民間事業者への業務委託など、様々な方法を検討してまいりたいと考えております。

したがって、村といたしましては、今後もふるさと納税制度を活用し、貴重な自主財源を確保するほか、高山村の魅力を全国の皆さんに伝えるために返礼品や掲載サイトを増やすとともに広く情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

須坂市においては、「フルーツ王国」という小冊子をつくって、返礼品に配布しておりました。今後、そういう小冊子も検討していくということはぜひお願いしたい。

それと、1つ、先ほど、今現在の9,000万円ほどが最初から、当時と比べれば6倍だとおっしゃっていましたが、その底辺の金額が低いので、何倍かといえは本当にすごい金額になるんですが、まだ1億もいっていないのが現状でございますので、私がぜひ思うのはやはりせめて3億円ぐらいの寄附相当のぶどう、りんごも、ぜひそういった本村の魅力のあるものを確保するような努力をしていただいて、何とか本村における自主財源の額を増やすということを目的にしていけないかということをお尋ねするのと、あと、サイト数はぜひやはりいろいろな分野の方が見られますので、例えばデパート系のサイトとか、スマホのそういうチャージするようなサイトとかいろいろありますので、あらゆるジャンルのやはりそれをやるのが須坂市の方もとても有効だとおっしゃってましたので、そういうサイトを増やして、ですから人員をぜひ増やしていただきたいと私思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の3億円を目指す中で、りんご、ぶどうなどを確保するように努めていただきたいというお話でございます。

村では、現在、何とか出品数を増やすべく、農家の方々にお話をもちかけております。実質、りんご、ぶどうが途中で品切れという状況もございましたので、そういったことがないように何とか農家の皆さんに御協力いただけるよう、今後も引き続きお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、サイト数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、なかなか今の現体制ではちょっと厳しい面もございます。議員さんおっしゃるとおり、体制をしっかりと整えてということでございますので、その点も踏まえながら今後十分に検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

本村における少子化対策について質問していきます。

国は、少子化対策を重点項目に挙げていますが、本村における少子化対策についてお尋ねします。

本村におけるここ5年間の平均の人口推移を調べてみますと、出生数は24人、お亡くなりになられた方は103人で、その差は約80人です。また、転出・転入を調べますと、転出の方が186人、転入が164人で、その差は約20名であります。先ほどの約80名と合わせますと約100人となります。このままですと、毎年100名ずつ人口が減っているのが現状ではないでしょうか。

そこで、本村に末永く住んでもらうため、また、各年代層においても魅力ある本村の各種手当、あるいは各年代における支援事業についても質問したいと思います。

まず、1番目、本村の直近4年間の合計特殊出生率は0.94と全国平均1.36より劣っております。今よく話題に上がっている岡山県奈義町は合計特殊出生率が2.94となっております。

そこで、本村とどこが違うのかお伺いたします。また、本村で今後、奈義町のような、何か導入予定、出来そうな政策があるのかお尋ねします。

2番目、高山村独自の子育て支援策はどのようなものがあるのかお尋ねします。

ある雑誌によりますと、なぜ長野県が全国に教育県として有名になったのかが書かれておりました。それは江戸時代の寺子屋の数は日本一であり、さらに明治において、就学率も日本全国1位であったからと書かれておりました。このように江戸時代からの積み重ねで、今の教育があるとうかがわれます。

そこで、本村の教育の基本方針に1村1校の特性を生かした保育園、小学校、中学校の一貫した教育の推進とありますが、具体的にどのような内容なのか、また、他市町村にない高山村独自の一貫教育となるのでしょうか。お尋ねいたします。

3番目、本村に一度住まわれたらほかの地へは行かない、この地が一番よいと思われるような、全国に誇れる高山村政策を高山村年代別支援一覧など作成して、移住等を考えている方に分かりやすく高山村の魅力、高山村はいろいろ考えてくれているよい村だと分かるようなものを作成してはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

本村における少子化対策についてお答えいたします。

去る1月23日に召集されました通常国会において、岸田首相は施政方針演説の中で子ども・子育て政策について従来とは次元の異なる対策を実現するとした上で、出生率を反転しなければならないと、こう述べられております。さらに岸田首相は子ども政策に関し、経済、社会の持続性と包摂性を考える上で最重点課題と位置づけるとともに、昨年の出生数は国が統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割ったことから、社会機能を維持できるかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれていると危機感を伝えられました。

このような状況の中で、議員お話しのとおり、岡山県奈義町では令和元年の合計特殊出生率が2.95と突出して高く、全国的に注目を集め、少子化対策の奇跡の町と言われておりますことから、去る2月19日には岸田首相が視察されたと報道されております。

そこで、まず初めに本村と奈義町との違いと、今後の導入可能な政策についてのお尋ねであります。インターネット情報や町が発行する広報紙などを見ますと、高校生への就学支援や高等教育における奨学金の返済に係る半額免除など、子育てや移住推進などに手厚い先進的な取組が目につくほか、本村でも行っております出産祝金や在宅育児支援などについても高額な補助をされております。

このため、村といたしましては財政状況が大変厳しい中ではありますが、少子化対策は喫緊の課題でありますことから、子育て世代の皆さんの御意見等もお聞きしながら、効果の上がる子育て支援策を検討してまいりたい、このように考えております。

次に、本村の独自の子育て支援策についてのお尋ねですが、これまでの主な支援策につきましては、出産祝金や入学祝金、家庭育児給付金の給付のほか、令和5年度からは新たに3歳未満児の乳幼児に対して年間2万4,000円のおむつ購入費の補助、全ての妊婦、子育て世帯がより安心して出産、子育てができるよう、出産・子育て応援交付金事業など、将来、村を担っていただく若い人たちや子育て世帯に配慮した経済的支援に取り組むほか、保育園関係では令和元年10月から、国の制度により3歳以上児の保育料を無償化としていますが、これに加えて、3歳未満児の第2子以降の保育料を半額とし、3歳以上の幼児の毎日の副食費とおやつ代は村の負担で無償とするほか、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおける育児に関わる相談や同世代の親の交流、小学校児童の放課後の居場所として放課後児童クラブの運営など、働く親や家庭への支援も行っております。

また、学校など教育面では小中学校の学期別各種テストの購入費、小学校スキー教室に係る費用、小中学校における社会見学、総合学習、各種行事で利用するバス代、学校と保護者間の連絡用メー

ルシステム利用料のほか、学校給食費を半額を公費として負担するほか、さらに、保・小・中のスポーツ振興センター共済掛金を村で負担するなど、保護者の経済的負担軽減が図られるよう予算措置をしているところであります。

次に、村が誇れる支援など政策の一覧表を作成し、PRすることについてであります。少子化対策を進める上で子育て世代の皆さんが移住していただくためには子育てに係る経済的支援を含めた子育て環境が充実した地域を希望される方が多く、実際に移住された皆さんの御意見もそのようにお聞きしております。このようなことから、先ほど子育て支援等の一端を申し上げましたが、これらをPRするため、村に現在あります乳幼児から子育てに係る支援施策などをまとめた「福祉のしおり」を一体的に見直し、各世代の皆さんへの支援策の一覧としてまとめ、PRしてまいりたい、このように考えております。

さらに、あわせて、「日本で最も美しい村連合」や「ユネスコエコパーク」の地である本村ならではの四季折々の豊かで美しい自然や善光寺平と北アルプスを望む絶妙なコントラストをフィールドとして、子育てや生活を営むことができる魅力を多くの皆さんに知っていただくことも移住の促進や村の活性化につながるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

奈義町のような子育て支援の補助金とか、そういうのはやはり村の予算等いろいろあるかと思えますので、できる限り、またそういった面をぜひやっていただきたいと思えます。

ただ、私思うに、奈義町で、ああ、すばらしいなと思ったのは子育て中の方が子どもを連れて仕事場へ行けるとい、子育ての人の仕事を確保していると、子どもを連れて仕事ができるというような場の提供をしているんですね。

ですから、今の会計年度臨時職員、そういった方を雇いながら、何とか子どもも連れて、何かそういう仕事ができるような場、ちょっと工夫を変えて、そういう雇用をすると、そんなような形はできないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問、1点だけと思えますけれども、いわゆる職場の何というんですか、勤務しやすい状況の策定ができないかと、こういう御質問かと思えますが、たまたま今朝もあるテレビで、そういう職場が出てきたと、このように報道されておりました。

そういった点では、いわゆる働く皆さん、特に女性の皆さんは子どもの育児というのが大変勤めるにはある程度慎重に検討されていると、このようにお聞きしておりますので、その辺も含めて、実際にそれが可能かどうかにつきましては、十分に検討してまいりたいと思いますし、利用者の皆さん、あるいは職場の状況も含めながら、今、議員が質問されたのはいわゆる役場の職場についてというふうなことを主力に言われたと思うんですけども、実際に慎重に検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

東京の大手の企業などは、本当に子どもを預かってくれるような働く場所とか、あるいはペットも預かってくれるような会社もあると聞いたことがあります。そんな中で、ぜひそういう子どもの少子化対策の一環として、働く場をぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

○議 長（西原澄夫議員）

沖島議員に申し上げます。

しばらく休憩したいと思います。

これより本休憩とします。

会議は午後1時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

午前11時44分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、3番目の質問に入ります。

役場職員採用についてお尋ねします。

本村における危機管理対応の上でも本村在住の職員を増やしたいと考えます。また、中途採用も定期的に行い、職員不足で村民に対するサービスの低下が起こらないような採用計画をお願いしたいと考えます。

さらに、中途採用ということが本村に戻ってこようと考えている人の受皿にならないかも含め、質問したいと思います。

まず1番目、現在、役場の正規職員80人のうち、村内在住者は39人と半分ぐらいですが、この状

況をどう捉えているかお尋ねします。

2番目、採用試験で高山村在住者枠を設けることができないかお尋ねします。

3番目、現在の中途採用年齢は35歳ぐらいまでで、給料は初任給ぐらいと伺っております。

そこで、以前、全国的にも有名なサケを呼び戻す運動で、カムバックサーモンという運動がありました。この千曲川でもカムバックサーモンという運動があったと思います。本村でもカムバック高山村、カムバック高山ビレッジということで、一度は東京に出た方々が、やはり自然に囲まれたふるさと、田舎に戻ろうと考えている方が少なからずいらっしゃると思います。そんな方々を役場にて中途採用募集していたら、村へ戻る一つのきっかけとなるのではないのでしょうか。もちろん、人口減少にも役立つと考えます。いかがでしょうか。

また、高山村で勤めたい人たち、またふるさとの村へ戻ってこようと思っている人たちを呼び戻すには、中途採用年齢の引き上げ、及び中途採用者の給料の見直しを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、どうしても他市町村にお住まいの方が多ければ、村内に職員用住宅を確保し、村内に定住してもらうということを検討できないか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

役場職員の採用についてお答えいたします。

毎年総務省が4月1日を調査基準日として実施している地方公共団体定員管理調査による本村の一般職に属する職員数の推移を見ますと、自律元年とした平成17年には86人おりました職員数が、3年後の平成20年には75人にまで減少いたしました。

これは、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素な行財政システムを構築し、積極的な行政改革に取り組むため、当時国が推進した集中改革プランによる職員数の純減目標が定められ、本村においても、退職不補充などによって採用を控えたことなどから、減少したものでございます。

しかしながら、ライフスタイルの多様化や社会情勢の変化などによる様々な行政需要に対応するためには、一定程度の職員数が必要となりますことから、集中改革プラン終了後の平成22年以降の職員数は、おおむね80人前後で推移をしております。

このように、村では職員不足による住民サービスの低下を避けるとともに、自然災害発生時の危機管理体制を確保する観点などから、計画的に職員を採用し、必要となる職員数の確保に努めているところであります。

そこで、まず初めに、職員のうち村内在住者を増やすことについてのお尋ねでございますが、今から10年前の平成25年4月1日時点における職員数は77人で、このうち村内在住者は、全体の74%

に当たる57人でありましたが、現在では、村内在住者が約5割程度まで減少してきている状況でございます。

このような状況下において、仮に大規模な自然災害が発生した場合、道路状況等によっては、職員が役場に参集できないことが予想されるため、村民の皆さんにとっては大変不安に感じられるのではないかと考えております。

このようなことから、議員御提案のように、村内在住の職員を増やすことは、村民の皆さんの安全・安心にもつながる大変重要なことであるとと考えております。

次に、採用試験における住所要件についてのお尋ねであります。緊急時における迅速な対応が必要となる消防職や警察職など、一部の専門職においては、住所要件を定めた上で試験を実施されるケースも見受けられますが、本村のように一般事務職の採用試験において住所要件を設けることは、地方公務員法第13条に定められた「平等取扱いの原則」及び同法第19条の「受験の資格要件」の規定に抵触するおそれがあることから、対応は難しいものと考えております。

なお、ここ3年間の職員採用試験における村内在住者の受験状況を見ますと、受験者数61人のうち、村内在住者は全体の11%に当たるわずか7人であることから、まずは、村民の皆さんが就職先として役場を選択していただけるような魅力ある村づくりをしていかなければならないものと考えております。

次に、中途採用についてのお尋ねであります。中途採用者の募集に当たりましては、豊富な社会人経験を生かし、即戦力としての人材を求めるとともに、職員の年齢構成の偏在を是正することも目的の一つとしております。

このため、議員御提案の募集年齢の引上げにつきましては、職員の年齢構成などを考慮し、臨機応変な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、給料につきましては、本村を含むほとんどの自治体が国の人事院規則を基準としておりますほか、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に沿って運用をしています。

そういったことから、本村独自に給料を見直すことにつきましては制度上困難であります。現在、国に準じて導入している人事評価制度による勤勉手当の増額など、本人の努力次第で給与に反映される仕組みを構築し、現在運用しておりますことから、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、職員住宅の建設についてのお尋ねであります。先ほど申し上げましたとおり、危機管理上の観点などから、村内在住の職員が増えることによるメリットは大変大きなものがあると思っておりますので、今後、村外在住の職員の意見等も聞くなどして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も職員体制の整備・充実等により、多様な住民ニーズに対応し、

村民の皆さんが安心して暮らすことのできる村づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

先ほど副村長の答弁で村内在住者の役場職員の受験者数が少ないというお話があつて、魅力ある村づくり、魅力ある役場をつくらなければいけないということですが、やはり若い方が入りたい、高山村役場って新しいことやっているなとか、そういう指導とか、ある程度の仕事を任せるとか、責任あるような形を具体的に積み重ねていくことかと思えます。だから、その辺の御意見はいかがかということと、もう一つ、給与を上げるのは、一般職のそういう今までの規則等があつてなかなか難しいということですが、例えば一般職とは別枠といいますか別な何か採用、人事制度みたいなことをつくれないうか。また、つくって、ちょっとそういうUターン枠じゃないですけども、何か特別、一般職とはちょっと違う、職種といいますか、そんなことができないか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

再質問にお答えをいたします。

1つは、若い人が入りたい、あるいは入りやすい村ということで、現在、村の採用に当たりましては、これも地方公務員法に基づいて競争試験を行っているわけでありまして。そんな中で、今、村外者がかなり多くの職員来ておりますけれども、そんな中で、いわゆる若い職員といいますか、年齢的にも当然若い職員が今入ってきている。ただ、残念ながら、村内の応募者は極端に少ないということでもあります。

そんなことで、これ村内の皆さんに従来どおり支えていただくことも大切かなというふうに思っておりますので、その辺どのように村内の皆さんに受験していただけるのか、またいろいろと担当課のほうとも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、給与という部分につきましては、実は3年前に社会人枠、私が経験する中では、初めて社会人枠を募集しました。その中で3名、村民ですね、村に住所のある方3名受験されて採用をしたところであります。やはり社会人経験ということで人との付き合いといいますか、そういった部分は十分たけているといいますか、経験されている関係もあります。ただ、行政職というのは、なかなか初めてということでもありますので、その辺は、やはりそれぞれ努力をしながら、日々積み重ねた上でやっているということでもあります。

そんな中で、なかなか給与を特別扱いというのは非常に、先ほど申し上げましたように人事院規則に準じて行っておりますので、特別扱いということは、なかなかできませんけれども、先ほど申し上げましたように人事評価制度というものを今導入して、実際に勤勉手当に影響といたしますか、跳ね返っているという職員もおります。そんなことで、やはり努力をすればその辺の成果が得られるということでもありますので、そんなことで御理解いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、再々質問いたします。

村長にお尋ねします。

やはり人材というのは、今後長い意味で見て非常に重要なものかと思えます。村長も50年、100年見据えた高山村という政策方針ございますが、そういう人材についてどうお考えでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

沖島議員の人材についてお答えしたいと思います。

私の公約の中に「人を育てる」と、このように公約をさせていただきました。それはイコール人材ということにつながると。ただ、人を育てるのには、先ほども沖島議員に御指摘されましたけれども、一長一短にはいかないということで、50年先、100年先というような、こういうことも述べさせていただいております。

ただ、そういった点では年齢を重ねる中で、いろいろな経験を積み重ねる中で人材は育成されると、そういうこともありますので、職場におきましては常にまず働きやすい環境をつくる。そして、その中で職員には常に挑戦する意欲を持っていただきたい。そして、あと職場の働きやすい環境の中に先輩職員が新しい職員を指導する、このような空気をつくる、このようにお願いし、こういうことで今までやってきたつもりでありますので、そういう意味を含めて、また職員もいろいろな特技を持っていますので、その辺を含めてしっかりと自信を持った職員を育成してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

これで質問を終わりますが、最後に、一回都会なりに出ていった人が最後は戻ってこよう高山村

へと、そんなような雰囲気があるような村にぜひなっていて、そういう若い世代、またそういう志のある方が今後の高山村を育てていていただきたいなど、そんなような村の体制なりお願いして、私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

通告書に従いまして質問をいたします。

チャオル周辺施設の夜間照明の運用改善を求め質問します。

樋沢橋よりYOU遊ランドまでの間、歩道の照明の点灯状況を確認しますと、村施設デイサービスセンター、保健福祉総合センター、その中にはフラワーセンター、噴水公園を含めております。そして、民間施設（特別養護老人ホーム高山おんせん朝日ホーム）と続き、YOU遊ランドとなります。この間、歩道にも街路灯及び防犯灯が設置されておりますけれども、夏になりますと、広葉樹の街路樹等が繁茂しまして夜間は大変暗く感じます。また、噴水公園入り口の照明等は点灯していないというふうに思っております。歩道に面した村の各施設の夜間照明器具の利用を再検討し、適正利用を図るべきと考えます。

他方、定期バスの終着地である保健福祉総合センターバス停の夜間照明が暗く感じます。特に冬期間、最終便の到着時の夜間照明の改善を求めます。

このため、4点質問をいたします。

1つ目、村の各施設での歩道に隣接している夜間照明の点灯場所と利用時間などの活用について、どのようになっているか、お考えを聞きたいと思えます。現在、樋沢橋から最初の3灯は点灯しておりません。

2点目、歩道の街路灯に障害となる樹木の枝払い等の管理を行っておりますか質問します。

3点目、デイサービスセンターから土木業者資材置き場までの道路沿いにある街路灯、これはYOU遊ランドまでに行くための街路灯と思われませんが、歩道南側設置の3基は、歩道側へ、北側へ移設したほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、保健福祉総合センターバス停付近の夜間（冬期間、特に11月から3月までの間）5時から8時までを明るくすることができないでしょうか。

以上、質問します。よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

チャオル周辺施設の夜間照明の運用改善についてお答えいたします。

現在、樋沢橋からYOU游ランドまでの村道には、防犯街路灯が歩道側に8基、歩道の南側に3基の全部で11基設置されております。

そこで、まず初めに、歩道に隣接している各施設の夜間照明の点灯場所と利用時間の活用についてでございますが、保健福祉総合センターの敷地内には、主に駐車場を照らす目的で10基の夜間照明が整備されており、このうち施設入り口付近の2基は、歩道側に設置してあるため、歩道を照らしている防犯灯と比較的近い距離に設置されております。

また、デイサービスセンターやフラワーセンターの歩道側には夜間器具がないことや、噴水公園入り口にありますが照明は、公園の夜間利用者がいないことなどから、公園内全ての夜間照明を消灯している状況であります。

さらに、高山おんせん朝日ホーム入り口付近の歩道側には2基設置してありますが、こちらも歩道を照らす防犯灯と比較的近い場所に設置してあります。

このようなことから、施設内に設置してある照明器具で歩道に近いものにつきましては、共有化することも考えられますので、施設や歩道を利用される皆様の夜間における安全を確保する観点から、今後、場所の選定等も含め検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、街路灯に障害となる樹木の枝払い等の管理についてでございますが、昨年9月に、村では支障となる樹木の枝払いを職員によって実施しておりますが、今後も枝等の状況を確認しながら、歩行等をされる皆さんの安全を確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、歩道南側に設置してある街路灯3基を歩道側へ移設することについてでございますが、議員御指摘の街路灯3基は、平成5年のYOU游ランドオープンに合わせ村道改良が行われた際、電柱に設置されたもので、その後、平成13年の保健福祉総合センターや福祉公園等の整備に伴い、施設側に歩道が設置されたことで、道路南側にある街路灯は防犯灯として、あまり効果を発揮していないのではないかと考えております。

このため、この街路灯3基につきましては、樋沢橋からYOU游ランドまでの間で効果的な場所に移設するよう早急に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、保健福祉総合センターバス停付近へ夜間照明を設置できないかのお尋ねでございますが、保健福祉総合センター敷地内には、施設を利用される皆さんの安全を確保する観点から照明器具を設置しておりますが、議員御指摘のバス停付近には照明器具がございませんので、バス利用者や施設利用者の安全を確保するためにも、器具の選定も含め、早急に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 3番 滝澤議員。

○3番（滝澤 聖議員）

大変前向きな答弁いただいたと思っております。

牧に住んでいますと、特にゆうゆう橋付近のところは大変電気と街灯古くなっていて、特に熊等が橋渡っているというような話をたびたび聞くことがあります。

しかし、村の管理する施設のところに行きますと、極端に暗くなっているというような状況の中で、こんな一般質問をさせていただいたところでございます。

前向きに検討するという答弁いただきましたので、やはり早急に工事に着手していただけるよう重ねてお願い申し上げまして、この質問は終わりとしたいというふうに思っております。

次の質問に入りたいというふうに思っております。

住宅地周辺の森林伐採による環境改善の実施状況につきまして、質問をさせていただきます。

牧地区における住宅地周辺の森林整備は、1998年開催の長野オリンピック前に行われ、最近では3年ほど前に森林組合にて列状間伐事業が行われております。これまでに計2回実施しております。

しかし、この事業は、いずれも森林の維持と材木の価値を上げる事業であります。このことも大切な取組と思っております。

しかし、地域の皆様は、冬期間できる限り日光の到達する明るい環境を望んでおります。したがって、集落南側の森林は皆伐をしない限り、住宅地に集落全体の日照を冬期間確保することは難しいと思われまます。

現在、牧地区では県砂防事業の急傾斜地崩壊対策工事によりまして森林が伐採され、南側にある森林の一部が改善されております。この事業によって森林が伐採され、大変明るくなり喜ばれております。今後とも、村内においては、特に住宅地に隣接している森林を伐採する計画が必要と考えます。

森林を皆伐した場合、その後、桜やモミジ等広葉樹の植栽を進め日照の改善を図るべく、国や県への事業の採択を要望するよう勧めるべきと考えます。

このため、4点質問いたします。

1つ、村内における森林伐採に関わる令和5年度の砂防事業や森林整備事業などの取組が計画されていますか、御質問します。

2点目、事業ごと、住宅地周辺の皆伐を行うための要件はありますか。間伐事業を行った後、5年間は伐採が認められないとお聞きしました。また、住宅地に隣接する場所ではクレーン等の重機を使うというようなことで費用がかかるため、間伐が行われなかったということがありました。この事業についてお尋ねします。

3点目、村内の住宅地周辺の森林整備事業等の中長期的な実施計画を策定しているかお尋ねします。

4点目、3で申し上げた件について国・県への要望や陳情の予定はあるのか。

以上、4点質問します。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

住宅地周辺の森林伐採による環境改善の実施状況についてお答えいたします。

1960年の安価な外国産木材の輸入解禁により国産材の需要が落ち込み、木材価格の低迷とともに、国内の木材生産量は減少し、本村の森林においても樹齢60年以上の主伐期を迎えた木々の多くが伐採されずにあります。

特に間伐が行われずに伸びてしまった針葉樹は、年間を通じて住宅地や道路などの日照を遮ってしまうことから、日常生活の上で支障となる場合があるかと思えます。

そこで、まず初めに、令和5年度の森林整備計画についてであります。村が所有する森林は、住宅地から離れているため令和5年度の伐採計画はありませんが、私有林については、住宅地周辺に多く隣接しておりますことから、山林所有者の意向によって間伐や主伐などの計画を森林組合と調整し、その計画を村が認定することとなりますので、計画の段階で調整することにより伐採することが可能となります。

このため、牧地区の民有林の森林整備につきましては、森林組合との合同で森林経営計画が策定され、村が認定するものでありますので、住宅地周辺を含め、計画的に施業を進めていただけるものと考えております。

次に、住宅地周辺の皆伐の要件についてのお尋ねでございますが、住宅地が近隣にあることによって皆伐が制限されることはありませんが、山腹崩壊防止などの森林の公益的機能が損なわれることを避けるため、皆伐する前に法的制限や災害リスク、景観への影響等を確認するなど、適切な皆伐に努める必要があります。

さらに、皆伐後の再生林につきましては、水源涵養等の公益的機能の観点から非常に重要でありますことから、適地適木に留意して更新する必要があるとともに、その際、樹高が低く落葉する広葉樹等を植栽することは、日照を確保する上で有効な方法であると考えております。

なお、保安林を伐採する場合は、県の許可により指定された施業要件の範囲で伐採することになりますので、事前の確認が必要になります。

また、現在、子安橋の南側で施工されている砂防事業の急傾斜地崩壊対策事業は、令和6年度まで計画されており、この事業により土砂崩れなどの災害を防ぐために必要な区域の間伐もできるため、結果的に日照の確保が図れることとなります。

次に、住宅地周辺の森林整備事業の中長期計画の策定についてであります。住宅地に隣接する森林は、これまで里山整備方針に基づき策定された計画に沿って、県の森林づくり県民税を財源とする防災・減災のための里山整備として間伐等を行ってきており、次年度以降もこの事業が継続さ

れますので、積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、住宅地周辺の整備に限りませんが、一体的に森林整備を進めるためには、森林組合等と森林経営計画を策定し、計画的に施業を行っていただけるよう、引き続き積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、森林整備事業に関する国・県への要望や陳情の予定についてのお尋ねでございますが、長野県町村会では、毎年、国と県に対して提案・要望活動を行っており、本年度は昨年11月に実施しております。

この要望は、森林整備全体に関するもので住宅周辺地域に限ったものではありませんが、要望の一つとして森林整備の着実な推進を図るため、間伐、再造林等に必要の予算の拡充を要望しております。

また、村では単独で国や県に対して陳情・要望する予定はありませんが、先月開催されました県知事との対話集会など、今後も機会を捉えて、村民の皆さんからの御意見や御提言などをしっかりと要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 3番 滝澤議員。

○3番（滝澤 聖議員）

この森林の関係につきましては、植林した当時は50年たてば、木は切れるんだろうなというようなことで植えた杉、カラマツかというふうに思います。

しかし、50年たって、60年たった現在では邪魔者扱いというようなことになって、まさか植えた人は、こんなふうになる世の中が来るとは思っていなかったと思います。しかし、やはり今現実的には今ある杉、特にクマスギ等は柱材には全く使えない材というようなことで、全く価値のない材木になってしまったということも事実かと思えます。

そういうことであっても、やはりこの林地周辺の住宅地の皆様は、何とか切ってもらいたいという願いが非常に多いというふうに思っております。これは牧地区だけの問題でなくて、高山地区でどこの地域でも、住宅地の南方に森林がある場合には切っていかなければ、住宅環境は改善されていきません。

これから何年かかるか分かりませんが、やはり予算の取れる範囲内で、前向きにこの事業を取り組んでいただけるよう重ねてお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

以上で滝澤 聖議員の質問を終わります。

————— 9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

通告書に従い質問させていただきます。

私は、高山村商工会がこの1月10日に要望書として提出されました2つの問題について質問させていただきます。要望書の中では6番と8番に当たると思います。

それでは、1問目、移住・定住の促進のための住宅・宅地の整備ということについて質問させていただきます。

高山村の人口減少問題は、地域密着型事業者の消費者減少に直結しており、今後も村の村内消費者が減り続けることは、地域密着型事業者の営業は成り立たなくなり、そのような状況下では、新たに営業を始める者も少なく、また雇用の場の減少につながります。そのためにも移住・定住の促進は、人口増加対策の大きな一助になると考えます。他地域との差別化を図るためにも多様化する住宅ニーズに対応した近隣市町村と比べて、高山村の安全で利便性の高い立地・自然環境の特性を生かし、快適でゆとりのある優良な住宅の整備が必要となります。

村内で新規住宅の建設を促進するため、早急に良好な宅地の確保と安価な住宅居住環境の整備された宅地造成の促進を求めます。

また、私のさきの12月議会での一般質問で、人口対策について、村営住宅・住宅団地の建設を質問し、内山村長からは「宅地造成の用地の選定を進めてきたところではありますが、候補地選定には結びつかず、進んでいないのが現状であります、1年でも早く着手できるよう進めてまいります」と御答弁をいただきました。

その後継続されて事業着手に向けた努力はなされているのでしょうか。2点お尋ね申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

移住・定住の促進のための住宅・宅地の整備についてお答えいたします。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、移住・定住を促進するとともに、何よりも高山村で生まれ育った子どもたちが、1人でも多くこの村で生活していただくことが大切なことと考えております。

村では、人口減少・少子高齢化に対応するため、人口減少の進行を可能な限り抑制し、持続可能な活力のある村づくりに向けて令和6年度までの推進計画として、第2期目の高山村総合戦略を策定し、移住・定住につながる居住環境の整備・充実を図るため、新たな村営住宅の整備を含む宅地造成の促進を図ることとしております。

そこで、良好な宅地の確保と安価な住環境の整備された宅地造成の促進についてのお尋ねであります、昨年12月議会の一般質問でもお答えいたしました、宅地造成を計画するに当たっては、区画数にもよりますが、ある程度まとまった用地の確保が必要となり、農用地の農業振興地域の除外や農地転用の手続ができる適地が存在するか、まず選定する必要があります。

また、造成に当たっては、需要に応じた区画面積を始め、道路や雨水の排水路、緑地帯、公園、

上下水道施設の整備に加え、本村特有の高低差のある地形では、大規模な擁壁等の構造物が必要になることから、造成整備費がかさみ、分譲価格が高額になってしまうことも考えられます。

このため、分譲価格が高額になりますと、購入される方の御負担が重くなり、また売れ残りが懸念され、ひいては村の財政を圧迫することになりますので、現在の不動産取引価格の範囲内で用地買収や造成費用が賄えるかななどを慎重に検討する必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、事業着手に向けた努力はなされているのでしょうかのお尋ねであります。先ほども申し上げましたように、宅地造成につきましては、ある程度まとまった用地が必要となることや、分譲価格が高額とまらない場所を選定しなければならないなど、大変条件が厳しい中ではありますが、現在も継続して慎重に候補地の選定など検討しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本議員。

○9番（松本 茂議員）

農地転用とか、区画面積が大きくなるから、村の財政に対して圧迫する、売れ残ったときには、それ対処しなくちゃならないというようなお考えだと思うんですが、村営住宅に回して、宅地造成きりじゃなくて、そういうふうに持っていくことによって、この間も、私、一般質問の中で申し上げましたけれども、人口が増えると地方交付税も上がってくるわけですね。それで、要するに小学校でも中学校でもそうですけれども、今人口が減っていきますと、最悪35人を切ると1クラスになっちゃうわけですね。そうすると、学校経営自体も非常に厳しくなってくるんじゃないか、そういうふうには私は懸念するわけです。

それで、ここ4年目になりますか、村営住宅建設をストップしちゃっているわけですね。久保田村長が残した住宅を終了した時点で計画がストップしちゃっている。これをいかに継続してやっていってもらうことが村の人口を減らさないための施策じゃないかと思うんです。これについて、もう一度村長の内山さんのほうから御答弁願いたいです。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

再質問の趣旨は、ちょっと私も分かりかねるんですが、いわゆるこの住宅団地、若い人たちのための住宅団地をつくるということを経営してくれと、こういうことと受け止めております。それについては、先ほど申し上げました。そして、それについては、担当でそういう努力はしております。

そして、今そのほかに、いろいろこういう地方公共団体が人口減少で被るその影響については、もちろん把握しておりますので、そのようなことにならない限り、いろいろな面で総合的に対応し

てまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本議員。

○9番（松本 茂議員）

再々質問になりますが、現在、若者定住支援として整備されました山田保育園跡地の団地には、保育園や小学生の子どもさんたちがたくさんおられます。もしこの村営住宅がなかったらと思うと、ぞっとするような気がします。

また、将来払下げもできるような村営住宅を建設していただいたらどうか。今はただ入ってそれを住んでいただいているだけだと。これ、そこへ入られた方は、何年か後にはここ出ていけなくちゃいけないというような不安があるわけですよ。そういうようなことも踏まえて、払下げが可能な、例えば村の予算独自でやっていくようなことも考えたらどうかと、補助金に頼らないでね。それで、5年、10年後に、10年以上ですか、後に安い価格で払い下げてやってあげると、そうすると固定資産税も入ってくるわけですよ。家賃から今度は固定資産税も入ってくるわけです。土地・建物が自分のものになるんですよ。そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村 長（内山信行）

今の再々質問に対しましては、村内に山田保育園の跡地につくったもの、ほかに団地が幾つかあるわけですが、そこへ入居していただいている村民の皆さんのお考えがいろいろあると思います、また村でも、できれば村に定住していただきたい、そういうのが今ありますので、入居していただいている皆さんといろいろな要望を含めて、議員が質問されました内容について、これまでも検討してまいりましたし、その辺も含めて、また参考にして検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本議員。

○9番（松本 茂議員）

こういうちょうど季節の変わり目で検査するとか調査するとか、あるいは事業の切り替えて、ちょうど農業を今年でやめちゃうとか、そのような時期に来ているわけなんでございますが、そういう時期に計画を立てるには、ちょうどいい切り目だと思いますので、この事業についてよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

地域情報発信拠点の整備についてです。

村内全域の地域経済活性化を図るためにも、村外から高山村への主力の入り口となる高井地区の

主要幹線道路沿いに地域資源が豊富で、地域情報発信拠点として施設整備を求めます。

観光客や県外客が集まるりんごの直売所高山共撰所などが現在栄えている施設を存続継続、また村内全ての地域・観光情報が収集でき、村内特産物及び農業農産物の販売、また創業促進及び新商品開発への支援として新規創業者、また新商品開発時のチャレンジショップとしての活躍の場を提供し、新たな雇用の創出につながることで地域経済の活性化が図られます。また、本取組は、観光集客にも寄与すると考えます。

山田牧場にぎわいの場構想の候補地ではありますが、現在ある高山共撰所、高山亭、セブンイレブン、コメリ付近に道の駅アンテナショップとしての直売所、食事処、新商品の開発の事業ができる施設整備を高山村の発展のために整備を求めます。

ご回答をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

地域情報発信拠点の整備についてお答えいたします。

ただいま議員からお話のありました村外から高山村の入り口となる高井地区の主要幹線道路沿いにつきましては、私の公約であります「にぎわいの場構想」にも関連する内容でございます。

私が考えるにぎわいの場構想につきましては、高山村の強みであります豊かな自然を基本とする観光資源とともに、その豊かな自然を生かした高山村固有の産業や歴史文化等の資源を十分活用し、村内外から訪れるお客様の心と体を癒すことのできる拠点を村内に整備することにより、地域における産業の振興や住民福祉の向上とともに、さらなる地域の活性化を図ることを目的としております。

現在、にぎわいの場構想として緊急性等を考慮する中で、山田牧場と蕨温泉ふれあいの湯及びその周辺の奥山田地区の2地区を進めているところであります。

議員お尋ねの高井地区の村の入り口付近には、コンビニエンスストアやホームセンター、ガソリンスタンドや飲食店などがあるほか、本村の基幹作物でありますりんご等の地産地消の場として、収穫シーズンになりますと、大変多くの皆さんでにぎわっておりますJAながの高山共撰所がございます。

まさに、この地域は村の玄関口であり、私のにぎわいの場構想の中でも来訪者が高山村を訪れた際、今、村内ではどんなイベント等が開催されているのか、何が見頃なのか、何が旬で食べられるのか、何が体験できるのかなどの情報が得られ、来訪者が当初考えていた来村目的以外に、村内を周遊してみようと思わせる仕組みづくりのための効果的な情報発信ができる場所であると考えております。

なお、全国的にはこのような規模を持つ道の駅が数多く存在しておりますが、中には、その地域

の看板商品や、そこでしか体験できないことなどを求めて大勢の来訪者で大変にぎわっているところがある反面、道路のアクセスや立地条件、さらには、品ぞろえや発信力の弱さなどから施設間の競争となり、どうしても太刀打ちできないところも数多く存在するとお聞きしております。

このため、高山村で施設の整備を行う場合には、ここでしか味わえないもの、また体験できないものなど、村の強みを大いにPRしていくとともに、高山共撰所のりんごのような看板商品等を多くそろえる必要があると考えております。

また、にぎわいの場構想の実現に向けたプロセスとしましては、その拠点で中心となる方を決めていただいた上で、その方がリーダーシップを発揮していただきながら、具体的に実現していただくことが重要であると考えております。

そこで、高井地区の主要幹線道路沿いに道の駅アンテナショップとして施設整備を行ってはお尋ねであります。まずは、この地域において話し合い等を行っていただき、最初は夢や希望の話から、徐々に現実的なものにしていく必要があると考えており、最終的には、この場所で「誰」が「どんなコンセプト」で「何」を「どうしていくのか」、さらに「どうやってにぎわいを取り戻していくのか」等について、多くの地域住民の皆さんや幅広い年齢層の皆さんなどからの御要望や御意見等をくみ取りながら、話し合いの場を数多く設けていくことが重要であると考えております。

また、村職員も同席させていただき、先進地の視察等を行うなどして、実効性のある具体的な計画を立てていただくことが重要であると考えております。

一方、村としましては、村単独の財源だけでは限界がありますことから、国や県の補助事業の導入などを検討し、特定財源を確保した上で構想を具現化してまいりたいと考えております。

今後とも、地域の皆さんと連携を強めながら、私の公約であります「にぎわいの場構想」として実現できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本議員。

○9番（松本 茂議員）

再質問させていただきます。

この「山田牧場にぎわいの場」、それから、「蔵温泉ふれあいの湯にぎわいの場構想」において、山田牧場の予算化が計画されているということを確認しないで、このことに触れないで来たわけなんです。一応予算化されたというようなことを聞きまして、1回目事業を停止して、今回2回目に山田牧場の計画が予定されていると。これから予算審査が進む中で、その説明はあるんだと思いますが、このことについて、住民の方と十分な協議がなされてきている上でのその形であるか、お尋ねしたいと思います。

それから、高山共撰所りんご直売所は、今年の組合員説明会におきまして、去年ですね、いつ閉鎖とか、方向性が示されていなかったと思います。ということは、今年も継続してその事業ができ

るというふうに私は解釈しております。

りんごの直売所ですね。それで、この件についての事業者の農協と道の駅、それから生産物直売所、土産品、スーパーマーケット、食堂、カフェ、加工場等の構想を整備検討したらどうかと。土地・建物については村で、それで、事業主体は農協で運営管理する、第三セクターですね。第三セクターで構築したらいかかでしょうか。

魅力ある高山村につくり上げていくには、このような形がベターじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問、2つあるかと思えます。

まず1つ目については、山田牧場の工事等につきまして、地元との打合わせにつきまして、これまで何度か議員の皆さんたちには質問を通して御説明等をしてきたつもりですけれども、幾度となく打合せをしております、そして合意を得たということで、令和5年度に着手をしてまいりたいと、このように考えておりますので、またよろしくお願ひいたします。

そして、2点目の共撰所の問題につきましては、共撰所の相手のある話ですので、どのような計画であるのか、この辺は十分またお聞きしながら進めてまいりたいと思えますけれども、先ほどいろいろ議員のほうから御提案にもありましたけれども、その前に私のほうからお話ししましたように、地域の皆さんが集まって、まず初めは、夢のある姿はどういうふうなところから、しっかりと段階的に進めていただきたいと、このようにお話しさせていただいたと思うんですけれども、それに加えて、今の議員のお話のとおり、この辺も参考に進めべきことは参考にできたら、また進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————9番 松本議員。

○9番（松本 茂議員）

非常に期待の持てる御返事をいただきまして、ありがとうございます。

早いというか、今一番、交通量とか交通機関ですか、が整備されたり、人口の多い高井地区が今現在、こうなって直売所ができているわけですね。これがなくなってしまうと、高山村も本当に何があるんだというようなことになりますので、早い時期にまた計画だけは先行して行ってやっていただきたいと思えますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上で質問終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で松本 茂議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。ただいまから議場内の換気のため10分間休憩します。

会議は午後2時15分に再開します。

午後2時07分 休 憩

午後2時18分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 7 番 黒岩清道議員。

○7 番（黒岩清道議員）

通告に従い質問いたします。

私からは、人口減少と高山村の未来像について質問いたします。

先般も話も出ていましたが、昨年の出生数全国80万人を割ったということが大きな話題になり、国会の中でも子育て支援ということが今議論されております。

その中で、高山村も人口減少は非常に問題の一つであり、大きな問題だと思っています。

3月1日現在6,636人ということですが、村の総合戦略の中では、出生数46人、合計特殊出生率1.84を基本目標に立てていますが、令和3年では出生数24人、出生率0.88です。これは令和元年では1.07、令和2年では0.8という現状で、平成25年から全国を下回る、そういう状態になっております。これは正直なところ、この村に魅力がないのかなと言われているような、子育てしにくい村と言われているような、そんな感じをします。子育て世代が2人目、3人目を育てたい、そう思える支援が薄いのではないのでしょうか。そう感じるのは私だけでしょうか。

今日、沖島議員からも出ていました岡山県東北部の人口5,758人の自治体、奈義町ですが、ここは、正直、地域の子育て世代の人たちに聞くと「2人目、3人目は普通です」という話を聞きます。これは昨年CNNテレビのほうで「奇跡のまち」として報道され、それが脚光を浴び、今年の1月にはフランス領事館も視察に伺っています。村長からも話もありましたように、岸田総理も先月視察に行かれています。

この町の出生率は、2005年で1.41、これ高山より多いんですけども、この後に消滅する可能性のある自治体ということで奈義町が記載されました。そんなことも含め、危機感を感じて「子育て応援宣言のまち」として独自の子育て支援をしています。出産祝い金は1人目10万円、2人目15万円、3人目は20万円。小中学校の教材費は全無料、これは高山でも言われていた高校生の就学支援、バス通学のことも含めるんですが、ここでは高校生の就学支援は年間、今年は13万5,000円ですね。これを3年間やると。また、高校生やお年寄りが通うバス停、ここは交流の場であるということで、単なるバス停ではなく、施設にというか、バス停を交流の場として作り直しています。また、孤立は住民の流出につながるということで、短時間でも託児ができる、短時間でも仕事ができる情報

スタンドのようなものをつくっています。

短時間の託児とは何かというと、お母さんが上の子どもの授業参観に行きたいというときにでも、短時間1時間や2時間を託児してもらえる。そんな形で地域のつながりをつくっています。若い世代の移住者を増やそうとして各分野でいろんな施策をしているんですが、その結果、住民との核としての活動をした結果、出生率が2007年では2.0を上回り、皆さんも御承知のとおり、2019年には2.95、2021年には2.68という非常に高い数値を出した奇跡のまちであります。

若い世代が移住・定住を考える判断材料としては、治安がよい、自然が多い、子どもが遊べる公園がある、教育施設が充実している、交通の利便性がよい、買物する施設が近い、世代間のコミュニケーション、コミュニティーがあるということを挙げています。

そこで、3点ほど質問させていただきます。

高山村もやはり危機感を感じて、近隣の自治体と足並みをそろえるのではなく、出産祝い金を3万円から10万円にするとか、先ほど奈義町の話も出ていましたが、高校生の就学支援金を出すとか、村の独自性を感じる子育て支援策を考えるとと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、交通の利便性です。これは前回の定例会でも質問しましたが、公共交通について、総合戦略の中では社会環境や住民のニーズの変化を考慮しつつ、適宜に見直しを図りますと書かれています。12月に豊丘村を議員視察しました。そのときは、村営バスを5台使用しています。当初は4台だったということで書面が出ていました。住民の意見を聞き、翌年には1台増大して5台にしたとホームページへ載っていました。やはり意見や要望を話し合い、提案する仕組みをつくっていかないとまずいと思います。やはりそういう仕組みをつくる、または交流の場となるようなハブ的なバス停などもつくる。そういうことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、世代間のコミュニケーションの場、これは、今、高山では公民館だけですが、やはり老朽化と利便性の問題が指摘されています。正直、前回、先月、先々月ですか、水道管が破裂したという問題もあります。高山村では十数年前のアンケート、この結果を基に長寿命化を図っております。豊丘村の議員視察をしたときには、公民館とか図書館、これは本当に広く明るくつくられています。エントランスも広いです。一番驚いたのは、高山でも十数年前、20年前に検討されるときには客席は階段式、それを固定にするのか移動にするのかという話がありましたが、豊丘村はフラットです。小っちゃな体育館があるような形ですが、そういう形で、できるだけ経費を削減し、そこに建っていた保健センターを解体する費用も含めて8億5,000万円、これには驚きました。社会環境や住民のニーズが変化している中で、もう一度ゼロからスタートの検討をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。この3点質問します。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

人口減少と高山村の未来像についてお答えいたします。

村では令和2年3月に策定しました第2期総合戦略により、人口ビジョンに基づいた村の目指すべき将来の方向性を示すとともに、その実現に向けて本村の特性や実情に即した具体的な施策を進め、少子化や人口減少に対応することとしております。

しかしながら、議員お話の、また先ほど沖島議員からもございましたが、先進自治体の合計特殊出生率の高さに比べ本村は低く、計画2年目の昨年の合計特殊出生率は0.92と大変厳しい状況となっております。

今国会で岸田首相は、異次元の少子化対策と位置づけ、最重要課題として少子化対策を児童手当等の経済支援の拡大、子育てサービスの充実、働き方の改革を3本の柱とし、4月にこども家庭庁を発足させ、予算の倍増に向けた骨太の方針の大枠を示すこととしております。

そこで初めに、出産祝い金や高校生への就学支援など、村独自の子育て支援策の充実についてのお尋ねであります。村独自の施策として、子どもの人口減少が顕著となってきた平成4年度から他市町村に先駆けて補助事業を始め、平成19年度から現在の1子目3万円、2子目5万円、第3子以降7万円として交付を行っております。

また、このほか、子どもの医療費の軽減を図る医療費特別給付をこれまでの中学卒業までから高校3年生相当まで対象年齢を引き上げるほか、保育料の軽減、乳幼児を家庭で育児する世帯への乳幼児家庭育児給付金、学校給食費の段階的な軽減に取り組むなど、様々な支援を行っております。

さらに、新年度からは、新たに3歳未満の乳幼児に対して年間2万4,000円を上限としたおむつ購入費の補助を予定しているほか、全ての妊婦、子育て世帯がより安心して出産、子育てができるよう出産・子育て応援交付金事業を行うこととしており、村独自で可能な限りの子育て支援策の強化に努めてまいりましたが、さらに検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、交通の利便性、公共交通について、意見や要望を話し合い、提案する仕組みや交流の場にもハブ的なバス待合所をつくる必要性についてのお尋ねでございますが、村では、平成30年から高山村地域公共交通網形成計画及び高山村地域公共交通再編実施計画に基づく新たな公共交通サービスを開始し、4年余りが経過いたしました。

この間、サービスの利用者である村民の皆様などから、路線バス存続を強く望む声や接続ダイヤの利便性の改善等、いろいろな御意見や御要望をいただいております。

議員御承知のとおり、村の第2期総合戦略において、公共交通の在り方につきましては、地域公共交通形成計画を達成する施策を重点的に展開し、社会環境や住民のニーズの変化を考慮しつつ、適宜見直しを図りながら進めると掲げておりますことから、この計画を基本とした上で、利用者の皆様からの御要望や御意見をお伺いし、これまで改善等の対応を図ってきたところでございます。

そこで、議員御提案の意見や要望を話し合い、提案する仕組みの構築や交流の場となるハブ的な

バス待合所の設置につきましては、現在の地域公共交通網形成計画が令和5年度末までの計画期間となっておりますことから、新たな第2期地域公共交通計画の策定に向けて進めていく中で、その必要性も含め、利用者の皆様からの御意見や御要望をお聞きしながら、全体像を捉えつつ検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、公民館の長寿命化の再検討についてのお尋ねでございますが、公民館は社会や生活スタイル、技術革新など、様々な変化の中で果たす役割も変わっていくものと思っておりますが、特に大事にしなければならないことは、村民の皆さんが世代を超えて、子どもから高齢者まで情報共有や意思疎通を通して、地域の人とのつながりを深めることができる施設でなければならないと、このように思っております。

議員お尋ねの公民館の再検討であります、申し上げるまでもなく、新しい施設建設に対しましては、村民の皆さんの御理解をいただけなかったことから、現在の公民館施設を改修することといたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 7番 黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

再質問をいたします。

3項目あった中の1つずつ再質問しますけれども、1つ目の高山独自のというのは、やっているんですが、おおっと思うことがないです。

先ほどの出産祝い金は、本当にそこだけを特化する自治体もあります。3人目は100万円って出すところもありますので、そういうことを特化することも必要かどうかは分かりません。

ただ、乳幼児の家庭育児のおむつの関係の年間2万4,000円、1万円から2万4,000円に上がりましたけれども、この岡山の奈義町では、4歳未満までは月額1万5,000円を払っています。それぐらい子どもたちのために必要な経費を払おうということでやっております。

高校生就学支援というのは、10年前までは岡山県も奈義町も当初9万円でした。でも、今現在は13万5,000円年額払っています。だから、それを3年間払っているというのは、すごいことだなと思っています。奈義町だけでなく、人口が増えたところで富山県の日本で一番小さい村というのが1980年に1,360人でした。ここが子育て世代をターゲットにした対策をした結果、2022年、3,198人、倍増しています。それもいろんな施策があります。

そういうことをまねして、少し飛びぬけたところを一個つくることも必要だと思いますが、1つ目の再質問とすれば、独自性を出すことをもう少し皆さんと検討する必要があるんじゃないかと思えます。その辺はいかがでしょう。

2つ目ですが、公共交通の関係は令和5年度までは、令和6年度からというのはもう再三お聞きしております。しかし、先ほどの豊丘村もバス5台にしたのも1年もたたず、4台から5台にして

います。この豊丘村では、連絡協議会を1年間4か月で分散して3回に分け、その都度運行実績と住民からの要望等を基に、協議会を開くとなっています。

高山でも協議会やっていますが、長は村長ですので、そういうところをやはり危惧していただきながら開催することはできないでしょうか。

3つ目、コミュニティーの関係ですが、正直どうしても公民館にこだわる必要はないかなというところもあります。

先ほど話しました富山県の小さい村、舟橋村ですが、ここは図書館を駅に設置しました。無人駅になるところをそういう形でやって、そこの図書館、非常にイベントもやって年間1万8,000人の利用者がいます。そのうち舟橋村の利用者は3,000人です。1万5,000人が村外の人です。そういうところでコミュニケーションを取ることで、今住宅を新たにつくったりして相当移住されているんですが、その何割かの人は、そのコミュニケーションを使って移住を考え、その後移住した後もコミュニケーションをつくって、そこにまた人々を呼ぶ、そういう力になっているということを聞きます。

そういうことで、コミュニティーの関係も、別に公民館に特化するわけじゃないですけども、先ほどの2番目と同じで、ハブになるバス停、逆に言うと、そういうコミュニティーをつくる場所をバス停とか、そういうのを公民館じゃなくてもつくるということを検討する必要があると思いますが、この3点お願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、独自性ということですけども、これはそれぞれの自治体で子育て支援、これはいろいろな独自性があるというふうに思っております。また、当然あるべき姿だと思っております。

そして、先ほど奈義町については、突出した金額について議員のほうからお話がありましたように承知はしておりますけれども、子育て支援で何が一番大事かというふうなところで先ほど言いましたが、それぞれの自治体で、いろいろな格好で支援策をいろいろな面からやっているというふうに思っておりますので、また、そういうふうなものは自治体の独自性だと思います。そういった点では、これまでも申し上げましたけれども、ただ1点に絞らずに、いろいろな御要望がありますので、そのいろいろな御要望に対して、それぞれ対応してまいったというのが本村の子育て支援策だと思いますので、その辺は、また検討してまいりたいというふうに思っております。

続いて、公共交通につきましては、先ほど対応として豊丘村さんのお話がありましたけれども、本村は公共交通というのは、いわゆる交通機関、それを言うと企業ですね。いわゆる村民の足である公共交通を何とか持続する、維持したい、このことが発端であります。そして、そういうふうな

ところで考えておりますので、すぐ変更するというのは、ある程度制約がありますので御理解いただきたいと思いますが、できる変更はまたしていきたい、また御意見、要望等は取り入れていきたい、このように思っておりますのでよろしくをお願いします。

次に、公民館の在り方ですけれども、先ほど議員のほうからは公民館でなくても、ほかでもいいんだと。これは、そういった点では、そういうふうなことも当然考えました。

しかし、やっぱり自治体がせっかく設置した公民館でありますので、できれば有効に利用するというのも村民の皆様のための村政運営だろうというふうに思っております。

この公民館については、平成22年からスタートしたときには、いわゆる公民館にないものをという事で懇話会であったわけですが、それが皆さんと検討する中で、それは無理だ、先ほど言いましたように新設は大変難しいということで、公民館の改修ということで今検討しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 7番 黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

今村長から答弁いただきましたけれども、再々質問いたします。

今金額のことだけを私もいろいろ言いました。でも、やはり何が必要で、何がどの方向に行くのが一番いいのかというのは、皆さんの御意見を聞きたいです。正直、人口減少のために何が必要かという、今挙げた3つ以外、移住・定住も全て、何の部署も関わらなければ人口減少を食い止めることはできないと思います。

そのためにも、検討していきますという事の前に、やはり何が必要か、この世代には何が必要なのか。要するに子ども生まれる前、結婚するというときの必要な支援、子どもが生まれてから小学校行くまでの支援、高校に行くまでの支援、大学に行くまでの支援、その都度いろんなことがあると思います。どこが一番大切なのか。こういうことも、正直この場で議論するより当事者の人たちの声も聞きたい。そのためには若い世代からお年寄りまでいろんな方々の意見を聞く、取りまとめるということをやっていただきたい。これには今までどうしても会議に招集を受けると、「この方向でいきたいと思いますが、皆さんの御意見は」という会議が非常に多いんです。じゃなくて、こういう問題をどう解決するか、何か問題があるのかというのを先々月やった議員の新春講演会のようなワークショップのように、こういう問題がある、こういう問題がある、こうしたらうだ、こうしたらうだ、答えはまだ後でもいいんですが、そういう意見を聞く、そういう場を、この子育て支援のこともそうです、公共交通のこともそうです、コミュニティーのこともそうです、今まで質問、ほかの議員さんも出ました移住・定住もそうです。そういうことをやる何か会議、未来会議と、またもっと前の段階の会議を開催してはいかがでしょうか。提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再々質問は通告の範囲以外のような感じがするんですが、いわゆる全体像を捉えたときに、村民皆さんの意見を聞けということを言われているんだというふうに思います。

それは今まで新型コロナで3年間、ブロック行政懇談会を休ませていただいたと。そういった中で、いろいろな御意見・要望等を聞く場を設定し、そして、それらを参考にしながら、またそれ以外の場もそれぞれの担当で意見・要望等は把握していると思います。そういったものを連携しながらいろいろな施策を検討し、そして実施してきたところですので、それを含めて、今いただいた議員の質問を含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————7番 黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

通告と外れていたと私は思っていなかったんですが、よく会議の中で、昨年もありました。公民館は改修の方向でやりますという方向だけで会議をしたということを私も聞きまして、そんなことを言ったわけです。

住民の意見をたくさん聞いて、またその中から、これは使える、これはいけるというようなものを考える本当に話合いの場を早急にやって行っていただきたいと思います。

京都大学の先生は、2025年から急速に人口が減っていくということを言われているところです。今のうちに手を打たなければ、高山も、もしかしたら3,000人、2,000人となってしまうかもしれません。そのことを肝に銘じていろんな施策をしていきたいと思ひますし、いろんな話合いもしていただきたいなと思って、私からの質問は終わりにさせていただきます。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会議を開きますので、定刻に御参集ください。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午後2時51分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月7日

高山村議会議長 西原澄夫

署 名 議 員 滝 澤 聖

署 名 議 員 梨 本 進

署 名 議 員 沖 島 祥 介

令和5年第1回高山村議会3月定例会一般質問目次

令和5年3月8日（水曜日）

1 番	久保田雄吉議員	81
	高山村の将来人口について	
10 番	山寄秀治議員	85
	学校給食費の無償化について	
	農業者年金について	
8 番	湯本辰雄議員	94
	森林の利活用について	
	国民健康保険税について	
4 番	梨本 進議員	103
	小水力発電の事業化について	
	「子育て若者住宅」の建設について	

令和5年第1回高山村議会3月定例会会議録（第3号）

令和5年3月8日（水曜日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質問した者

1番 久保田 雄 吉 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

4番 梨 本 進 議員

出席議員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝 澤 聖 議員

4番 梨 本 進 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

6番 高 井 央 葉 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

9番 松 本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 澁 谷 茂 夫

総 務 課 長 宮 川 裕 明

住民税務課長
（会計管理者） 西 原 一 美

健康福祉課長 堀 一 生

産業振興課長 小 淵 義 彦

建設水道課長
（定住支援室長） 荒 井 孝 浩

教 育 次 長
（人権推進室長） 山 崎 久 志

事務局出席職員

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

コロナウイルス感染症対策により、1時間を目安に換気及び質問席、答弁席の消毒のため、休憩を取り、議事進行したいと思います。

テレビ中継のほかに質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

おはようございます。久保田雄吉です。通告に従って質問いたします。

質問事項。高山村の将来人口について。

昨年12月議会の一般質問では、7年後の高山小学校のクラス編制が1年生から5年生まで1クラスずつの編制になってしまうというゆゆしき事態になる旨の内容の答弁でした。私も少ないだろうとは思っていましたが、これほどまでとは想像していませんでした。出生数の大幅な減少は、新型コロナの影響で一時的なものかと思っただけでしたが、新型コロナの前から既に1クラスになってしまうという現実が始まっていたということになります。これでは、新型コロナ収束後も出生数の回復は望めないということになります。つまり、1クラスの状態は、このまま定着してしまうことになるのではないのでしょうか。そして、やがては中学校までも学年が1クラスずつになります。これは、信じたくない数字です。

昭和の世代である私の中学校時代は、戦後の人口増加の時代で、学年は4クラスあり、私のクラスは47名でしたから、学年では180余名がいたこととなります。それがだんだん減少してきて、今、ついに35人以下の1クラスずつにまでなってしまうのです。1クラスずつで果たして良好な教育ができるのかという基本的な問題もありますが、さらには、将来、この村はどうなってしまうのかという根本的な大問題となります。子どもたちが少ないわけですから、高齢化の村に向かって一直線となり、人口の半減や集落の維持の困難という想像したくない未来がやってきます。農業や商工業はどうなってしまうのか、村の各種行事、文化が受け継がれていくのか、そして半減というのは、半分に減るということですから、5割の確率で我が家だってなくなってしまうという深刻な事態があります。

人口の減少は全国的なものですが、長野県内では諏訪郡の原村のように、人口が増加しているという村もあります。私は、原村について調べてみました。

原村は、長野県の市町村別の標高ランキングで3位、役場の位置で1,007mです。夏場は避暑地や観光地としてにぎわい、また高原野菜の農業が盛んなようです。セロリは国内出荷量1位です。ちなみに、標高が1番は川上村、1,185m、2番目南牧村が1,039m、そして3番目にこの原村1,007m。山田温泉の標高が870mですから、原村はもっと上にあります。原村も高山村と同じく美しい村連合に加盟していて、標高の違いはありますが、置かれている地理的条件も何となく似ているように感じられました。それは、長野市があつて、須坂市があつて、高山村がある。似たように、諏訪市があつて、茅野市があつて、原村がある。ただ、長野市が361mに対して諏訪市がそもそも761m。つまり、蕨温泉の辺りにあるわけです。

そして、人口ですが、7,642人。これは2017年10月の数字です。この村もかつてそのぐらいの人口がありました。でも、原村は人口が減っていないんです。原村の人口対策は、出生率を高めて出生数を増やすことで人口減少に歯止めをかけ、将来の人口構造を変えていくことにあり、若者のUターンの促進やIターン、転入者の定住を進めています。そして、特に印象に残ったのは、移住を希望される方の気持ちに寄り添って村を紹介しているということです。

まず、交通のアクセスが良いということを強調しています。東京からのアクセスが2時間半、名古屋からも3時間程度、そして村とは思えない抜群な生活環境と言っています。つまり、公共下水道の普及率は県内でもトップクラスと言っています。原村の普及率は93%、高山村は100%に近い99%以上です。これは令和2年度末です。

それから、総合病院が近い。諏訪中央病院、富士見高原病院までは車で10分程度と言っています。この村も須坂病院までは近いですし、長野市民病院もある、中野の北信病院もある。非常にこの村も負けてはいません。そして、村内には医院が何軒もあると言っています。

そして、スーパーや大型郊外店も車で15分程度、買い物も便利ですと言っています。須坂市のスーパーなどもやはりこの村から15分程度で、大して違いはないと思います。

それから、教育環境が充実していると言っています。車で30分以内に公立高校が5校、私立高校が1校あります。大学は、諏訪東京理科大学まで車で約15分、このほかいろいろ教育機関があると言っています。この村も信州大学、長野大学など教育環境については劣ってはいません。

こういったところはそれほどの違いはないのかと思いましたが、明らかに違う点があります。それは、山は大したことではないと言っているんです。どんなふうと言っているかという、まず、長野県でもこんなに山や谷が少ない村はないでしょうと言っています。それに対してこの高山村は、山の村ですと言っていますよね。しかも、アルプスのような高い山があるわけでもないのに、高い山の村なんです。村内のライブカメラの中継の映像を見ても、思いつきの山の村の印象です。

でも、原村の実際の説明を見てみると、高山村も大して違いはないと思います。それは、原村はほとんどの集落が村中心部まで車で5分以内です。また、遠方の別荘地からでも10分程度です。このため、小中学校、保育園がそれぞれ1か所で、公共施設の全てが役場から半径250m以内に集中していて、コンパクトな行政がなされています。高山村も真ん中に大きな山があるわけではないですから、1か所というか、コンパクトな行政がなされていると思います。こう見てくると、本当に似たような条件の村ではないでしょうか。

この高山村は、長野県で一番大きい善光寺平にありますから、標高も低くはるかに恵まれているように私は思います。そして、高山村も同じようにいいところがたくさんあります。日当たりのいいなだらかな南西斜面、積雪も大したことではない、地震の揺れも少ない、全国に自慢できるおいしいりんごやぶどう、そして素晴らしい温泉がいっぱいあります。昼も夜も景色が素晴らしいなどなど、もっともっとうあります。日本中のみんなに胸を張って自慢できる素晴らしい村ではないですか。人口がどんどん減っていつてしまうのはおかしいではないですか。しかも、子どもの数がこんなに減っているのに、私たちの危機感が全く足りていないような気がします。私たちみんなで、今の人口減に対して何とかしなければならぬときだと思いたいますが、どうでしょうか。

そこで質問です。

質問1、人口6,649人の村で小学生がたった1クラスずつ、平成3年度では生まれた子どもは24人です。これは異常な事態、あるいは明らかにおかしい、変ではないか。普通ならあり得ないことのように思えますが、この点について村長の見解をお聞きしたい。

質問2、この減少傾向が続いた場合に予想される高山村の将来の総人口は、3,000人を下回るのではないかと思うが、村はどう考えるのか。

質問3、人口減少の非常事態と認識して、さらに踏み込んだ特別対策が必要ではないかと思うが、これについて村長の考えをお聞きしたい。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村の将来人口についてお答えいたします。

毎月広報たかやまで公表している住民基本台帳人口によりますと、本年2月1日時点の人口は6,637人で、1年前と比較して83人、1.2%、5年前と比較すると532人、7.4%減少しております。

このような長期的な人口減少は、地域コミュニティの存続に影響を及ぼすなど、大変憂慮すべき事態になっていることから、村では、子育て世帯への支援や移住・定住対策の充実などにより、活力ある地域づくりを推進し、人口減少の抑制に努めているところであります。

そこで、まず初めに、小学校のクラス数についてのお尋ねであります。昨年の12月議会でも答弁いたしました。小学校のクラス数の減少は、少子化の影響により大変厳しい状況にあるとこのように認識をしております。

次に、将来人口についてのお尋ねであります。令和2年3月に策定しました第2期高山村総合戦略の将来人口推計によりますと、本村の人口は減少傾向が続き、40年後の令和42年には4,800人になると予想されておりますが、それ以降の人口推計は実施しておりませんので、よろしくお願いたします。

次に、人口減少に対するさらに踏み込んだ対策についてのお尋ねであります。村といたしましては、出産祝い金や家庭育児給付金など既存の子育て施策を継続して実施することで、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、人口が増加に転じている自治体の先進事例等を調査・研究した上で、新たな施策の導入に向けて検討を行うなど、総合的な支援策を講じて、人口減少の抑制につなげてまいりたいと考えております。

したがって、人口減少への対応は、高山村が将来にわたって維持発展していくために避けて通ることのできない喫緊の重要課題でありますことから、今後も問題の解決に向けて積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————久保田議員。

○1 番（久保田雄吉議員）

今、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現ということが言われていますが、この村では、何千人もがいなくなってしまう。つまり、私たちの家が絶えてしまうのです。このままでは大変な未来が待っています。これで村民の幸せが守れると言えるのでしょうか。新規の移住者に来ていただくのも大切なことだと思いますが、それ以上に考えなければならないのは、私たちは現在、この村に住んでいる人から投票で選ばれてここにいるということです。つまり、村人の皆さんの幸せを真剣に考えなければなりません。

子どもが少ないというのは、若い人が少ないということです。どうしてなのか、真剣にその原因を考え、流れを変えなければならないと思います。再度、村長の答弁を求めます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

今、再質問でありますけれども、誰一人取り残さない、これはSDGsの一番の目的でございます。そういうことを久保田議員がおっしゃられたというふうに解釈しておりますけれども、SDGsを含めて、いわゆるこの村が、この自治体がいかに継続、存続するか、こういうことをあらゆる面で総合的に判断していかなければならない、このように思っておりますので、子育て支援策を含めて、そして移住・定住も含めて、人口減少をなるべく抑制する、こういう施策を検討しながら、実施してまいりますので、御協力、御理解をお願いしたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————久保田議員。

○1 番（久保田雄吉議員）

ありがとうございます。これで私の質問は終了いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で久保田雄吉議員の質問を終わります。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

今回は、2項目について質問いたします。

初めに、学校給食費の無償化について、12月議会より引き続きお願いをいたします。

物価の高騰が止まりません。2022年は飲食料品の値上げラッシュの1年でした。帝国データバンクによると、上場する主要飲食料品メーカー105社が2万822品目に及ぶ価格改定を行い、値上げ率は平均14%となる記録的なものでした。23年でも1月から4月までに7,152品目が値上げもしくは値上げ予定と言います。2022年の同じ時期の4,627品目と比べて約2,500品目も多い見込みで、今年は昨年以上に物価の上昇が懸念されるところです。値上げの飲食料品の全てが学校給食材料費に関係することではありませんが、影響は免れません。

12月議会では、学校給食費の価格改定について質問し、価格改定が避けられない場合においては、保護者の負担増にならないよう求めたところです。既に来年度予算の中で示されてはいますが、審査はこれからですので、来年度の給食費はどのようになるのか、また保護者負担がどうなるかについて答弁を求めるものです。

さて、村の学校給食センターが学校給食優良学校等として令和4年度の学校給食文部科学大臣表彰を受賞されました。現在、学校給食に携わっている方だけでなく、これまでも御尽力いただいた全ての皆様にお祝いとともに敬意と感謝を申し上げます。

給食センターでは、8つのことを大切にされているとのこと。その中で、地産地消と旬を大

切に、さらに食品添加物、遺伝子組み換え食品、農薬についてなど研究し、食材料を購入する等されています。地物野菜についても、減農薬について確認済みということで、その方向性について歓迎するものです。

そこで、これをもう1歩進めて有機食材をさらに取り入れた学校給食を目指すことを求めたいと思います。2019年2月及び4月の農民運動連合会が発行しています新聞「農民」に、学校給食パンからグリホサートが検出されるという記事が掲載をされていました。14製品中地場産小麦を使用しているものと米粉を使用しているものの2製品からはグリホサートは検出されなかったものの、他の12製品からは検出されたというものです。直接給食とは関係ありませんが、昨年9月のこの新聞では、子どもが食べるお菓子類からもグリホサートの残留が検出されたという記事が掲載をされておりました。

有機米や有機野菜を取り入れる動きは広がり始めています。子どもの食物アレルギーの増加に歯止めをかけられるのではとの期待もあるということです。2018年度の農水省調査では55市町村、20年度では115町村となっています。長野県内では、計画中也含め3自治体となっています。取り入れられている材料として多いのはお米です。千葉県いすみ市、同じく匝瑳市、高知県四万十市は米の100%、野菜の30%が市内で生産された無農薬、減農薬ということです。石川県羽咋市、東京都武蔵野市、ここは無農薬米、有機栽培米、パンは国産小麦で作られたものなどとなっております。有機農産物の確保は容易ではありません。だからこそ有機農産物を取り入れるということを早めに発信し、関係者と連携していくことが大切と考えます。有機農産物を取り入れる方向はいかがでしょうか、お尋ねするものです。

次に、私は、一貫して学校給食費の完全無料化、無償化を求めてきました。学校給食は、戦後から現在まで、子どもの健康と命を守る役割があり、憲法26条で義務教育無償が定められ、給食材料費も教科書無償と同じく考えるべきだと思います。食育基本法でも、給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であるとして、食育の持つ意味は重要です。ユネスコも「学校給食は全ての学校で自校方式で行うこと、運営費は中央あるいは地方行政当局の負担とする」と勧告していると知りました。給食費の無償化については、本来、国の責任で行うべきもので、国にも強く求めていくことが重要と考えております。

質問です。

内山村長は、1期目の公約で給食費について段階的に無料化とされていますが、その際はどのような考え、思いからこの公約を掲げられたのでしょうか。この6年半前は、まだ給食無料化を実施していた自治体は少なく、そういう点では先駆的、先進的であったと思います。この頃実施していた自治体は、比較的規模の小さい町や村であったということは12月議会で述べたところです。その後、この無料化の流れは大きく広がり、県内でも20を超える自治体の実施をしております。村はまだ後れを取っているわけではありませんが、現時点では完全な無料化に至っておりません。この点

についてどのように受け止めておられるのでしょうか、お願いをいたします。

この項目の最後、公約にあります無料化に向けて、今後どのようなスケジュールをお考えでしょうか、答弁をお願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

学校給食費の無償化についてお答えいたします。

初めに、来年度の給食費の値上げ改定及び保護者負担についてのお尋ねであります。物価高騰の影響による給食材料費の値上げにつきましては、本年度、牛乳や米、食材料費の価格が値上げとなり、パンや麺につきましては、令和4年度内での価格の見直しは据え置かれておりましたが、令和5年度は値上げされるとの連絡を受けております。

このため、本年度の献立の実績による食材料購入費や物価の動向を基に、次年度の適正な学校給食の栄養価を確保するために必要な使用量などを検討し、現在の給食費に対して、児童生徒1食当たり21円の値上げをさせていただきたいと考えております。

そこで、保護者負担につきましては、昨年12月議会において、給食費の負担の考え方をお答えしておりますが、児童生徒1食当たり140円の公費負担を継続していくとともに、保護者の皆さんへの影響を考慮し、児童生徒分の引上げ額1食当たり21円は全て公費負担していきたいと考えております。

次に、有機米や有機野菜を取り入れることについてのお尋ねであります。有機農薬は、科学的に合成された肥料や農薬をしないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した農業生産を行うもので、生産された有機米や有機野菜などの食材は、現在、学校給食においては定期的に活用しておりませんが、地産地消や食育の観点から地域食材をできるだけ活用することとしており、一部に有機肥料を積極的に使った野菜を村内の生産者から納品いただき、提供をしております。

地域食材の利用に当たっては、「地域食材利用検討会議」を開催し、生産者の皆様に御出席いただき、地域食材の利用状況や次年度の利用計画について意見交換し、数量や品質の確保、利用品目の拡大に向けて情報交換をしております。

今後、有機農産物につきましても、有機農業に取り組まれている生産者との情報交換が必要と考えておりますので、話し合いの場が設定できるよう情報収集に努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、公約であります段階的に無料化することの私の思いであります。令和4年3月議会におきましてお答えさせていただきましたが、私は、以前、公約の中で段階的に無料化するとこのことを掲げさせていただきました。

今から十数年前になりますが、高校生が貧困のために食事にも満足に食べることができない、このようなことが記事として掲載されていたのが非常に強く印象に残っており、これが段階的無料化の考えの発端でございます。

次に、現時点で公約は完全実施となっていないが、どのように受け止めているかについてであります。子どもたちが貧困のために食事を満足に食べることができないこのような御家庭に支援することが発端でありますので、住民税非課税世帯を無料とさせていただいております。

次に、完全無償化についてのスケジュールのお尋ねであります。これまでも答弁させていただきましたが、子ども支援策として何が重要なのか慎重に検討していかなければならない問題でありますので、現状の考え方を進めていく中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

来年度の給食費については、村が物価高騰分の負担を持ち、1食当たり161円公費負担とし、保護者負担増を回避されたことは了としますが、これで満足というわけにはいきません。私は、あくまで完全な無償化を求めていますので、これについては後でまた触れたいと思います。

2019年度の学校給食における地場産及び国産食材の使用割合の調査があります。これは、食材数ベースですが、全国平均は地場産物が26%、国産食材が77.1%、長野県は地場産物が34.2%、国産食材の割合が86.7%となっております。まずは国産を増やし、地場産の活用、そして条件のあるところで有機栽培のものが求められるものと理解をしております。

学校給食の内容が地場産や国産を使用していくためには、もちろん行政の努力だけでなく、生産者の皆さんや給食現場の皆さん、納入業者や農協など総合的な地域力、調整力が求められていると思います。こうした点でも、現在でも地場産に積極的に取り組まれておりますが、一層、地場産、有機食材を取り入れることを宣言し進めることが大切だと思います。

先ほど述べましたように、一気に有機米、有機野菜を取り入れるということはなかなか単純にいくものではありません。やはり、そうした方向を打ち出してこそ、そうした生産物を私も作ってみよう、作っていこう、そういう機運が生まれてくると思います。

先ほど申し上げましたように、農民連が調査した中でも農薬のグリホサートが検出されている例があるわけですから、やはりそうした点では有機米あるいは地場産、国産のものにシフトしていくことが大事だと。そうした点では、いち早く、やはり高山村の学校給食センターは有機米、有機農産物、有機野菜を積極的に取り入れていくそうした方向を目指すということを宣言されることが大事だと思いますが、その点いかがでしょうか。

次に、無料化、無償化に進まないのはなぜなのでしょう。先ほど、村長は、公約に掲げられた思いを述べられましたが、公約には「段階的に無料化する」とこのようにはっきり明言をされております。

令和5年度の給食材料費は3,059万円、このうち1食161円の補助で村の負担の総額は1,416万円、差し引きますと1,643万円、これが保護者の皆さん、あるいは教職員の皆さんの負担となっております。1,643万円、この中には教職員の皆さんの負担分がありますので、それらを差し引くと約1,400万円ぐらいかと思われます。そうすると、村の一般会計予算45億円の0.3%です。できない額ではないでしょう。村が持っている基金はというと、令和3年度末では、自由に使える財政調整基金あるいは特定目的基金合わせますと36億9,700万円であります。令和4年度で取り崩し、あるいは積み立て等がありますから、若干この値は変動しますが、それでもこれだけの基金があるわけです。できない金額ではないと思います。

村長選での公約についての関係です。やはりなぜできないのかということをはっきりとすることが必要ではないでしょうか。いくら公約といえども、できないこともあるやには思います。その際にもできない理由を明らかにしていくことが求められると私は思います。そうしなければ、政治不信につながります。村長はあくまで「段階的に無料化する」とはっきり公約をされているわけです。

令和5年度の村政運営方針では、にぎわいの場構想について、わざわざ「私の公約」と言って、このにぎわいの場構想を進めると村政運営方針の中で述べられております。給食費の段階的無料化も村長の公約ではないんですか。できない理由を明確にお答えいただきたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

給食費の材料、地場産そして有機米、有機食品ですか、そういったことをやるために、そのような機運を農家の皆さんに高めてもらうということのために、そういう宣言をしたらどうかというお尋ねであります。先ほども申し上げましたし、議員もお話のように、有機米の生産が非常に大変だというふうなこともありますので、だからなかなか難しいということをおっしゃっているのではなく、いろいろ生産していただく農家の皆さんとまた情報交換をしながら、そういう場の設定をしてまいりたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、先ほどの給食費の無償化のスケジュールを含めての御質問でありますけれども、金額的な問題あるいは基金の問題等に触れていただきましたけれども、なぜしないかということなんですけれども、いわゆる先ほども私申し上げましたけれども、今までも申し上げてきましたけれども、発端が食事も満足に取れない、そういう子どもの貧困というところが発端であり、そのための段階的無料化ということで住民税非課税の御家庭に対して無料とさせていただいておりますけれども、先

ほども全体として本年度特に物価上昇もありますので、そういうふうなもので大きな社会変化がありますけれども、現状を継続する中で十分検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

再々質問します。

公約に取り上げられたその動機というものが子どもの貧困というところにあるというお話が先ほどありました。それで、どうしても子どもの貧困の関係で給食費あるいはその他もろもろのことで負担が厳しいという御家庭には、要保護、準要保護という国との関係の制度もあって、そこはカバーされているわけですよ。村長の公約というのは、そのことを言っているわけでは私はないと思うんですよ。あくまで全体を通して給食費は段階的無料化ということを掲げられていると思います。

そして、今全国的にもこの給食費無料化、無償化という流れは広がりつつあります。東京など見ましても、大きな区でも実施していくという方向になっています。憲法の関係でも義務教育無償とうたわれているわけですから、私どもはそうした点でも無償化を求めています。

私の質問と村長の答弁とどうしてもかみ合わないと思うんですよ。村長は、私はしつこいようですよけれども、段階的に無料化とはっきり公約をされた。それができないならできない理由をはっきり述べていかないと、そのことでやはり政治不信を招くおそれがあるということを危惧するものです。

先ほど、金額的な問題も申し上げました。金額的にはできない金額ではないですよ。あと1,400万、予算の0.3%、基金は30億円余ある。いかがですか、村長、実現しようではありませんか。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再々質問、給食費の無償化ということですよけれども、先ほども現状の流れとして無償化にしている自治体があるというふうに議員のほうからお話がありました。今年度に入って、東京都を含めそういう自治体があるということは十分承知をしております。

そういったことも含め、先ほどのところで状況の変化を十分に検討しながら対応していきたいとこのように答弁させていただきましたが、しばらくは継続する中で十分に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

もはや検討している段階ではなく実行していく段階だと思っておりますので、お願いします。

2項目め、農業者年金について質問をいたします。

農業者年金制度は、農業者が加入できる年金制度で、年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者、そして当然ながら60歳未満の方が対象となります。加入と脱退は任意の年金制度であり、脱退しても加入条件を満たしていれば、いつでも再加入できます。保険料は、年齢にもよりますが、月額2万円から6万7,000円の間で、1,000円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことが可能です。農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金額が事後的に決まる積み立て方式、確定拠出型が採用されております。

この方式は、保険料支払者の数や年金受給者がどのように変化しても、その影響を受けない制度と言われます。農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象になり、税制面での優遇措置があります。保険料には一定の条件を満たせば国の補助もあります。

こうした農業者年金制度ですが、今、村の加入者、ここで私の言う加入者は、保険料を払っておられる方を指しますが、令和2年度で11人、令和3年度で9人という状況にあります。60歳以下の農業者数から見ると、かなり少ないのではないかと思います。

そこで質問ですが、対象になると思われる未加入の農業者の皆さんにこの制度をどのように啓発、周知されているのでしょうか、お願いをいたします。

今、国民年金の保険料は、4月から月額1万6,520円。ここに農業者年金2万円、さらに国民年金の付加保険料が400円必要となりますので、合わせますと3万6,920円とかなりの負担となります。国の補助額は月額6,000円ですので、3万円強の負担、これが加入をためらう1つの要因かと思えます。私も未加入の農業者、若い方ですが、30代後半、40代前半の方にお話を伺いましたが、子育て中のこともあり、負担がきついというお話でありました。

そこで、思い切って、年限を切っても、例えば10年でもいいですけども、村が掛け金補助を行い、加入を促進すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

農業者年金についてお答えいたします。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を図るとともに、適期の経営移譲を通じて農地保有合理化を図るため、昭和45年5月に「農業者年金基金法」が成立し、同年10月に農業者年金基金が設立され、昭和46年1月から事業を開始し、現在、独立行政法人農業者年金基金が運営しております。

制度開始当初の財政方式は積立方式でありましたが、物価スライドの導入等により、年金給付を現役世代の保険料で賄う賦課方式に切り替わるとともに、農地等の権利名義を50a以上有する者は、

強制的に加入こととされておりましたが、農業の担い手不足や高齢化等の進行を背景に加入者が減少するとともに、保険料の収納率が低下する事態となりました。

このため、国では、平成13年に制度の抜本改革を行って、それまでの賦課方式から加入者数、受給者数等に左右されにくい積立方式に転換するとともに、加入方式は強制加入から任意加入へと見直しがされております。

このような経過の中で本村の加入状況を見ますと、平成元年度は67人加入されておりましたが、10年後の平成10年度は39人で、さらに10年後の平成20年度は13人と大幅に減少傾向が続いており、平成30年度以降は10人前後で推移し、下げ止まりの状況となっております。

そこで、まず初めに、未加入者の啓発、周知についてのお尋ねであります。この制度を運用している農業者年金基金や農業委員会の上部組織に当たる全国農業会議所では、テレビ、ラジオを始め新聞やSNSなどを使って広く啓発活動を行っております。

一方、本村におきましては、農業者年金相談会の開催や村広報紙への掲載を始めパンフレットにより地球クラブや認定農業者連絡協議会などの農業関係団体を通じて周知に努めているところであります。

また、個別の周知につきましては、新規就農を目指す方や就農する方には、村の窓口や就農相談会会場等で周知させていただいているほか、農業者年金の普及推進を活動内容としております農業委員会の皆さんによって、委員から年金加入推進員を推薦し、その推進委員を中心に個別訪問等の活動を行っていただいております。

次に、掛け金、いわゆる保険料の助成を行って加入促進を図るべきではないかとの御提案であります。農業者年金の加入要件は、年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金第1号被保険者が対象で、月額保険料は2万円から6万7,000円まで1,000円単位で増額が可能となっております。加入する際の留意点としては、国民年金基金や個人型確定拠出年金との重複加入はできないこととされております。

そこで、国の保険料に対する支援としましては、月額2万円の加入者のみを対象に、加入期間が20年以上見込まれ、認定農業者でかつ青色申告者であることなど、一定の条件を満たす方は月額最高1万円の補助が最長で20年間受けられるほか、支払った保険料の全額が確定申告により社会保険料控除の対象となります。

ただし、保険料額が2万1,000円以上を選択された場合は、補助金が受けられない制度となっております。

また、国の補助金を受けられない方の負担軽減を図るため、令和4年1月から、35歳未満で一定の条件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられております。

したがって、村といたしましては、農業者年金制度は、将来にわたって被保険者自身が受給するための積立であることや、個人型確定拠出年金や国民年金基金とは異なり、国の補助金を受

けられる優遇措置が講じられていることなどから、村が単独で保険料に対するかさ上げを行うことにつきましては考えておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

村の基幹的農業者、従事者、この高齢化が言われております。これは、既に過去の一般質問の中でも数字的なものは明らかにされました。

こうした中で、自分の家庭の農業を継いでやろうとする方、あるいは村内に移り住んで新たに農業を営もうという新規就農者、こうした皆さんを応援することは非常に大切なことだと思っています。新規の方々に高山村を選んでいただくときの1つの要素として、この掛け金補助というものは有効なものになるのではないかと私は思います。

確かに、国の補助制度もありますが、国の補助制度は、さっき課長が答弁されたように、一定の条件があります。そこの条件から外れると国の補助は受けられません。ある程度収入があるので今年は少し掛け金を増やそうかと言って2万1,000円以上にすると、国の補助は途端に打ち切られてしまうということにもなります。

今、それぞれお話がありました、なかなか高齢化したときに国民年金だけでは生活できない今実態があります。そうですね。国民年金だけではなかなか厳しい。そうしたときに、やはりそれを補完する制度として農業者年金制度というのは私は有効な制度だと思います。

そこで、それぞれ個別にも周知、啓発されているということですが、一層これを強めて、例えば今年はある程度の収入増加が見込める、あるいは去年は多かったので今年は掛け金を増やそうということはできるわけです。次の年、ちょっと厳しいから下げようということも自由にできる、そういうかなり柔軟な制度だというふうに思います。そうした点も一層PRして、そして途中で脱退しても、掛けた掛け金の保険料に応じて給付は受けられるわけですから、例え年数が短くても受けられる、そういう利点もあるわけですから、そこをやはり周知を一層強めていただきたいと思います、その点をお願いをいたします。

それから、保険料の補助金については考えていないということなんですが、先ほど言ったように、新しく高山村へ来て頑張ってみようというそうした方が農業をやりたいということでいろいろな市町村を選ぶときの1つの要素にはなり得るというふうに思います。高山村ではやはりこれだけの応援をしていますよと。そういうことにつながると思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———小淵産業振興課長。

○産業振興課長（小淵義彦）

ただいまの再質問についてお答えいたします。

2問あったかと思えます。最初の議員おっしゃられるように、農業者年金につきましては、大変有利性が高いということで先ほども一般質問の答弁の中でお話させていただきましたが、まさに農業の毎年の災害とかそういった部分で収入が得られないという場合には、その間、例えば掛け金が安くなるとか、また逆に収入が多くなったときには多く掛けることができることということで、臨機応変に農業者年金の掛け金が変わられる。また、それが全額たまたま多い年にお金を払う時期が多かったということでより掛け金を掛けたときにもかかわらず全額が社会保険料で控除できると。大変有利性があります。

そういう意味もございますので、農業の収益に応じた掛け金に変えられるということもありますので、議員おっしゃられるように、いろいろな有利性、優位な点、利点がございます。その辺の部分はしっかりと周知したいというふうに考えております。

2点目のお話でございますが、ほかの年金制度と違いまして、農業者年金は大変いい制度であるということでございますけれども、やはりこういった農業者年金という部分の中で、村のほうでも考える中で、新規就農者あるいはこれから転入されて農業を頑張ろうというような皆さんにとっては、こういった制度が、議員おっしゃられるような制度がありますと、優位性はあるのかもしれませんが、しかし現状の中で、拠出年金でありましたり、ほかの年金等に比べますと大変優位性がある中で、ここの部分だけを支援するということは今の段階では大変厳しいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（西原澄夫議員）

以上で山寄秀治議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。室内換気のため、休憩します。

再開は11時15分にしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 8 番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、通告に従いまして質問いたします。

我が国の森林は、国土面積の3分の2を占め、木材の供給とともに国土環境の保全、水資源の涵養、生物多様性など公益的な機能を有し、国民生活に不可欠な役割を果たしております。また、CO₂の吸収、固定による地球温暖化防止への寄与など、低炭素社会の実現にも欠かせない資源であ

ります。

ところが、我が国の林業は、歴代政権の外材依存政策の下で、木材価格の低迷が続いており、林業労働者が減少するなど危機に瀕しております。それに拍車をかけているのが安倍政権から始まった林業の成長産業化路線です。森林の多面的な機能を著しく軽視し、大規模化した合板集成材企業やバイオマス発電企業に安価な木材を大量に供給することを優先したものです。そのために、国有林、民有林を問わず、植林後約50年、これは標準伐期齢と申しますが、経過した森林を大規模に皆伐できる仕組みを導入してきました。最近では、伐採跡地に30年程度で伐採できる樹種の再造林も推進されようとしております。

政府は、標準伐期での伐採は森林の循環を作る上で妥当としていますが、近年の研究成果では、50年程度の森林はなお成長する若い森林であり、150年前後まで成長が続き、多面的機能も向上するという認識が示されております。標準伐期齢での主伐は再び資源を枯渇させ、優良な資源作りを放棄するだけでなく、資源の再生を困難にさせます。今、必要なのは、政府の林業の成長産業化路線ではなく、森林や林業が持続できる政策であります。

また、丸太や製材品などの林産物は、WTO協定では、自動車や電化製品と同じ鉱工業製品扱いになっていますが、多くの国が林産業育成や環境保全などのため、丸太の輸出規制を行っています。実質的に15益品目でなくなっています。森林生態系や自然環境は、人間の生存に関わる問題であり、市場任せにする時代ではありません。輸出国主導のWTO体制を見直し、森林生態系や自然環境保全を最優先する林産物貿易ルール、各国の経済主権を尊重した森林林業政策を保証することを世界に提起するという必要となっております。

また、昨今のコロナ禍によりまして、アメリカでは過去最低の住宅ローン金利によって、住宅の建築ブームで膨大な製材品需要が発生して、昨年5月には製材品価格が1年前の3倍に高騰するウッドショックが起きました。その影響は外材に依存する日本国内の建築・住宅業界にも及び、中小工務店が製材品の入手難や価格高騰により建築の延期や工事の遅れを余儀なくされる事態が広がりました。あわせて、ロシアのウクライナ侵攻と円安によって、価格高騰に拍車をかけているのが現状であります。

私は、こうした事態を中止させ、早期に国産材の安定供給体制を確立し、国産材の利用に向けた技術開発を強化するということも求められると思っております。

さて、高山村の森林面積は、村面積の85%を超えております。そのうち村所有の森林のおよそ31%は杉やカラマツの人工林となっています。その他の所有者もおよそそのような割合になっているように見えます。全国と同様、村内の山林も安い外国産が入って来たことにより、価格低迷のため販売できずにあります。

さて、世界では、SDGsにより脱炭素社会構築のため、森林の活用が叫ばれております。2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、新たな地域の創造や国民のライフス

タイルの転換などが必要とされています。木材の需要喪失の観点に力を入れながら、本村の脱炭素社会への切換えに向けた取組について質問いたします。

1、先日、県知事との対話集会がありました。「山林の維持管理及び木材の活用について」と題して開催されました。私は、時宜を得たものとは思いますが、村長においてはどのような計画があってこのような議題とされたのでしょうか。また、村長の集会の感想をお聞きしたいと思います。

2、森林には、自然災害防止や保水など大きな役割があります。広葉樹は水の保水には有効との意見もあります。今後の森林の保全計画や再植林において、広葉樹の育成の計画はあるのでしょうか。

3番目、現在、蕨温泉の加温は灯油を使用しておりますが、まきの使用はいかがでしょうか。そのための製材事業からはバイオマス発電用のチップ生産とか、まきの生産も可能かと思えます。村民の雇用促進も図ることができますので、村内産の木材加工の事業化も求めたいと思えます。答弁をお願いします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

森林の利活用についてお答えいたします。

本村の面積の85%を占める森林のうち、およそ半分の約54%が戦後造林期に植栽されましたカラマツや杉で、60年を超えて主伐期を迎えております。

しかしながら、1960年に始まった木材の輸入自由化により、安価な木材が大量に輸入された影響で、国産材の価格は低迷し、国内の木材生産量や林業従事者が減少したことで、山林の放置が進み、主伐期を迎えた木材が伐採されずに山に残っております。

一方、脱炭素社会の構築に向けて、SDGsの推進やバイオマス等の利活用を図るため、本村では、これまでまきストーブやペレットストーブの購入に対しまして補助を実施するほか、昨年10月1日、企業様の社会貢献制度を取り入れた「森林（もり）の里親促進協定」を本村と締結させていただき、間伐などの森林整備を進めているところであります。

また、現在、役場玄関の村民ホールの改修に併せ、木材を最大限活用するとともにペレットストーブを設置して、木材利用の必要性を村民の皆様に認識していただけるよう取り組んでいるところであります。

まず、初めに、2月6日に開催されました県知事との対話集会の感想についてのお尋ねでございますが、当日は、「山林の維持管理及び木材の活用」をテーマに、山林所有者や共有林管理者などそれぞれの立場から、日頃の取組や課題、要望などの意見を出していただき、この機会を通じて参加された皆さんには、改めて森林整備や木材の利活用の必要性や重要性に関心を持っていただき、村の豊かな自然を維持するための林業の現状と課題を共有できたものではないかと思っております。

また、阿部知事からは、主伐や再造林が遅れている森林の現状と若い世代が林業に携わりたいと考える環境づくりなど、県が目指す森林の姿に向けた取組や地域資源の活用など、村や地域に対する提言もあり、多くの山林を所有する本村にとって県の取組に対して関心を持つことができたと思っております。

次に、自然災害防止や保水のための間伐や広葉樹の育成計画についてのお尋ねでございますが、村がこれまで実施してきました森林整備といたしましては、計画的に公有林や私有林の間伐のほか、景観を損ねる広葉樹を伐採するなど、自然災害防止と景観形成の両面から対応してまいりました。

このため、今後の計画といたしましては、これまでの間伐や広葉樹の景観整備を計画的に行うとともに、主伐期にある森林につきましては、災害に強い森林への更新と広葉樹への更新を検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、雇用促進のためのバイオマス発電や薪炭の生産販売、蕨温泉の加温についての御提案ですが、バイオマス発電や薪炭を生産し販売することは、化石燃料の使用量の削減につながり、脱炭素社会の構築のために有用であると考えますが、発電方法や実施主体、費用対効果、経費面など課題も多いことから、これらの事業をどのように推進するのか、慎重に検討する必要があると考えております。

また、蕨温泉ふれあいの湯の加温施設への利用に関しましては、平成25年の改修に合わせ導入を検討しましたが、様々な課題があり導入を断念した経緯がございます。

しかしながら、木質バイオマスが事業化されますと、間伐の促進により山林の荒廃地化が抑制され、景観が保たれるほか、林業従事者の育成や新たな雇用の創出など、木質バイオマスの活用と事業化によるメリットは大変大きなものがあると考えられますので、国・県の助成制度や先進自治体の事例等を調査・研究するなど、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———湯本議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

今、前回の知事との対話集会においては、県からの提案という感じでの会議だったというふうに今お聞きしたんですが、やはり高山村としましても、山林所有者の皆さん多くいらっしゃいます。本村の村所有の山林、また須坂市や小布施町などの所有者の皆さんの面積は、約3,360haぐらいになるという話です。それで、先ほど申しましたが、建材用の材木だとかそういうものへの転換、今、価格が安いというようなこともありまして、なかなか使用できないというような状況の中で、ある山林の所有者の方は、「もう燃料として使うしかないんじゃないの」ということをおっしゃる方は

いらっしゃいました。

そうすると、現在、本村の先ほど言いました3,360haのうち村所有だけの森林ではおよそ30%程度が植林された種類というふうに、杉、カラマツというふうに聞いておりますが、多分、ほかの所有者の皆さんもそんな感じなんだろうというふうに思います。

そうしますと、約3,000haからのある面積のじゃ処分といいますか、使用の形はどうすればいいのかという問題もあるだろうと思います。先ほど言いましたように、これから、今現在の杉やカラマツの伐採期が、現在は50年から60年程度が一番いいという話で進んでいるんだと思いますが、先ほど言いましたように、ある研究者の方のように、100年から150年になったほうがもっと保水だとか環境の保全だとかそっちのほうがいいよということをおっしゃる方があるというふうに聞きました。

そうしますと、この村も約100年とか150年はかけて今ある山林の使用といいますか、ものも考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

そうしますと、先ほど答弁もありました。例えば、蕨温泉の加温だとかそういうための材料の生産というのものも、100年計画、200年計画の中でまきを作ったりしていくと。まきやペレットを作って、それで今日のように電気、ガス等の化石燃料系統の価格高騰というものに対して、各家庭においても例えばペレットストーブだとかまきストーブの設置というようなことも、特に今年は寒いときがありましたので、そういうものをこれからのリフォームの中で考えていくという方も出てくるのではないかと思います。そういうことで、ぜひ私としては、それで高山村としては脱炭素社会へ向けて頑張っているよということも宣伝効果としてあるのではないかとこのように思います。

もう一つ言いたいのは、100年とか150年かけて山林を形成するに当たって、これからのコロナ禍後の都会から観光に来られる皆さんに対して、やはり自然の豊かさを見てもらうという事業といたしますか、作業も大変必要なのではないかと思います。このように少し長い夢といたしますか、未来を見た政策も必要なんではないかと思いますが、村長の答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

再質問にお答えしたいと思います。

2点ほどというふうに解釈しておりますけれども、全体としては2点とも、今、議員おっしゃったことが大きな、あるいは年数をかけて大変夢のある再質問をされたのかなというふうに受け止めています。

それで、当然、当面は、ノーカーボンということで国の方針がありますので、やはりそれに向けて努力をするというのが1つありますので、そういった面も含めて、いわゆるバイオマスとかそういうふうなものを検討していかなければならない。そういったことで、自然豊かな森を作るために、やはり伐採もやっていかななくちゃいけない。その辺も含めながら検討していきたいと思っております。

先ほど、村の施設の中で、ホールにペレットストーブの設置というふうなお話をさせていただきましたけれども、そういうふうなものも村民の皆様にご存知いただき、そしてまきストーブあるいはペレットストーブの周知、そしてなるべくそれを家庭で設置していただくというふうにご希望していきたいと思っております。

そして、続いて、100年とか150年の森というお話がありましたけれども、場所によっては100年の森、あるいは150年の森というところで宣伝している自治体もあるというふうなことをお聞きしていますので、そういった森の育成。そして、それと同時に、広葉樹を含めて観光造林とかそういうものも含めてやっていくということも検討していかなければならないと思いますので、またよろしくご希望いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————湯本議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、1問目の質問は以上にしたいと思います。

次に、国民健康保険税について質問します。

現在、国民健康保険税は、国民の約3割弱の皆さんが加入しています。国保がスタートしました1960年代には、加入する世帯主の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、現在は年金生活者などの無職が4割、中小企業の労働者の非正規労働者などの被用者が3割を占めるようになっていきます。

国保制度がスタートした当初、無職者が加入し保険料に事業主負担がないので、保険制度として維持するには1962年の社会保障制度審議会の勧告で相当額の国庫負担が必要と宣言していました。ところが、1984年の国保法の改悪で定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から最近ではおよそ20%まで下がっています。また、加入者の多くは金銭的な余裕がない世帯が多く、軽減税率を利用せずに保険料を払っている人は全体の40%しかいないと言われております。

このように、加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中、国保の1人当たり保険料は1980年代が3から4万円、1990年代は6から7万円、2000年代以降は8から9万円と上がり、県に移管後の今年になりまして値上げの動きが広がっているように思います。低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いという国保の構造問題は、全国知事会、全国市長会なども解決を求めてきました。厚労省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっています。今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年の1人当たり保険料は年11.2万円になると厚労省が試算しております。国保の構造問題を本当に解決するには、制度の抜本的改革が必要です。私は、村としても国に財政からの繰入れを求めていただきたいと思います。

さて、本村の国保加入者は1,630人ほど。そのうち18歳以下は112人と聞いております。昨年4月より未就学児の均等割は2万1,400円が半額になっています。しかし、6歳から18歳までの子どもは従来のものであります。高額な教育費のほかに最近の諸物価高騰は、子育て世代の家計に大きな負担となっております。

そこで質問いたします。

1、村長は、今年度から未就学児童の均等割半減をどのように考えておられるのでしょうか。

第2、全国的には、均等割の軽減が広がっております。少子化に伴い本気の子育て支援に取り組んでいるものと考えます。本村でも、およそ200万円ほどの予算があれば、18歳以下の子どもの均等割を廃止できると思いますけれども、どうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

国民健康保険税についてお答えいたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の礎となる制度であり、医療を必要とする方が安心して医療サービスを受けるための制度であります。近年では、高齢化や医療の高度化及び高額薬剤の保険適用等も加わって医療費が増大し、国民健康保険財政を圧迫しております。

こうしたことを背景に、国では、平成27年5月に国民健康保険法を改正し、平成30年4月から都道府県も市町村と同様に保険者に位置づけられ、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担うこととなりました。

これを受けて、県においては、令和3年3月に長野県国民健康保険運営方針等を策定して、比較的小規模保険者が多い長野県内市町村の医療費水準の格差の是正や保険料水準の統一を図ることなどによって、持続可能な医療保険制度の構築を目指すこととしております。

そこで、議員御質問の未就学児の均等割が半額になったことについて、私の考えであります。国民健康保険税の均等割は、家族の構成人数によって賦課されるもので、家族が増えれば増えるほど保険料が加算される仕組みとなっております。令和4年度からは全国知事会などの要望により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国・県及び市町村の公費負担によって、未就学児の均等割の半額が軽減されたところであり、全国一律に実施されたことは、有効なことと受け止めております。

次に、18歳以下の子どもの均等割廃止についてであります。国では、このたびの未就学児均等割保険料の軽減措置を講じたところではありますが、基本的には、国民健康保険は全ての世帯員が等しく保険給付を受けるため、所得の有無にかかわらず御負担いただくものであります。独自に市町村が軽減実施した場合は、国民健康保険の保険者努力支援制度の指標においてマイナス評価、いわゆるペナルティが課せられるものと認識しておりますことから、均等割の廃止は難しいものと

考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———湯本議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問します。

先ほど、今の御答弁において、未就学児の均等割が半額になったということは、大変有効なことでよかったというようにお聞きしました。

しかし、それを他の年代に広げようと、これは当然、村独自で行うということになるわけですが、これはなかなか厳しいという答弁だったというふうに考えます。

しかし、岩手県の宮古市では、均等割廃止をしたということに聞いております。例えば、市のホームページによりますと、これは宮古市のホームページの内容です。「宮古市では、子育て支援充実の一環として、平成31年度から国民健康保険税の子どもの均等割減免を実施しています」。そして、「改めて申請は不要です」とそこまでわざわざホームページに掲載しております。

また、仙台市では、「18歳到達以降の最初の3月31日までの間にある被保険者が世帯にいる場合は、その被保険者の均等割額の5割相当分が減免されます」と掲載しております。

このように、宮古市は18歳以下全員がこれは2万2,200円が免除されますし、仙台市は18歳までの子どもは半額になるということになります。

現在行われております通常国会でも、子育て支援策が議論になっていますが、少子化を憂える先進的な自治体は、何とかして人口減少を食い止めたという思いが十分伝わってくると思っております。各種の住民運動があつて、自治体ごとに様々な形で子どもの均等割の減免が行われていますが、今年から施行する自治体を数えますと25あります。

さて、本村では、18歳までの国保加入者は118人です。未就学児は昨年4月時点の5歳児は25人です。均等割額1人2万1,400円ですので、今後、無料化にする場合、未就学児の新たな負担分は27万円ほどと見ました。そして、6歳児以降の子ども93人としますと、199万円ほどとなります。合わせて、新たな村負担分の合計は226万円となります。本気になれば無料化ができるものと考えます。子どもたちの中には、現在、減免制度を受けている人もいますので、新たな村負担分はもう少し減額されるかというふうに思います。

昨日、同僚議員の質問において、子育て支援を様々な方面で行っていると村長答弁されました。これはやはり、これはというものを村をアピールするという中には必要ではないかというふうに思いますし、先ほどのペナルティがということもありますけれども、あわせて周囲の市町村を見ながらということも併せながら、検討するだけではなく、やはり村長独自の判断ということも決断をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えをいたします。

全国の自治体の中では、宮古市あるいは仙台というお話をお聞きしましたけれども、この国民健康保険制度は国民皆制度ということで、それぞれの自治体の皆さんが全員支援すると、これによって成り立っている制度でございます。長野県においても、そういった点で県も主体となって全県的に統一の方針を立てておりますので、1つの自治体がそういうことをできるという制度でもありませんし、またそれ自体をしますと、補助もやっぱりくれませんし。県の主体となっている統一方針に向かってしっかりとやっていくということが基本になると思いますし、国の制度としてそういうふうなことをやった自治体にとっては、実際には分かりませんが、ペナルティとかそういうふうなこともありますので、しっかりと対応してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————湯本議員。

○8番（湯本辰雄議員）

では、再々質問します。

先ほどの今の答弁でもありましたが、県が主体になってみんなで協力していくんだからなかなかそこからはみ出すわけにはいかないというのが今の答弁だというふうに思います。以前から全国の知事会だとか市長会も減額してくれというのを国に要請したりしておりますし、当然、全国の町村長会あたりもしているんだろうと思います。

ただ、今年、先ほど村長が言いました均等割については、応益負担の部分ということになるわけです。ところが、今年の今回提案されております予算、議会に提案されます来年度予算において、国保については、資産割が廃止というふうに提案がされております。この資産割というのは応能負担、能力のあるほうがなくなるということです。本来、均等割のほうは、昔の帝国憲法の中では、人頭税ということになると思いますが、これ人間1人について税金を充てるというのは、現在の日本国憲法の中ではまずいといいますか、当たらない方式ではないかと思います。今回、もし国においても人頭税に当たる応益負担の分を減らして、応能の負担を増やすといいますか、残すというこっちのほうが本来の現在の憲法下では正しいのではないかというふうに思います。

それはそれで国の問題としてありますけれども、そして今回のさきの全協の中で、資産割の廃止の場合、その補填はどうなるかという質問がある方がありました。そのときの答えとして、基金から補填するよというようなことをおっしゃったように聞いているんです。もし、そういうことならば、今回の私が今日お願いしておりますが、子どもの均等割約200万円ぐらいの話ですけれども、こちらのほうも基金からの補填ということもぜひ考えてもらっていいんじゃないかというふうに思

います。

そして、この基金との関係では、以前の答弁で、国保会計の基金については、村民全体のものとある。だから、子どもだけにはできないよという答弁もあったように思っています。ただ、それを考えると、この高山村の中に、基金の取り崩しに子どものために取り崩しちゃいけないよということを行う村民は、私としてはいないのではないかというふうにも思います。ですので、改めて村長にその基金の取り崩しという問題も含めながら、改めて子どもの均等割の廃止というか減額をぜひ決断をお願いしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

再々質問でありますけれども、いわゆる長野県がどちらかという主体的にやっている国民健康保険の統一方針、これで77市町村が今までの4方式から3方式。もう既に3方式になっている自治体もあるかと思っておりますけれども、なるべく早く3方式にということで資産割を廃止させていただき、そして議会の皆さんにも御了承をいただいたわけで、そして、それとは別に、子どもの均等割につきましては、これまた別の観点になるかと思っております。そういった点では、議員、200万ぐらいと、今金額的なお話もされましたけれども、先ほどやはり保険者として、当然給付を受けるわけですから、それに対して対応する、保険料を納めるということは当然あるわけだと思っておりますので、その辺については、先ほど申し上げましたように、自治体独自で廃止するとかそういうことはなかなかできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。これから本休憩とします。

会議は午後1時から再開します。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

———4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

通告に従いまして小水力発電の事業化促進についてお尋ねします。

第六次高山村総合計画の基本構想を踏まえ、令和2年から令和11年のおよそ10年後の高山村の望ましい村土の在り方を示した高山村国土利用計画が発表されています。

村土の利用区分別の基本方向で、「水面、河川、水路の有効利用については、堰堤や農業用水を活用した小水力発電の事業化を促進する」とあります。小水力発電は、落差と流量がある河川や砂防ダム、また農業用水など有効に活用することができるものとされています。

また、基本構想では、豊かな自然と共生する村として、本村の貴重な地域資源である森林の保全を図るとともに、気候エネルギー自治を目指し、再生可能エネルギーの地産地消による循環型社会の形成に向けた取組を推進するとしています。また、注釈として、気候エネルギー自治とは、「エネルギーの地産地消、温室効果ガスの大幅削減、気候変動などを地域の課題として捉え、地域の方針を決め取り組んでいくこと」とあります。

自然エネルギーは、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電、バイナリー発電、地熱発電、風力発電などありますが、本村の貴重な地域資源を有効に活用でき、今後取り組めるものは何か、地域で考え方向を決める時期にあるのではないのでしょうか。

小水力発電の事業化は、他の地域の導入事例を見ても、その売電料金によって村に大きな収益をもたらすことが可能であり、自主財源を確保して再生可能エネルギーの補助金や子育て支援の給付金、また高校就学支援金など手厚い施策の財源としても活用できるものと思います。

現在、本村には、松川の砂防ダムの堰堤落差を利用した小水力発電所高井発電所が2015年10月に運転開始されています。最大出力は420kWで年間発生電力量は約270万kWh、一般家庭約750軒分に相当する小水力発電としては大変出力の大きなものです。発生した電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき、全量を売電されていると思います。

この発電事業は、建設資金と技術者を提供した株式会社工営エナジーが事業者であります。高山村は、運転維持管理をするために設立した長野水力株式会社に2%の100万円を出資しており、村は施設用地の賃借料と固定資産税のほか、利益が出た場合は配当金を得るとなっています。

この当時の事業導入の過程は分かりませんが、松川に架かる高井橋の下の砂防ダムの堰堤落差を利用した箇所は、松川の中では最適な場所だったと思います。この実績を参考に、今後は同様の小水力発電を高山村が事業主体となり、自然エネルギー活用と自主財源確保のため、事業化に積極的に取り組んでいくことを求めたいと思います。

そこで、次の質問を含めて、将来を見据えた本村の資源活用の考えと取組についてその方針をお聞かせください。

まず、2015年から小水力発電事業を開始した高井発電所の効果の検証はどうであったか。また、村の収益はどのようになっているかお聞かせください。

次に、令和4年1月、高山村地域再エネ導入戦略に掲げてある地域の再エネから生まれたエネルギー代金を地域内で循環させる官民連携の再エネ導入モデルの検討はなされているのでしょうか。そこには、地域の再エネ電源を地域内で確実に還元するためには、地元企業、村民、行政が出資をして、地域内での再エネ電源の普及を目的としたエネルギー会社の設立が重要であるとしています。

再エネ導入ビジネスの概略図も載せてあります。この導入モデルは、地産地消の新たな提案であり、事業化に向けても実現の高いものであると私はと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

次に、23年度令和5年度の長野県の新規事業の1つ、地域内の消費電力を再生可能エネルギーで賄う。エネルギーの自立地域を目指す市町村を財政支援する事業が発表されています。23年度は、市町村による計画づくりを促し、認定された地域に1市町村当たり5年間で最大1億円の補助も検討し、県内に適地が多い小水力発電の普及に向け、市町村や地域と連携して候補地調整など計画段階から支えるとなっています。本村も、小水力発電事業の候補地として県と計画づくりに取り組む考えはあるかお聞きします。

以上の質問を含めて、本村の地域資源の活用と再生可能エネルギーの地産地消の施策についてお尋ねします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

小水力発電の事業化についてお答えいたします。

平成10年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、その区域の自然的社会条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を推進する」としております。

こうした制度を背景に、近年、急速に脱炭素社会の実現に向けた取組の機運が高まっており、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティが増えつつあり、本年1月31日時点では、全国で約半分に当たる831自治体が表明しており、本村におきましても、令和4年2月に長野地域振興局管内の自治体とともに、2050年ゼロカーボン宣言を共同表明いたしました。

また、本村における地域再エネ導入を積極的かつ計画的に進めるため、令和4年3月に高山村地域再エネ導入戦略を策定しておりますが、その際行った高山村の再生可能エネルギーのポテンシャル調査によりますと、太陽光発電のポテンシャルが最も高く、また豊富な森林資源により木質バイオマス発電に対する期待も高い地域であると報告されております。

そこで、まず初めに、高井発電所の効果の検証及び村の収益についてのお尋ねではありますが、平成27年10月から運転を開始した高井発電所は、松川にある高井砂防堰堤の大きな落差を利用して発電する小水力発電所で、最大出力は420kW、年間発電量は約270万kWhの能力を有しております。

この発電施設の建設に当たっては、村有地を建設用地として有償で貸与し、運営法人に対して村も一部出資しておりましたが、運営法人の系列会社が一括して水力発電所を管理運営することとされたため、村が購入した株式は、平成29年9月に売却しております。

また、高井発電所が設置されたことによる村への収益につきましては、固定資産税や法人住民税

及び土地貸付料でこれまで7年間余りで約4,800万円余りの収入となっております。

次に、官民連携の再エネ導入モデルの検討についてであります。官民連携の再エネ導入モデルにつきましては、地元企業、村民及び行政がそれぞれ出資し、地域での再エネ電源の普及促進を目的としたエネルギー会社を設立するもので、発電した電気を地域内で供給することでエネルギー代金をその地域で循環し、地域活性化の促進につなげるというもので、高山村地域再エネ導入戦略の策定に当たり、脱炭素化に向けたビジネスモデルの1つとして検討の必要性を示したものであります。

したがって、今後、村では、この官民連携の再エネ導入モデルを含め、様々な角度から本村に合った脱炭素化に資する方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、長野県のエネルギー自立地域を目指す市町村を支援する事業に小水力発電の候補地として県と計画づくりに取り組む考えはあるかとお尋ねですが、長野県の令和5年度の当初予算案に示されているエネルギー自立地域創出支援事業につきましては、エネルギー自立地域創出を目指す市町村の再生可能エネルギーの導入や省エネ等の各種取組をゼロカーボン社会創出プラットフォームと連携し、総合的に支援する事業とされておりますが、これは令和5年度における新規事業であり、まだ事業の具体的な詳細が示されていないことなどから、現在のところまだ検討はしておりません。

しかしながら、今後、詳細な情報が提供された時点で、本村においてこの事業を活用すべきかどうかなどを慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域資源の活用と再生可能エネルギーの地産地消施策についてのお尋ねですが、先ほども申し上げたとおり、高山村地域再エネ導入戦略において、高山村が持つ高いポテンシャルのエネルギーを再生可能エネルギーの生産に活用することは、脱炭素化に向けて大変重要なことであると同時に、エネルギーの地産地消は、最終的に各自治体が目指すべき理想の姿であると考えております。

しかしながら、すぐに村が主導して発電所等を設置することは、財政面からもハードルが高く、現実的ではないものと考えております。

一方、国では、昨年4月から電力の固定価格買取制度、いわゆるFITにおいて、新たに地熱中水力及びバイオマスによる発電事業を計画するに当たっては、発電所の所在市町村において、災害時を含む電気の供給を事業者と取り決めするなどの地域活用要件を義務づけております。

そうした中、現在、新たに民間事業者から樋沢川における小水力発電や木質バイオマス発電の計画の申出をいただいております。村といたしましては、地域活用要件を検討しながら、まずは民間事業者により事業を進めていただいたほうがよいのではないかと考えております。

したがって、高山村の持つ再生可能エネルギーの高いポテンシャルを最大限活用し、2050年までにゼロカーボンの達成ができるよう、村民の皆様の御協力や民間事業者のお力添えをいただき

ながら、脱炭素化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

新しく樋沢川への小水力発電、民間のですか、そういう計画もあると。それから、間伐材を利用した木質系のバイオマス発電の計画もあるというようなことで、そういう計画が具体化してくるということは大変喜ばしいと思います。

それから、高山村の中の発電のポテンシャルというお話がありまして、現在実施されています新規設置の住宅用太陽光発電と蓄電池の設備への補助金制度は、やはり継続して広く進めていくべきだと思います。ただし、新築住宅への設置が今主だと、大体はそう思います。ですので、その広がりや速度といいますか、それはそんなに速くはなくて、確かにポテンシャルは広いんですが、広がりや速度は遅いところだと思います。

それで、またその住宅用太陽光等設置後20年前後には、機器の性能劣化が進んできます。当然、入れ替えの費用、多大なものが必要となってきます。また、そういうときにも入れ替えの補助金等のまたそれも、また村としてのそういうものも必要ではないかとそういう声も出てくるのは当然だというふうに思います。

高山村にある自然エネルギーの活用は、今言いました電気使用量の軽減を目的とした住宅用発電や売電事業目的で空き地とか原野に立っている野立てのソーラー発電、また防災拠点としている役場庁舎の電源確保のための太陽光発電と蓄電設備、それから学校等に設置されている太陽光発電、そういう太陽光発電設備があります。

あとほかには、2014年4月から七味温泉ホテルが導入しています。自噴温泉を利用した県内初のバイナリー発電があり、これは公表されているところですが、設置費用は3,000万円、出力20kW、小さいですが、全量売電して最大年間750万円の収益を見込んだものと、そういうことで発表されています。

さきの話にありました松川の小水力発電。高井発電所は、言いましたように年間270万kwhで、稼働率にもよりますが、およそ年間売電収入は推定で6,000万円から8,000万円ぐらいは売電ができるというふうに思います。

先ほど、まずは民間からというようなお話でしたが、ぜひ高山村も、ほかにもこの近隣自治体が事業者となっている水力発電は、大小含めて数多くあります。木島平の馬曲川にあります木島平発電ですか、それとか栄村、それから須坂市の米子発電だとか、そういうものが事業所なりその地域の事業によって設備、売電をしております。全国の事例を見ても、非常に設置費用からその改修、そしてその後の売電収益、それも非常に自主財源として村には活用できるものであると私は思いま

す。

小水力発電は、やはり昼夜稼働しておりまして、天候にあまり左右されることはない。水量は減らずにまた川に戻せる。農業用水には影響はありません。しかし、今はまだ水利権等いろいろ課題があるかとは思いますが、それもこの間の阿部知事も対話集会の中でもやはり少し話が出ていました。そういう小水力発電もそういう規制緩和はこれから進んでくるものと思います。

やはり小水力発電の事業化により、その売電収入を基金とし、村営住宅建設や再生可能エネルギーへのまた追加の補助金、それから先ほど言いましたが子育て支援など、様々な財源に充当するということができ、村内に還元できるものというふうに思います。やはり自主財源を確保して、人口減少でも持続可能な村づくりができる、そのような原資とできるものであると思います。もう一度、ちょっとその辺から御答弁をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員さんから再質問いただきましたとおり、自主財源を確保するという面から大変有効な事業ということを考えております。

そういった中で、先ほども説明させていただきましたとおり、現在、民間事業者の小水力発電の計画が2社ほどからお話ございまして、その2社とも、正直申し上げて場所的にはやりやすい場所ということではぼダブっているんですよ。そういった中で、2社同時にやっていただくということはなかなか難しいと。いずれにしても、県の一級河川でございますので、県の許可となりますので、その辺は私どもの許可権限じゃないものですから、何ともいえないんですけども、いずれにしても、そういった中で民間事業者が今進めていると。一番適した場所に進めていると。

そういった中で、村としまして、じゃそのほかにどういった場所でできるのかという場所の検討もございまして、なかなかそこより奥地へ行った場合、冬場の管理等の問題もございまして、一番はやはり建設と維持管理の問題が出てくるかなということを考えておりまして、今現在、考えておりますのは、先ほども申し上げましたとおり、とりあえずは民間で始めていただく中で、先ほど説明させていただきましたとおり、地域貢献、とにかく今やるようにされておりますので、災害時には村へ電力を供給していただけるという約束の下に、そういった民間の発電所を設置していただけるという形で進めておりますので、まずはそういった方向で進めいただきながら、今後、村としてどういったことができるのか、最終的には、先ほど申し上げましたとおり、理想の姿である地産地消を目指すべき、村でそういった形を作って村内で電気を全て使うという形が理想かなと思っておりますけれども、それには大規模な金額になってきますので、そこまではまだちょっと難しいなと思いつつながら、議員さんの再質問にありました小水力、売電である程度の財源を確保する、そういった面

も1つの有効な策とは考えておりますので、それにつきましては、今後十分検討させていただくということでもよろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

次世代のために、やはり今から投資をしていくという視点、大事かと思えます。高山村の将来を見据えての施策ということで、ぜひまたそういうことを検討していただきたいと思います。「小水力発電が地域を救う」そのような本も出ております。たくさん出ております。その辺もやはり考えていただいて、今から投資ということもぜひお願いしたいということで2番目の質問に入ります。

子育て若者住宅の建設についてであります。

今年度予算を見ますと、国や県、全国の多くの市町村が少子化対策、人口減少対策として、子育て支援の充実や雇用の場の創出、また移住・定住の支援策の拡大に取り組んでいます。どの地域にとっても、少子化や担い手不足、人口減少問題は深刻な問題であります。

私は、昨年3月議会と前回の12月議会一般質問でも、過疎地の若者世帯の増加策としての宅地造成や地域の空き家を有効活用して移住者向けの賃貸住宅が増やせないかなど、主に地域を活性化させるための住宅整備について質問してきました。

進学や就職などで一旦村外に出られた方が、またふるさとに戻って生活したい方や高山村で新たに農業や事業を始めたい方、また豊かな自然や子育て環境に魅力を抱き移住を希望される方などのU・I・Jターンを活発に受け入れるための住宅整備が求められていると思います。

若者の活気あふれる村づくりを目指し、特に、子育て世代の移住・定住を目的に、健康や環境にもやさしい特色のある子育て若者住宅を建設することなど、魅力ある住環境を提供することが必要ではないかと思えます。子育て家族が使いやすい設計が施され、また地元産材をふんだんに使った高山村ならではの家、そのような村営住宅が1棟ずつでも建設できれば、さらに強くアピールできるものと思えます。

また、各地区の高齢化による若い世帯の減少は著しく、隣組の構成や区の運営も危ぶまれています。そんな地区の若返り化を図るため、地区に点在する空き地や空き家の有効活用も含め、子育て若者世帯向けの住宅整備を望みます。

そこで、子育て家族が使いやすく自然環境に合った特色のある村営住宅、戸建ての賃貸住宅の建設が望まれます。現在の村営住宅は、旧山田保育園跡地を中心とした中山地区に34棟36戸、また高井地区は二ツ石、荒井原、各2戸の計4戸、合計で40戸の村営賃貸住宅が整備されており、子育て世帯も含めて若い世帯も多く入居されているものと思えます。そこから、村内の各地区に住居を構えていただけるよう、定住につながる住宅建設への支援策も重要となってきます。

今後の村営住宅建設について、どのような計画があるか、どのような方針があるか、そのことに

ついてお聞かせください。

次に、新たに空き家の借上活用事業を導入して、借り受けた空き家を生きて若者世帯が暮らしやすいように改修して、魅力ある移住者向けの賃貸住宅として提供することができればと思っていました。令和5年度来年度予算案、主要施策の拡大事業として、空き家借上事業が盛り込まれています。それはどのような事業計画なのか、その内容をお聞かせください。

次に、住宅団地の造成計画で、用地の選定を進めているとの村長答弁がありました。地域の活性化につなげるためには、大規模でなくても小規模な造成を各地に分散して建設することが有効と思います。今年度はどのような住宅団地の造成を計画しているのでしょうか。

以上の質問も含めて、地区の活性化と生きて若者世帯の増加を目的とした住宅施策についてお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

生きて若者住宅の建設についてお答えいたします。

村では、若者世帯の増加策の1つとして、移住・定住を促進するため、平成12年度に若者定住促進住宅の整備を始め、平成19年度からは村内外の生きて世代の皆さんやU・J・Iターンによる皆さんを受け入れるための地域優良賃貸住宅の整備を進め、平成26年度からは、Iターンなどによる新規就農者を対象とした新規就農者住宅の整備を行い、これまでに38棟40戸の村営住宅を整備してまいりました。

そこで、まず初めに、生きて家族向けの戸建て村営住宅の建設についてのお尋ねでございますが、生きて家族向けの住宅の必要性は高いものと認識しており、若者を対象とした住宅団地として検討してまいりましたが、用地の確保までに至っていないのが実情であります。

これまでの検討過程の中で、造成地内に村営住宅の建設も必要ではないかと考えておりましたので、今後、検討を進めていく中で計画をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家借上活用事業の導入についてのお尋ねでございますが、村では、令和5年度の重点事業として、空き家活用賃貸住宅設置事業を実施することとしております。この事業は、移住希望者の多くが賃貸物件を希望する一方で、村内に民間の賃貸住宅が少ないことから、村が空き家を10年間無償で借り上げ、改修工事を行った上で、村営住宅として転貸するものであります。

この事業は、移住希望者にとりましては、戸建ての住宅を購入するより、まずは初期費用の負担が少ない賃貸の住宅で村内での生活を送ることができるメリットがあり、空き家所有者にとりましては、家賃収入は見込めないものの、村の費用負担により住宅が改修され、定期賃貸契約により10年後には確実に契約を終了させることができるメリットがあると考えております。

また、村にとりましても、今年度、高山村空き家等対策計画を策定したことにより、国の空き家対策総合支援事業の補助制度を活用できることから、空き家の解消と合わせ、移住希望者からの要望の多い賃貸物件を設置することができるため、家賃収入を見込むと村の負担が少なくて済むメリットがあります。

なお、借り上げる空き家の選定につきましては、できるだけ昭和56年以降に建設されました耐震基準を満たしている物件を活用し、改修費用を低減できる空き家を選定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、各地区に分散して小規模な若者住宅団地の建設をしてはどうかのお尋ねでございますが、宅地造成を計画する場合には、区画数にもよりますが、ある程度まとまった用地の確保が必要となり、農用地の農業振興地域の除外や農地転用の手続ができる適地が存在するか、また需要の見込める場所であるかなどを考慮する必要があり、現在も継続して慎重に候補地の選定など検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

最後に、地区の活性化と子育て若者世帯の増加のための住宅施策についてのお尋ねでございますが、子育てをする若者世代の皆さんに移住していただくことは大変重要であると考えております。そのためには、若者世帯が住みやすい住宅施策が必要ではないかと考えておりますので、今後も若者世代の御要望をお聞きしながら、よりよい住宅施策に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問でお願いいたします。

初めに言いましたけれども、どの市町村でも子育て支援の拡大と移住・定住の拡大策など、同じような施策で競争と今はなっている感じがします。その中で、高山村ならではの手厚い魅力ある施策がより強くアピールできるものとなると思います。

まず、村営住宅については、今は基金を積み立てているようなそんな時期だと私は考えています。しかし、早い時期に1棟でも若者子育て住宅の建設を進めていただきたい。

それから、入退去時の室内改装や設備機器の更新などでは、これ私希望ですが、新婚家庭が住みたくなるような家、そのようなコンセプトにした整備をぜひお願いしていきたいというふうに思います。やはり、話題性というところでアピール度が強くなると思います。

空き家対策では、定住支援室の設置で対応の一本化が図られ、セミナー開催や空き家バンクの流通の増加、またホームページの充実やサイトの関連性の強化など、積極的な取組が大変評価できると私は思います。

このたびの空き家借上事業の導入は、初期投資は大きく、また対象物件の認定など困難もあると

はと思いますが、空き家活用の今後のモデルとなる事業で注目されています。話題性もあり、希望ある事業として大いに期待するものであります。課の皆さん、それぞれのお考えがあろうと思います。思い切って思うところの施策を進めていただきたい、そのように思います。

今後の宅地造成や空き家の維持管理などは、やはり地区の活性化のために、区長さんや地区の役員さん、それから様々な団体の皆さん、高齢者の団体の皆さん、子育ての皆さん、そのような皆さん方との連携や協力が不可欠であると思います。地区の実情を吸い上げて、理解して、これからの施策を講じていくべきと、またそのようにしていただきたいというふうに思います。再度御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

幾つか再質問をいただきました。その中で、まず1つ目として、高山村ならではと、こういうことを一刻も早くというお話がありました。前にも議員お尋ねのときに答弁させていただいたと思いますけれども、今現在、須坂市で大きな施設を設備しております。そして、そこには、当然、多くの就業する方がいます。そういう方のためにも早くということで御質問し、またそれに答弁させてもらったと記憶しておりますけれども、そういったことも含めて、この地域ならではということで早急にまた検討してまいりたいと。

次に、新婚家庭の皆さんということで、魅力あるということでの再質問ですけれども、それぞれの入られる皆さんがそれぞれの希望があると思いますけれども、1つには、やはり都会から来られたというのは、高山村の魅力としては、やはり自然とともに風景も非常にどちらかという自慢できる、そういう地ではないかなということで、そういうふうなものも十分満喫できる、そういうふうな住宅を考えていかなければなというふうに思っておりますので、利用者の皆さんを含め、また検討してまいりたい。

そして、3つ目としては、空き家対策ということで、地域の連携を強めるという質問がありましたけれども、どこも空き家等を利活用するにおいては、いろいろなお話もお聞きするわけですが、入られた皆さんがやはり地域になじんでいただける、こういうことがやはり必要でありますので、そういった点では、どちらかという、よく来ていただきましたとか、そういうふうな地域の皆さんとの連携を強めていく、あるいはその中でリーダーとしてこの地域で皆さんと共に生活できる、そういうふうな空気を作っていきたい、こんなことをまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で梨本 進議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時44分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月8日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 滝 澤 聖

署 名 議 員 梨 本 進

署 名 議 員 沖 島 祥 介

令和5年第1回高山村議会3月定例会会議録（第4号）

令和5年3月17日（金曜日）

議 事 日 程

- 日程第1 議案第4号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第5号 村税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第6号 高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第7号 高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第8号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第9号 高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 辺地に係る総合整備計画について
- 日程第9 議案第12号 高山村道路線の認定について
- 日程第10 議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算
- 日程第16 議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算
- 日程第19 議案第22号 令和4年度（令和3年度繰越明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業中山地区用排水路改修工事（2工区）変更請負契約について
- 日程第20 議案第23号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第24号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第25号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第26号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第24 議案第27号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第28号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第4号）
日程第26 議案第29号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第30号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第31号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第3号）
日程第29 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
追加日程第1 発議第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
日程第30 閉会中の継続調査の申出について
日程第31 議員派遣について
-

本日の会議に付議した事件

- 1 議案第4号～議案第31号
 - 2 陳情第1号
 - 3 発議第1号
 - 4 閉会中の継続調査の申出について
 - 5 議員派遣について
-

出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員 |
| 9番 松 本 茂 議員 | 10番 山 寄 秀 治 議員 |
| 11番 柴 田 弘 男 議員 | 12番 西 原 澄 夫 議員 |
-

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 村 長 内 山 信 行 | 副 村 長 藤 沢 敏 和 |
| 教 育 長 澁 谷 茂 夫 | 総 務 課 長 宮 川 裕 明 |
| 住民税務課長
(会計管理者) 西 原 一 美 | 健康福祉課長 堀 一 生 |

産業振興課長 小 淵 義 彦

建設水道課長 荒 井 孝 浩
(定住支援室長)

教育次長 山 崎 久 志
(人権推進室長)

事務局出席職員

事務局長 山 崎 賢 一 書 記 槇 田 和 子

午後 1 時 30 分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

広報担当職員による写真撮影を、会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第 4 号

）

日程第 9 議案第12号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第 1 議案第 4 号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から日程第 9 議案第12号 高山村道路線の認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

議案第 4 号から議案第10号までの 7 件について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第 4 号から議案第10号までの 7 件であります。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る3月14日午前10時55分より、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第4号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、特段質疑がなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 村税条例の一部を改正する条例については、休憩中に、本村の応能・応益の負担割合の現状と、いつまでに長野県が目指す負担割合に近づけるのかなどの質疑が行われましたが、討論を省略して採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例並びに議案第10号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、特段質疑がなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件7件についての審査の経過及び結果の報告いたします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

これから議案第4号について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号 高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

議案第5号 村税条例の一部を改正する条例について反対討論します。

この条例改正は、応能割の1つである資産割を廃止し、応能割と応益割の負担割合について、結果的に応益割の比率を高めるというものです。

日本の公的医療制度では、会社員、公務員とその扶養家族は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者健康保険に加入し、医療を受けます。75歳以上の高齢者と65歳から74歳の障がい者は、後期高齢者医療制度となります。国保は、これらの制度に入らない全ての国民のための医療制度です。現役世代は健保に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入することになります。国保は、誰もが一度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を支える制度と言え、全国では2,600万人が加入しています。

この国保料、国保税が高く、支払い能力を超えていることが大問題なのです。

健保非適用の職場に努める給与年収400万円の夫と無職の妻に小学生の子どもが2人いる4人世帯の場合、札幌、あるいは東京新宿区、大阪市、福岡市、これらを例にとると38万円から45万円の保険税、保険料となります。同じ世帯が協会けんぽに加入した場合は、保険料は労使折半となって、本人負担は19万円から20万円台です。同じ年収、家族構成の世帯が、加入する医療保険が違っただけで負担が2倍前後違うというのは、制度間の格差、不公平と言えるのではないのでしょうか。

なぜ、国保税が高くなっているのか。その要因は、国の予算削減と加入者の貧困化、高齢化、重症化と言われます。

今の国保制度がスタートしたのは1961年、社会保障審議会は相当額の国庫負担を投入し、保険料

を低く抑える必要があるという立場を明確に打ち出していました。ところが、1984年、国保への定率国庫負担を、総医療費の45%から総医療費の38.5%に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきています。

そして、加入者の中心が農家、自営業者から、無職、非正規労働者に変化していることがあります。1965年には、農林水産業が42.1%、自営業が25.4%、合わせて7割でした。2020年度は、無職が43.5%、被用者が33.2%、合わせて80%弱、農林水産業は2.3%です。

こうした中で平均所得は、1990年の240万円から2020年は136万円となって、この30年間に後期高齢者医療制度で、国保から低年金、低所得の高齢者が大量に抜けるというように制度が変わったにもかかわらず、平均所得が減り続けている事実には貧困化の深刻さが表れているのです。また、多数が年金生活の高齢者となることで、医療給付費は年々増加しているのです。

こうした下で、平均所得が100万円減る中で、保険料は1人当たり6万2,000円から9万6,000円へと1.5倍に跳ね上がっているのです。

2014年、国保の都道府県化が議論される中で、全国知事会など地方団体が、加入者の所得の低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは構造問題であるとし、1兆円の公費負担を行うよう要望しています。地方団体から追及を受けた政府は、国保に構造問題があることを認めざるを得なくなりましたが、その打開、解決を求めることには応えないまま、国保の都道府県化を決めたのでした。

この国保の都道府県化の最大の狙いは、市町村が行う一般会計からの法定外繰入れをやめさせることでした。都道府県化が行われた当時の法定外繰入れは、全国で総額3,500億円前後でした。国は国保の都道府県化に際し、3,400億円の公費を投入することにしましたが、その後、1,700億円を保険者努力支援制度という新しい仕組みにし、自治体に国が求めるとおりの国保行政を行わせるための兵糧攻めの仕組みにしたのです。

国保の都道府県化により、長野県では国保の中期的改革方針を打ち出し、令和9年までに応益割の水準の平準化というものを打ち出しています。そこでは、応能割と応益割の割合を51対49にしると。本村は、今現在、59.6対40.4、この是正を求められることになりました。

今回の改正は、資産割を廃止するというものですが、資産割、そのものに問題がないとは言いません。資産があっても、その時点で収入が多いとは限りませんから問題を抱えてはいますが、今回の改正により、当面、実質の負担増はありませんが、応益割の比率は高まります。この先、応能割と応益割の比率を県が求めるものにしていくためには、平等割、均等割を引き上げるか、所得割を引き下げるかになると思われます。所得割を引き下げると、国保税総額の確保に苦慮することになると思いますので、結局、平等割、均等割を引き上げることになり、所得の低い世帯には2割、5割、7割の減免はありますが、それでも所得の低い層の負担が重くなってしまいます。

予算委員会の総括質疑で、税などは、収入、能力に応じた負担が適切でないかと問いましたが、

その答弁で、国保税は税ということだが、料と言えるものだという旨の答弁がありました。しかし、国保を税とするか料とするかは、根拠となる法令、額の改定方法、滞納した場合の時効年数に違いがあるものの、基本的な仕組みは同じです。収入、能力に応じた負担にすることが筋だということを強調するものです。

高過ぎる国保税を引き下げするためには、全国知事会などの提言を土台に、1兆円の公費負担を行うことで協会けんぽ並みの保険料に引き下げることができます。1兆円の公費投入ができれば、保険者の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を全廃することができます。この改革とともに、生活困窮者の国保税を免除する国の制度をつくる、滞納者からの問答無用の保険証取上げをやめる、自治体独自の負担軽減の取組を維持、拡充することが必要です。

支払い能力の考慮なしに無収入者にも負担を求め、家族が増えれば機械的に負担を増やす応益割の比率を高めることに改めて反対することを表明し、反対討論とします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております議案第5号 村税条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

全ての国民が、公的な医療保険制度に加入して、いつでも必要な医療を受けることのできる国民皆保険制度の下、本村の国民健康保険は、村民の健康維持・増進と医療の確保のため重要な役割を担ってきており、今後も堅持していかなくてはなりません。

このため今回の条例改正は、課税限度額を引き上げることで、以前より高所得者層にとっては多くの負担となりますが、一方で軽減判定所得を引き上げることにより、低所得者層や中間所得者層に配慮した内容となっております。

また、国民健康保険の賦課方式の1つである資産割については、被保険者の職業構成が自営業中心であったものが、現在は年金受給者が多くを占めるようになり、必ずしも資産状況が被保険者の負担能力と直結していない状況から、県が策定した長野県国民健康保険運営方針に沿って資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式に見直すものであります。

なお、今後、令和9年度までに、国保税については医療給付費の推移を見ながら、県の示す応益分と応益分の負担割合を49対51に近づけていく検討がなされていくものと思います。

このようなことから、今後、被保険者が負担する保険料の激変緩和への考慮や、国保の事業基金などを有効に活用するなどして、引き続き健全な国保運営に努めていただくことを要望するとともに、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議 長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第5号 村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手9人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第6号 高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号 高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号 高山村地球にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号 辺地に係る総合整備計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号 高山村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

}

日程第18 議案第21号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第10 議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算から日程第18 議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

議案第13号から議案第21号までの9件について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております令和5年度予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算から議案第21号 令和5年度上水道事業会計予算までの9件です。

審査の経過並びに結果の報告を行います。

委員会は、去る3月2日、11名の委員による令和5年度予算審査特別委員会を設置し、委員長に、私、黒岩清道、副委員長に梨本進議員を選出し、3月9日から14日までの4日間にわたり、慎重に審査を行いました。

所管の職員による説明に対して、各委員から質疑、意見、要望があり、その主なものを所管別に申し上げます。

初めに、総務課から申し上げます。

公共施設再エネ設備整備事業について、屋根に設置する太陽光パネルの積雪対応は施されているのかという質疑に対し、豪雪地帯用の設計による対応とするとの答弁がありました。

災害備蓄品に生理用品はあるのか。期限切れの取扱いはどのようになっているのかとの質疑があり、生理用品は備蓄しています。非常食などの保存期間は10年前後ですが、早めに更新している。期限間近の品は、配布を含め検討したいとの答弁がありました。

次に、議会事務局及び監査委員事務局について申し上げます。

議会報告会を実施するとのことだが、集落センターなどの施設を借り上げる費用を計上しているのかとの質疑があり、前もって区長等に相談して、各地区の公共施設を借りることを考えているとの答弁がありました。

次に、住民税務課について申し上げます。

乳幼児おむつ購入助成事業の助成方法は、おむつ券の発行か現金支給によるものか。また、村内店舗は利用できるのかとの質疑があり、おむつを購入した領収書に合わせて助成形態を考えているとの答弁がありました。併せて、手続を簡単にとの要望もありました。

次に、マイナンバーでのコンビニ交付の利用状況はどのようになっているのかとの質疑があり、2月末まで852件、月当たり200件程度の答弁がありました。

次に、新しくした山田神社公衆トイレの夜間照明が明る過ぎるのではないか。また、感知式照明などにしたらどうかとの意見があり、LEDライトにしてあり、防犯面に配慮しているとの答弁をいただきました。

続いて、健康福祉課について申し上げます。

保健福祉総合センターのバス停を利用される学生が、既にバスが出た後も待っていることがあるので、時刻が分かるように時計を設置する考えはとの質疑があり、人目につくところに時計を設置することを検討したいとの答弁がありました。

次に、糖尿病等発症予防・重症化予防対策事業での取組とその成果についての質疑があり、保健指導等により、県下最下位から中ほどに改善しているとの答弁がありました。

次に、YOU游ランド屋内ゲートボール場の床面工事を延期しているが、今後の工事予定はとの質問があり、関係者との協議により、工事は令和5年度に行うとの答弁がありました。

次に、産業振興課について申し上げます。

松川沿いに恒久電柵の設置を望む声をいただいているが、恒久電柵の設置についてどのように考えているのかとの質疑があり、松川沿いの区長及び地区の方々とは恒久電柵の設置について相談していきたいとの答弁をいただきました。

次に、観光振興の地域おこし協力隊は、国からの補助金はあるのかとの質疑があり、期間延長になる見込みであり、交付税措置の対応になるとの答弁がありました。

次に、にぎわいの場創出事業において、休憩施設建設に当たり、建築系の学生を取り入れた産学官事業との連携はできないのかとの質疑があり、休憩施設は野沢温泉にある施設をモデルとしており、建築系の学生を取り入れるのは今すぐにはできないとの答弁がありました。

続いて、建設水道課について申し上げます。

なかひら土捨て場の整備工事後の管理はどうされるのかとの質疑があり、管理については、中山活性化委員会に委託する予定でいますとの答弁がありました。

次に、防犯街路灯設置工事の予算に新設を計上しているが、工事を予定している箇所の選定はど

のようにしているのかとの質疑があり、地区振興計画からの要望により選定しているとの答弁がありました。

また、村内の除雪において、高齢者や生活弱者への対応はどのようにされているのかとの質疑があり、地区の民生委員と福祉係に対応をお願いしているとの答弁がありました。

続いて、教育委員会ですが、村の語学指導に来ていただいているALTについて、現在の契約期間、また、欠員が生じた場合の取決め等はどのようになっているのかとの質疑があり、例年8月から翌年7月までの1年間とし、延長の場合は最長4年間まで、欠員が生じた場合は、補充について長野県国際課や委託業者と調整することとしているとの答弁がありました。

中学生の部活の地域移行について、これからどのような取組をしていくのかとの質疑があり、保護者の意見を聞き、地域や関係団体と協議を重ね、中体連などと連携しながら見極めていきたいとの答弁がありました。

高校生への定期券補助について、利用者が少ないが、対象家庭や対象前の家庭へのアンケート調査を実施してはとの意見があり、村内高校生の通学している高校は把握していないが、バス時間が合わないなどの理由が分かるかもしれないので、定期券補助に関わる調査について検討していきたいとの答弁がありました。

続いて総括質疑ですが、令和5年度一般会計予算について、山寄秀治委員から2つの質問がありました。

1問目、にぎわいの場創出事業について、村政運営方針での公約はどのような意図があるのか。ハイキングコースの決め方、また起爆剤となって発展が見込めるのかとの質疑があり、村政運営方針での公約は、特別な意図はなく、ハイキングコースは、にぎわいの場構想において、令和3年2月の広報に掲載し、自然を生かすことや経費のかからないものなど様々な御意見をいただき、これを踏まえ、山田牧場の皆さんと検討を重ねてきた中で、山田牧場観光協会の皆さんがアンケート調査を実施して、2番目に多かった意見がハイキングコースでありました。コースの途中でビューポイントを設置するなどのほか、長期滞在ができるよう、地元の皆さんと協議しながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

2問目、学校給食の補助について、来年度は161円の補助以上のことはないのか、また、段階的な無料化の公約は反故にされてよろしいのかとの質疑があり、令和5年度において、限られた予算の中で子育て支援を総合的に進めるために、重要性、必要性を慎重に検討し、出産・子育て応援交付金事業を実施することとしていますので、令和5年度において給食費の無料化は難しいものと考えています。また、段階的な無料化については、今後もほかの支援策とバランスを考慮した上で、令和6年度の給食費の無料化に向けて検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、令和5年度国民健康保険特別会計予算について、山寄秀治委員から質疑があり、資産割を廃止することによって応益割の比率が高くなり、低収入世帯や家族が多い世帯など、負担が重くな

る。税などは、収入に応じて負担すべきではないかとの質疑があり、条例改正は、資産割のみの廃止であり、均等割、平等割の応益負担率については、現行どおりとさせていただいております。資産割の廃止により、現時点における応能・応益の負担割合は、長野県が目指す負担割合に近づいていない状況であります。このため、今後の医療給付費の推移を注視しながら、県下統一の方針に従い、国民健康保険会計の安定経営に努めてまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険制度は、応能・応益負担割合によって成り立っていますので、保険料の意味合いが強いので、税とは異なると考えておりますとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を省略し、挙手による採決を行いました。

その結果、議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算並びに議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算、および議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算、議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算並びに議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算の7件については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会の審査の中で、委員より提出された意見、要望など、十分尊重され、村民の安全・安心な暮らしや村政の発展のために反映されますことを、特に要望するものであります。

最後に、委員会の審査に際し、説明と答弁に当たられた職員の皆様に感謝をし、また、長時間の審査の中、活発な質疑、意見、要望等をいただきました委員の皆様にお礼申し上げます。

以上で、令和5年度予算審査特別委員会に付託されました9件の審査経過及び結果の報告といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

これから議案第13号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算についての反対討論を行います。

来年度の国の予算案は、年度内成立が確実のものとなっていますが、一般会計の総額が114兆3,812億円と過去最大で、前年度を6.3%上回る大規模なものです。過去10年間の予算の伸び率は平均1.777%、最も高い年でも3.8%でしたから、来年度の伸びは異例の伸び率となっています。

防衛関係費は、防衛力強化資金への繰入れ分も含めて、前年度より4.8兆円も増え、これは一般会計総額の増加額6.8兆円の7割に相当します。まさに、軍拡によって膨れ上がった予算案と言えるのです。

国の来年度予算の第一の、そして最大の特徴は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて、専守防衛を完全にながり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて、5年間で43兆円という大軍拡を進める初年度予算であり、戦争国家づくり元年予算と言うべきものと言えます。

第二に、軍拡のあおりを受けて暮らしの予算は削減され、41年ぶりの物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すためには全く程遠い予算だということです。

第三に、子育て予算倍増、1億円の壁の是正などの目玉政策が、軒並み看板倒れとなり、GX（グリーントランスフォーメーション）の名で原発回帰を進めるなど、岸田首相が掲げる新しい資本主義の正体がますます明らかになってきた予算だということです。

さて、2月7日に閣議決定された地方財政計画では、地方税や地方交付税などを合わせた一般財源総額は、交付団体ベースで62兆135億円と、0.2%増にとどまっています。全国の地方自治体の基金について見ますと、財政調整基金は19年度の7.5兆円が、20年度には7.3兆円に減少するものの、21年度には9兆円にと大幅に増えています。こうした基金を住民の福祉の向上に活用することが重要と考えるものです。

本村の令和5年度一般会計予算総額は45億1,900万円で、村民1人当たり70万円弱。地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とうたわれていますが、こうした方向に沿っているのかが問われてきます。

来年度予算では、私どもが求めてきました乳幼児のおむつ代の補助や、物価高騰対策の1つとしての水道料基本料金免除が、金額的に物足りなさを感じますが、盛り込まれたこと自体は評価するものです。また、学校給食費についても、完全無償化には程遠いものがありますが、物価高騰による影響分も含め、1食161円補助とされたこと自体は評価したいと思います。

幾つか問題点、あるいは改善すべきと考える点について述べます。

まず、子育て支援についてであります。

急速に進む少子化、そうした中で子どもさんを産み育てたいと願う皆さんが、安心してこの村で暮らせるように施策の充実が重要です。

そこで、まず学校給食費の完全無償化を求めるものです。既に繰り返し述べていますが、始まった当初は、規模の小さな自治体、町村が主でしたが、ここに来て、東京の区など大きな自治体にも

広がり始め、県内でも20を超える自治体に取り組んでいるのです。食育としての重要性、義務教育無償という原則に立って進んでいます。飯山市でも新市長となり、段階的に無償化をすることで、来年度は4割補助を行い、無償化に向けて前進を始めております。

村ではあと1,400万円ほどあれば無償化が実現できます。予算の僅か0.3%、基金も特定目的基金を含めて30億円を超えています。財源はあります。早期の実現を求めるものです。

また、子どもたちの医療費の無料化ですが、1レセプト500円の手数料負担をいまだに求めています。これは撤廃すべきです。給食費の件で飯山市を例にしましたが、この点でも飯山市は、6月から500円、撤廃します。本村でもこうした方向に進みませんか。

さらに、小中学校入学祝い金、今、1人1万円です。大幅な引上げを求めたいと思います。入学に際して保護者には大きな負担が求められます。村の祝い金は形だけ、やっているだけと言えるではありませんか。実態に見合うお祝い金で子どもさんや家族を応援するなど、様々な点で子育て支援を一層充実し、村民の皆さんに喜んでいただける村、多くの皆さんに選んでいただける村づくりを進めようではありませんか。

次に、マイナンバーカードについてです。

国があめとむちで強引に進めているとはいえ、無批判に追随することには反対です。現行の健康保険証を2024年に廃止して、マイナンバーカードに一体化する法案を、国が国会に提出し、成立を狙っております。任意であるカードの所持を、事実上、強制し、国民と医療機関に負担と混乱をもたらすものです。

法案は、関連する法律を一括して改定し、保険証をマイナンバーカードに一体化します。現行保険証を廃止した後は、カードを持たない被保険者に資格確認書を発行して、保険診療を受けられるようにするとしています。資格確認書を得るには本人の申請が必要で、有効期間は1年、更新手続きをしなければなりません。忘れてたり、病気などで手続きができなかったりすれば、保険料を払っていても保険診療を受けられなくなるおそれがあります。資格確認書を交付する事務負担も増加します。

医療機関には、被保険者の資格をオンラインで確認することが義務づけられます。現行保険証なら窓口で提示する形だけで済むのに、マイナンバーカードで保険資格を確認するために、医療機関がそのシステムを導入しなければなりません。全国保険医団体連合会の会員アンケートでは、65%が「保険証廃止に反対」、82%が「カードの利用に不慣れな患者への窓口対応が増加する」、74%が「システムの不具合時に診療継続が困難になる」と答えております。

マイナンバーカードを強制することは許されません。村政運営方針で、マイナンバーカードを利用したオンライン化など、きめ細かなサービスを提供としておりますが、もちろん利便性全てを否定するものではありませんが、今、必要なことは、あめとむちで強制することはやめようということではありませんか。地方自治体に対して、カードの交付率によって地方交付税の配分を差別する方針に対して異議を申し立てるべきではないですか。

次に、にぎわいの場構想についてです。

今回の山田牧場のハイキングコースの整備や休憩施設について、特に異議を唱えるものではありませんが、総括質疑で述べましたように、一抹の懸念を持っているということは申し上げておきます。そして、本来、にぎわいの場構想は、民間活力や既存施設を生かしていくというものではなかったでしょうか。そこからずれているのではと指摘したいのです。

次に、人権政策ですが、運動団体に、減少してきているとはいえ、他団体と比して多額の補助金となっております。同和問題の現状に鑑み、運動団体の補助はさらに減額すべきと求めるものです。

最後に、昨年も述べましたが、職員の働く環境の改善が求められます。毎日のように夜遅くまで残業する職員の姿を見るにつけ、この問題、一朝一夕に解決とはいかないかもしれませんが、村長など理事者が先頭に立ち、見える形での改善努力を求めるものです。

以上、申し上げまして反対討論とします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

ただいま議題となっております議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の発生から4年目となる令和5年度は、年度開始前である今週13日から、マスク着用が個人の判断に委ねられることとなり、また、5月8日には新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが2類相当から5類に変わるなど、ようやくアフターコロナ時代に向けて動き出す年度となることに併せて、令和5年度の一般会計予算案の中でも、信州高山まつり開催事業や村民体育祭事業など、村民同士の交流を促し、村民それぞれの活力を生かしたイベントなどの開催や、村民の健康づくりのための健康教育事業、ヘルスアップ事業等の継続による村民1人1人の健康増進にも積極的な予算となっております。

加えて、現在、村民生活に大きな影響を与えている物価高騰等による経済的負担を軽減するための水道使用料の基本料金の減免のための上水道事業会計へ繰出金のほか、就農促進や地域営農支援、また、酪農業に対する支援など、村の基幹産業である農業の生産基盤の充実と担い手育成、確保に向けたものでもあります。

また、ゼロカーボン社会の実現に向けて、保健福祉総合センターに太陽光発電設備等を整備する事業や、なかひら地区にある旧土捨て場を自然公園として景観整備を行うなどの環境への配慮、高齢者ごみ出し支援や障がい者総合支援事業の継続など、高齢者も障がい者も地域で安心して暮らせる福祉の充実、そして、子育てしやすい環境づくりとして、産後ケア事業の拡大や乳幼児おむつ購入助成事業及びたかやま保育園の利用者本位の保育サービス提供実現に向けた客観的な評価事業の

新設、さらに、DX推進計画策定事業として、住民の利便性向上や効率化、地域課題の解決に向けた計画策定を行うなど、環境及び村民生活に寄り添った予算にもなっております。

空き家対策や移住定住促進に関しては、新たに村が空き家を借り上げてリフォームした上で賃貸物件として貸し出す事業や、中学生議会で提案された村内の飲食店等に相談窓口を設置するなど、村民も一体となって進めていくような事業展開に期待が持てます。

にぎわいの場創出事業では、各種イベント等の支援の継続等を歓迎する一方で、山田牧場ハイキングコースや休憩所の整備などについては、地元や関わる皆さんと丁寧に話し合い、村民や近隣市町村の皆さん、そして観光客の皆さんが、今まで以上に山田牧場を訪れ、ゆっくり楽しんでいただける持続可能な場所になることを目指す予算と捉えています。

加えて、山田牧場までの行きやすさも御検討いただけることを希望します。

私は、ぜひこの予算が、村民の負担を軽減し、その効果を最大限に発揮するとともに、村民が幸せを感じることでできる村民協働の村づくりを推進することを強く要望し、令和5年度高山村一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり可決することに賛成するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号 令和5年度高山村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手9人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

————— 8 番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっております議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険税は、国民の約3割弱の皆さんが加入している国民皆保険制度の礎となる医療保険です。本村の国保加入者は1,630人ほど、村民のおよそ25%の皆さんです。そのうち退職後に国保に加入された方が多数おられます。

国保改正後国保の制度がスタートした当初は、相当額の国庫負担が必要として国がしておりました。ところがだんだん公金の投入を減少させ、最近では国の負担割合は20%に下がっております。

そして、国保の1人当たり保険料は、1980年代が3から4万円であったものが、最近では10万円ほどになっております。そのため軽減税率を利用しないで保険料を払っている人は、全体の40%しかないと言われております。本村の軽減税率の適用世帯、いろいろありますけれども、およそ54%となります。本村の1人当たり保険料はおよそ9万円となりますけれども、去年は約10万円というふうに計算しました。

全国知事会、全国市長会などは、低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いという国保の構造問題があるので、1兆円を投入して解決せよと要求しております。そして、併せて子どもにかかる均等割の保険税、保険料を軽減する支援制度の創設を提言もしております。そして、ようやく昨年国は、就学児童の均等割を半額まで公費負担としたものであります。

さて、本年度の国保会計予算によれば、保護者負担金は1億4,600万円で前年比90%と、昨年より金額でいきますと1,630万円の減額の予算になっております。保護者負担金の減少は、資産割の廃止のためであり、この収入の不足分はおよそ600万円。これは基金を取り崩して充当されております。

本議会において資産割が廃止の条例変更が提案され、それにより今後は、応能負担分には所得割のみとされ、応益負担分に当たる均等割と平等割が残りました。本来の税負担の考え方からすれば、応益負担分を減少させることが自然ではないかと考えるものであります。

従来の本村の応能負担分と応益負担の割合は59対41ですが、令和5年度の応能負担分と応益負担分の割合は57対43となり、今後、令和9年までに県が求める51対49に近づけていく旨の回答であります。そうしますと、これから数年間にわたる応能負担、応益負担割合の変更が行われるのではというふうに思いますし、そしてその方法としましては、均等割と平等割の金額を値上げするののかという思いを持つものであります。

次に、私は、本議会の一般質問におきまして子どもの均等割の廃止を求めました。答弁では、市町村独自に軽減を実施した場合、保険者努力支援制度の指標によりペナルティーが科せられるので

難しいとの答弁でした。自治体独自に軽減策を実施した場合、ペナルティーが科せられるというのは、自治体に対して大変なことであります。しかし、私の質問は、今回の条例変更とは全く逆の要望だったということが、気がついたというところであります。しかし、しっかりとした方針を持って対峙すれば、いけないことではないのではないかと思います。

一般質問でも申しましたけれども、岩手県宮古市では、市のホームページで、子育て支援充実の一環として子どもの均等割を減免実施していると掲載しておりますし、また、これからの予算も含めてですが、全額免除をしている自治体は3つあります。また、仙台市などのように部分的に減免している自治体もあります。岸田政権が、国保の都道府県化で市町村独自の施策をさせないように圧力をかけ、国保の値上げを押しつける下で、幾つかの自治体が、特にここ一、二年の間に均等割の減免を開始しております。これは、住民の世論と運動で、自治体独自の努力が広がっていることと言えるのではないのでしょうか。

当村には、国保の積立基金1億円以上あります。以前から基金の取崩しは条例上できないという答弁でありますけれども、以前、国保会計が県に移管される後は、基金は増額する必要はないというふうに考えるとの答弁もありました。要らない基金は、計画を立てて活用していったらどうでしょうか。今回の応能負担分の減少、応益負担の増額という施策は、低所得者をさらに苦しめる制度と言えます。

それと、もう一つ、財政が苦しいと言われる国保会計からすると、資産の部分を廃止するというのはちょっと真逆の政策ではないのでしょうか。憲法では、能力ある人が能力によって税金を負担するという考え方です。

現在、協会けんぽでは、応能負担のみで制度をつくっております。被保険者の所得から算出される金額を、本人と使用者が負担することによって保険制度を守っているわけです。使用者側も保険料を負担しているという面もあり、本人負担は半分になるということはありませんけれども、現在のこの国保の均等割には、働くことができない子どもにも課税されている制度です。子育てに奮闘している家庭には大きな負担はそのまま残ります。少子化対策をしなければという今日、施策としてはいかがなものでしょうか。

以上によりまして、私はこの本議案に反対を表明いたします。

議員各位には御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

ただいま議題となっております令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算につき、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額が8億3,610万7,000円で、前年度比2.5%の減となっておりますが、これは保険給付費が、ここ数年来、比較的安定した水準で推移しており、被保険者の皆さま1人1人が、自らの健康は自らがつくるという意識のたまものと考えております。

国民健康保険は、財政基盤等に係る構造的な問題を抱えるとともに、近年の急速な高齢化の進行や医療の高度化による医療費の増大、また、長引く景気の低迷などによる所得の少ない方の加入の増加など、大変厳しい状況下にあります。

こうしたことから、平成27年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度より県が市町村とともに保険者に位置づけられ、県は、長野県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政の安定化と市町村ごとの医療費水準等の平準化を図り、保険料水準の統一を目指しております。

本村のように小規模な保険者は、一たび高額な医療費が発生すると、保険給付費が一気に増大することが懸念されますが、ある程度の基金を保有するとともに、税率については、平成25年度に引上げが行われた以降、9年間にわたって据置きできており、新年度においては資産割を廃止した予算が構成されております。

経営的には大変厳しい状況にある中、被保険者に対する負担の増加を抑えていること等を勘案しますと、健全な国民健康保険会計の予算が編成されているものと考えております。

今後とも、被保険者の健康づくりを始め、生活習慣病の予防の醸成などに積極的に取り組んでいただくとともに、ジェネリック医薬品の使用など、医療費の抑制への取組を引き続き要望しますとともに、議員各位の賛成への御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手9人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号 令和5年度高山村診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号 令和5年度高山村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号 令和5年度高山村下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号 令和5年度高山村上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

議場内換気のため、3時まで休憩としたいと思います。

午後2時48分 休憩

午後3時08分 再開

○議長(西原澄夫議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算審査特別委員会委員長報告において、訂正の申出がありました。

————— 7番 黒岩委員長。

○予算審査特別委員長（黒岩清道議員）

先ほど予算審査特別委員会の委員長報告の内容を訂正させていただきたい旨をお伝えしました。

先ほど住民税務課のマイナンバーでのコンビニ交付の利用状況という答弁について、2月までに852件、月当たり200件程度という答弁をしましたが、正しくは、2月末までに105件で、月当たり大体35件ということであります。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひします。

日程第19 議案第22号

}

日程第28 議案第31号

○議長（西原澄夫議員）

日程第19 議案第22号 令和4年度（令和3年度繰越明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業中山地区用排水路改修工事（2工区）変更請負契約についてから議案第31号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第3号）までの10件を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

—————内山村長。

○村長（内山信行）

追加で提案をいたしました議案第22号から議案第31号までの10件につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第22号 令和4年度（令和3年度繰越明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業中山地区用排水路改修工事（2工区）変更請負契約について申し上げます。

本案は、令和4年8月16日に契約した中山地区用排水路工事（2工区）において、舗装復旧面積等の増嵩に伴い変更請負契約を締結したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第23号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

この補正予算は、村民ホールリニューアル工事に伴う工事請負費の追加や備品購入費、また、ふるさと納税寄附金の増加に伴うふるさとづくり基金積立金の追加予算を計上するとともに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金や中山間地域総合整備事業負担金など、事業費の精査等により、歳入歳出それぞれ8,348万6,000円を減額し、当初予算からの累計額を49億4,205万円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、総務費の総務管理費で、村民ホールリニューアル工事請負費の追加や村民ホール用テーブルなどの備品購入費、また、ケーブルテレビの議会中継用機材を、公民館

から株式会社G o o l i g h tスタジオへ移転する委託料、また、ふるさと創生基金積立金など689万8,000円追加。

民生費では、児童福祉費で、委託児童数の増加に伴う保育所運営費委託料などを追加する一方、社会福祉費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金や障がい者自立支援給付費、後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金などの減額により、5,640万9,000円減額。

農林水産業費では、新規就農者支援補助金や中山間地域総合整備事業負担金など、事業費の精査等に伴い、3,802万8,000円減額。

商工費では、奥山田温泉管理経費の一部を支援するため、温泉開発事業特別会計繰出金を追加する一方、融資あっせん資金利子補給金やバス旅応援事業補助金など、事業費の精査等に伴い、2,124万1,000円減額。

土木費では、道路橋梁費で、歩行型除雪機購入費や村道改良工事など、事業費の精査等に伴い、669万3,000円減額。

消防費では、広域消防事務委託料や指定避難所ネットワーク構築工事など、事業費の精査等に伴い、655万6,000円減額。

教育費では、教育総務費で、教職員住宅改修工事に係る設計委託料や工事請負費など、268万3,000円減額。

小学校費で、体育館の自動火災報知設備の改修工事請負費を計上する一方、電気料や児童、教職員健康診断委託料の減額などにより、320万5,000円減額。

中学校費では、体育館長寿命化修繕工事請負費や電気料など、1,173万5,000円減額。

社会教育費で、一茶ゆかりの里空調設備改修に係る設計委託料を追加する一方、公民館施設改修工事請負費や分館活動補助金などの減額により、1,145万8,000円減額。

給食施設費で、電気料など295万5,000円を減額し、歳入では、村税で、主に給与所得の伸びによる村民税の個人所得割や、新規設立法人の確定申告による法人税割などが増えたことにより、5,086万8,000円追加。

地方交付税の普通交付税で、1億1,778万4,000円追加。

使用料及び手数料で、新型コロナウイルス感染症感染警戒レベルの引上げなどの影響による温水プールや入浴利用者などの減に伴い、公園施設使用料など、473万円減額。

国庫支出金で、児童手当負担金やマイナンバーカード交付事務費補助金、子育て世帯等臨時特別事業費補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金など、3,063万1,000円減額。

県支出金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金や障がい者自立支援給付費負担金、農業次世代人材投資資金など、1,404万6,000円減額。

財産収入で、ふるさと創生基金などの利子及び配当金のほか、村有林間伐に伴う立木の売払い収入により、604万7,000円追加。

寄附金で、ふるさと納税寄附金や森林（もり）の里親協定、「日垂の森」に基づく支援金により、800万円追加。

繰入金で、財政調整基金繰入金やふるさと創生基金繰入金、道路橋梁施設整備基金繰入金など、1億8,721万7,000円減額。

諸収入で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る過年度収入金など、1,817万1,000円追加。

村債で、事業費の確定等に伴い、農業農村事業債や辺地債のほか、臨時財政対策債を減額するなど、4,789万7,000円を減額し、歳入超過となる7,328万6,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

なお、衛生費の母子衛生事業のほか6事業については、その事業の一部を翌年度に繰り越して実施することといたしました。

議案第24号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,266万8,000円を減額し、当初予算からの累計額を8億6,803万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の療養諸費で3,100万円減額、高額療養費で600万円減額、国民健康保険事業費納付金で125万1,000円減額、保健事業費で113万7,000円を減額し、歳入では、国民健康保険税で270万円追加、県支出金の県補助金で3,678万3,000円減額、諸収入で、保険税滞納延滞金や第三者行為損害賠償診療報酬納付金収入など、123万3,000円を追加し、歳入超過となる638万円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第25号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、当初予算からの累計額を7,370万2,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、医業費で、注射器などの医薬用消耗機材や医薬品購入費120万円を減額し、歳入では、診療収入で53万円追加、繰入金で、新型コロナウイルスワクチン集団接種事業に係る繰入金を追加する一方、一般会計からの繰入金を減額するなど、407万9,000円減額、諸収入で、予防接種実費徴収金や過年度発熱外来診療体制確保補助金の追加交付など、206万9,000円を追加いたしました。

議案第26号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,562万8,000円を減額し、当初予算からの累計額を7億7,668万1,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、施設介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費などを追加する一方、居宅介護サービス等給付費の減により750万円減額、介護予防サービス等諸費で550万円減額、特定入所者サービス等費で900万円減額、地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業費や介護予防・日常生活支援サービス事業費で172万5,000円

を減額し、歳入では、国庫支出金の国庫負担金で452万5,000円減額、国庫補助金で、調整交付金など、1,104万7,000円減額、支払基金交付金で630万1,000円減額、県支出金の県負担金で295万1,000円減額、繰入金の一般会計繰入金で355万6,000円減額、基金繰入金で700万円を減額し、歳入不足となる1,059万2,000円を予備費で減額いたしました。

議案第27号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ535万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を9,385万8,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で494万2,000円を追加し、歳入では、後期高齢者医療保険料706万9,000円追加、繰入金で、一般会計からの繰入金215万円減額、令和3年度決算の確定に伴い、繰越金42万9,000円を追加し、歳入超過となる41万4,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第28号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、当初予算からの累計額を4,409万円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、温泉給湯事業費の総務費で、消費税112万円減額、給湯事業費で、山田温泉給湯事業の修繕費を減額する一方、森林スポーツ公園温泉給湯事業や山田温泉給湯事業の施設整備基金積立金などの追加により320万5,000円を追加し、歳入では、使用料及び手数料で、温泉使用料滞納繰越分109万6,000円追加、繰入金で、一般会計繰入金を追加する一方、奥山田温泉の温泉開発事業基金繰入金を減額し、135万8,000円減額、諸収入で、令和3年度消費税還付金として224万1,000円を追加いたしました。

議案第29号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ227万3,000円を減額し、当初予算からの累計額を9,255万1,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、農業集落排水事業費の総務管理費で、汚泥等処分委託料や牧地区マンホールポンプ更新工事費の確定に伴い227万3,000円を減額し、歳入では、使用料及び手数料で414万5,000円追加、繰入金で、一般会計繰入金及び基金繰入金で592万7,000円減額、村債で、事業費の確定に伴い、農業集落排水事業債50万円を減額いたしました。

議案第30号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ778万1,000円を減額し、当初予算からの累計額を2億3,983万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、下水道費で、高山処理区維持管理事業の修繕費や山田温泉処理区

維持管理事業の浄化センター維持管理委託料、また、公営企業会計移行事業委託料や下水道統合事業の委託料など、342万5,000円減額、流域下水道事業費の総務管理費で、千曲川流域下水道下流処理区維持管理負担金など、606万円を減額し、歳入では、繰入金で、特定環境保全公共下水道管理運営基金繰入金390万2,000円減額、諸収入で、千曲川流域下水道維持管理費負担金290万2,000円追加、村債で、事業費の確定に伴い、流域下水道事業債など、770万円を減額し、歳入超過となる170万4,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第31号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、資本的収入で、一般会計からの繰入金19万円を減額し、累計額を4,151万7,000円とする一方、資本的支出では、建設改良費で、消火栓移設更新工事請負費の確定に伴い、19万円を減額し、累計額を6,811万1,000円とするものであります。

以上、10件につきまして一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午後3時32分 休憩

午後4時49分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第22号 令和4年度（令和3年度繰越明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業中山地区用排水路改修工事（2工区）変更請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第23号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第24号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第25号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第26号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第27号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第28号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第29号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第30号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第31号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長をします。

日程第29 陳情第1号

○議長(西原澄夫議員)

日程第29 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求

める陳情書を議題とします。

陳情第1号について、委員長の報告を求めます。

—————高井福祉産建常任委員長。

○福祉産建常任委員長（高井央葉議員）

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました案件は、陳情第1号の1件です。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、3月14日午後1時より委員全員出席の下、陳情者が参考人として出席し意見を述べた後、参考人に質疑を行い、慎重に審査を行いました。

陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、委員から賛成の意見があり、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で福祉産建常任委員会に付託されました陳情1件の審査の経過及びその結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

これから陳情第1号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手8人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 5 時00分 休 憩

午後 5 時02分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 発議第 1 号

○議 長（西原澄夫議員）

追加日程第 1 発議第 1 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

———書記 榎田和子さん。

○書 記（榎田和子）

＝発議第 1 号朗読＝

令和 5 年 3 月 14 日

高山村議会議長 西 原 澄 夫 様

提出者 高山村議会議員 勝 山 正 弘

賛成者 高山村議会議員 松 本 茂

高山村議会議員 山 寄 秀 治

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、住民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民

の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、長野県では908円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収150万～190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の「生計費」と「賃金」「事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなれば、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすしい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

高山村議会 議長 西原澄夫

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、趣旨説明を行います。

ただいま議題になっております発議第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大と、ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇等に伴う物価高騰が、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。

特に、最低賃金の近くの価格帯で働くパートや派遣、契約など、非正規雇用の労働者の生活破綻が深刻であり、さらに、物価高騰による価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えております。

最低賃金額は、最低賃金法において、その地域の労働者の生活状況や中小零細企業の経営状況を勘案し、地域ごとに最低賃金額が決められています。

これにより地域ごとの最低賃金額は、低い地域では低い水準で、高い地域では高い水準で推移していくため、賃金格差が拡大する構造になっていることから、地域経済を支えている中小零細企業はもちろんのこと、地域ごとの経済格差を生じさせ、日本経済に足かせさせる要因になっている状況でもあります。

また、最低賃金を引き上げるためには、日本の経済を支えている中小零細企業や農林水産業へのさらなる支援を施す経済対策が必要になってきています。

そこで、本意見書は、賃金ベースを一律にするため、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。また、安心した生活を維持するため、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。この2点を国に対して強く要望するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手9人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手多数です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

日程第30 閉会中の継続調査の申出について

○議 長(西原澄夫議員)

日程第30 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

日程第31 議員派遣について

○議長(西原澄夫議員)

日程第31 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本定例会は、これで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本定例会は、3月2日から本日までの16日間の会期で開催されました。

提案されました承認案件から規約の変更、条例の改正、令和5年度一般会計・特別会計予算、令和4年度一般会計・特別会計補正予算、陳情等、33件の案件について慎重に審議いただきました。

特に、令和5年度高山村一般会計予算から高山村上水道事業会計予算までの9件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月9日から14日までの間、黒岩委員長、梨本副委員長を選出し、

委員の皆様には慎重に御審議をいただき、ここに終結できましたこと、改めて御礼を申し上げます。

また、一般質問には10名の議員に御登壇いただき、19項目についての議論をいただきました。予算審査特別委員会での審査も含め、各議員から寄せられました御意見等につきましては、真摯に受け止めていただき、村政に反映していただくことをお願いしたいと思います。

国内史上最大の津波を観測いたしました東日本大震災、そして、長野県北部地震発生からこの3月11日をもって12年が経過しましたが、特に東日本大震災では、今なお3万1,000人余りの人々が避難生活を送られておられます。一日も早い復興を願うばかりです。

さて、今定例会中には、2023ワールドベースボールクラシックが開幕し、日本は順調に一次ラウンドを戦い、その雄姿は私たち国民に多くの感動を与えております。そして、昨夜行われた準々決勝イタリア戦に快勝し、アメリカで行われる準決勝、決勝ラウンドにも臨もうとしています。今後、日本チームの躍進を期待したいものです。

このような中、国内に目を向けてみますと、令和4年に生まれた赤ちゃんの数が、国の統計開始以来、初の80万人割れとなり、国の推計より10年超えの早いペースで少子化が進んでいるとの報道がありました。

少子化に歯止めをかけるには、1990年代に生まれた男女が、結婚や出産の適齢期を迎える今後10年ほどが正念場になると指摘されております。

政府は、この状況を踏まえ、少子化の対策強化に向けた関係府省会議を開催し、この3月に各政策のたたき台をまとめることとしております。

この少子化問題は、人ごとではなく、私たち国民の喫緊の課題でもあります。私たちが住んでいるこの地域に限らず、我が国の将来の行方に関わってきておりますことから、政府や私たちが主体的な対策をすぐにでも講じていく必要があります。議会や行政の果たすべき役割を明確化し、実践することを切に望むところであります。

最後に、この冬は雪が少なく、寒さで厳しい日が続きましたが、3月に入り平年を上回る気温が続いております。まだまだ寒暖の差が大きい折、皆様方におかれましては、健康には十分御留意をされ、今後の御活躍を御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

大変御苦労さまでございました。

この際、村長の発言を許します。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

3月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月2日から本日までの16日間にわたり、追加提案いたしました議案10件を合わせますと、32件という大変多くの議案を御審議いただきました。

議員各位には、活発な御議論と慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたこ

とに厚く御礼申し上げます。

特に、今定例会におきましては、令和5年度予算審査特別委員会を設置して慎重に審査をしていただき、貴重な御提言を賜りましたことに厚く御礼申し上げますとともに、委員長として御苦労いただきました黒岩清道議員には、改めて御礼申し上げます。

さて、トルコとシリア国境で発生した大地震により、両国合わせて約5万2,000人が亡くなられ、歴史的な大惨事と言われている地震から今月6日で1か月余りが経過いたしました。トルコでは現在も140万人以上がテント生活を余儀なくされており、隣国シリアは内戦下で国際支援が遅れているため、生活物資すら届いていない状況にあると言われております。

また、復旧、復興には巨額の費用がかかるため、全く見通しが立たないとも報道されております。

このような中、被害に遭われた皆さんは過酷な生活状態に置かれておりますので、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、強力な国際協調力が何よりも必要ではないかと思っております。

一方、日本におきましては、去る3月11日で東日本大震災から12年が経過いたしました。津波による甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島3県の沿岸自治体が、震災を上回る巨大地震の想定公表を受けて対策の練り直しを迫られております。昨年示された最大級の津波を想定した浸水域は、震災の1.3倍に拡大するとされ、震災を教訓に対策を進めてきた自治体では、この10年余りは何だったのかと困惑が広がっていると報じられております。

そのような中、震災から12年目に当たる11日の午後2時46分の地震発生時刻には、それぞれの被災地で追悼行事が行われるとともに黙禱がささげられており、改めて地震を始めとする自然災害のない平穏な年になることを願うものであります。

令和4年度も残すところ2週間余りとなりましたが、3月13日からは、3年余りに及んだマスクの着用が、高齢者施設や医療機関等を除き、個人の判断となり、少しずつではありますが平静を取り戻していくことを期待するものであります。

そのようなことから、新年度は引き続き感染症に十分注意を払いながら、活力ある村づくりを目指して、イベントや行事等を可能な限り実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月14日に内閣府が発表した昨年10月から12月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除く実質GDP（季節調整値）が7から9月期に比べて0.2%の増となり、このペースが1年続くと仮定した年率換算が0.6%であると言われております。

これは、コロナ禍の影響が落ち着き、消費が回復し、2四半期ぶりのプラス成長となりましたが、成長率は力強さに欠けていると言われ、GDPの半分以上を占める個人消費が0.5%増にとどまり、行動制限のない年末の旅行や外食等が増えたものの、記録的な物価高騰が消費拡大の足かせになったことによるものと言われております。

引き続き、物価高騰が懸念される中、地方にとりましても厳しい財政運営が迫られるものと思っ

ておりますが、先ほど議決を賜りました新年度予算の執行に当たりましては、切れ目のない事業の実施に努めてまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、周囲の山々の雪も解け、日ごとに春の気配を感じるようになってまいりましたが、今年には桜の開花予想が平年よりも早いと言われておりますものの、まだまだ寒暖の差が厳しいことから、議員各位におかれましてはくれぐれも御自愛いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

令和5年第1回高山村議会3月定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後5時28分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月17日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 滝 澤 聖

署 名 議 員 梨 本 進

署 名 議 員 沖 島 祥 介